

第3章 特別調査

(主な調査結果)

1. 精神障害を有する性犯罪被害者のうち7割以上が知的障害に該当した。(3節1 (2) 参照)
2. 最初の被害の場所について、精神障害なし(16歳未満)群及び精神障害なし(16歳以上)群は「屋外」が最も多かったのに比して、精神障害あり群は「学校・就労先・療養所・デイケア施設等」が最も多かった。(3節2 (8) 参照)
3. 精神障害なし(16歳未満)群及び精神障害なし(16歳以上)群に対する事件の加害者は、20～30歳台等の比較的若い年齢層が多く、精神障害あり群に対する事件の加害者は、65歳以上の高齢者層が多かった。(3節3 (2) 参照)
4. 精神障害なし(16歳未満)群及び精神障害なし(16歳以上)群に対する事件の加害者は、面識がない者が多い一方、精神障害あり群に対する事件の加害者は、支援関係者が最も多かった。(3節3 (7) 参照)
5. 精神障害あり群及び精神障害なし(16歳未満)群では、精神障害なし(16歳以上)群と比べ、加害者から行われた行為の意味内容を理解できていなかったり、同行為が犯罪行為の被害であると明確に認識できていなかったりする場合が多かった。(3節4 (1) 参照)
6. 最初に被害を伝えた相手について、精神障害あり群及び精神障害なし(16歳未満)群では親族が最も多く、精神障害なし(16歳以上)群では捜査機関が最も多かった。精神障害あり群では被害申告がない場合も多かった。(3節5 (1) 参照)
7. 精神障害あり群について、そもそも精神障害の影響により供述困難なため取調べが実施されていないケースも多数あることなどを踏まえれば、比較的高い割合で司法面接的手法による取調べが実施されている状況が明らかになった。(3節6 (1) 参照)
8. 精神障害の種類・程度別の分析では、発達障害及び軽度の知的障害において、加害者から犯罪行為の被害を受けたことを認識できている場合が多い傾向が見られた。(4節1 (2) 参照)
9. 年齢との関連を見る分析では、精神障害なし群は、被害当時の被害認識に明確な年齢による差が見られた一方、精神障害あり群は、年齢との関係性は明確には見られなかった。(4節2 (1) 参照)
10. 加害者との関係別の分析では、日常的に接する身近な者が加害者である場合において、複数回の性被害に遭いやすい傾向が見られた。(4節3 (4) 参照)

第1節 調査の目的

犯罪被害者は、本人の意思とは無関係に、犯罪という理不尽な行為により、生命、身体、財産等の直接的な被害だけでなく、事件に遭ったことによる精神的ショックや身体の不調等の二次被害も受け、さらには、社会生活上の困難を抱えることになり得るところであり、全ての犯罪被害者に対しては、個人の尊厳が重んぜられ、その置かれている状況に応じた適切な施策が講ぜられなければならない。

法務総合研究所は、昭和61年版犯罪白書特集「犯罪被害の原因と対策」、平成11年版犯罪白書特集「犯罪被害者と刑事司法」、研究部報告7「犯罪被害の実態に関する調査」（平成12年）等において、犯罪被害者の実態等について調査してきた。また、警察等の公的機関に認知された犯罪件数を集計する方法（受理統計）では把握できない「暗数」、すなわち、認知件数と実際に発生している事件数との間の差を、一般国民を対象としたアンケートにより定期的に調査し、その結果を公表してきた。

現下、第4次犯罪被害者等基本計画が策定され、「性犯罪被害者、障害者等の犯罪被害者の特性に応じた被害実態の調査」が求められているところ、知的障害その他の精神障害を有する者はその特性故に性犯罪被害に遭う危険性があり、現実としても、精神障害による影響に乗じた性犯罪事件は少なからず発生している。

また、第2章で明らかになったとおり、近年、不同意性交等や不同意わいせつ等の認知件数は増加傾向にある一方、これらの事件の嫌疑不十分率も上昇傾向にあり、この種事犯の捜査や起訴の局面では、様々な困難が存在している状況がうかがわれるほか、暗数調査の結果としても、性被害は窃盗・強盗等の犯罪被害よりも潜在化の危険性が高いことが確認されている（窃盗及び強盗・恐喝・ひったくりについては、被害者の約45%が捜査機関に被害を届け出たのに対し、性被害は約25%にとどまっている（研究部報告67「第6回犯罪被害実態（暗数）調査」第2編第2章「個人犯罪被害」）。加えて、精神障害を有する者がこの種の被害に遭った場合、性被害について適切に認識できていないことなどに起因し、適切な被害申告がなされない可能性があるなど、その特性も相まって潜在化の危険性はより高まると考えられる。

そこで、本調査では、被害が潜在化しやすい精神障害者である性犯罪被害者を主たる調査対象とし、その被害を防止し、支援策を検討するための基礎資料を提供することを目的として、その特性に着目して被害の実態（被害者の属性、事件の概要、被害を受けたことによる影響、事件後の加害者からの感謝等、加害者に対する感情、被害後に利用した社会資源等）について調査・分析を行うこととした。

また、年少者も、精神障害者である性犯罪被害者と同様に、性被害について適切に認識できないこ

となどから被害の潜在化が懸念されるため、本調査においては、年少者についても調査・分析を行うこととした。

第2節 調査の概要

1 調査方法

調査対象事件については、以下の2つの方法で対象事件を抽出した。

まず、性被害事件のうち、精神障害を有する者に対する事件を抽出するため、全国の地方裁判所本庁及び支部において、平成30年1月1日から令和4年12月31日までの間に有罪判決が下された事件の中から、強制性交等、準強制性交等、監護者性交等、強制わいせつ、準強制わいせつ又は監護者わいせつのいずれかを判決言渡し罪名に含む事件で、かつ、検察官において、被害者が精神障害を有する者であることが犯罪の成立や情状において重要な要素と判断している事件を抽出した。

次に、精神障害を有する者の被害の潜在化に関する事項を含む被害の実情を探るためには、性被害事件のうち、精神障害を有しない者に対する事件との比較が必要となることから、精神障害を有しない者に対する性被害事件を以下の方針で抽出することとした。まず、精神障害を有しない者に対する性被害事件は、精神障害を有する者のそれと異なり、事件数自体が著しく多いことから、有罪判決が下された期間を令和4年1月1日から同年12月31日までの1年間とし、期間を絞りつつも季節的な事件の発生動向が比較分析に影響を与えないよう配慮した。また、判決言渡し裁判所についても、範囲を絞りつつも地域的な偏りを少なくするため、東京、大阪、名古屋、福岡、広島、仙台、札幌、高松の8地方裁判所本庁において有罪判決が下された事件を対象とすることとした。さらに、罪名に関し、精神障害を有する者に対する性被害事件については、被害者の精神障害による影響に乗じた犯行を調査するため、前記のとおり、準強制性交等及び準強制わいせつも対象としたが、精神障害を有しない者においてこれらの罪名が適用された事案の多くは、被害者が酩酊あるいは薬物等の影響による意識混濁・喪失状態や睡眠状態で敢行されたものであり、精神障害を有する者において前記罪名が適用された事案とは明らかに状況を異にしている事案が多く、比較対象として適切とはいえないものであったことから、精神障害を有しない者に対する性被害事件においては、準強制性交等及び準強制わいせつを対象から除外し、強制性交等、監護者性交等、強制わいせつ又は監護者わいせつのいずれかを判決言渡し罪名に含む事件を抽出した。

なお、本調査を行うにあたり、強制性交等致傷や強制わいせつ致傷等の結果的加重犯については、

それら罪名のみで判決が言い渡された事件を除外した。その理由は、これらの件数の偏りが比較分析に大きな影響を与える可能性が高いためである。すなわち、本調査では、精神障害を有する者に対する性被害事件を抽出する段階で、精神障害を有する者は、性被害について適切に認識できていないことなどに起因し、抵抗能力自体が精神障害を有しない者よりも低い場合が多く、それ故、精神障害を有する者に対する性被害事件では、加害者が被害者の抵抗を排する手段として、強度の暴行を必要としていない事案が多いことなどから、致傷結果を伴う結果的加重犯の件数が非常に少ないことが確認された。一方、精神障害を有しない者に対する性被害事件では、特に成人が被害者となっている事件において、加害者が被害者の抵抗を排する手段として、強度の暴行を伴っている事案が少なからずあることが確認された。そのため、強姦性交等致傷や強制わいせつ致傷等の罪名のみで判決が言い渡された事件を調査対象に含めた場合、精神障害を有する者に対する性被害事件にはこれらがほとんど含まれない一方、精神障害を有しない者に対する性被害事件にはこれらが相当数含まれる結果になることが予想された。致傷結果を伴う性被害事件では、被害者の受傷を見た家族・知人等が被害に気づき、これらの者や医療機関から捜査機関への通報がされるケースも多く、被害の潜在化の可能性は、致傷結果の有無によって大きな影響を受けることになる。また、法定刑も致傷結果の有無によって大幅に異なっていることから、性被害事件が立件された場合の科刑状況等にも格段の違いが生じる。そのため、結果的加重犯がほとんど含まれていない精神障害を有する者に対する性被害事件と、これらが相当数含まれる精神障害を有しない者に対する性被害事件を比較した場合、結果的加重犯の件数の偏りが様々な調査項目の分析結果に大きな影響を与えることが考えられた。そのため、本調査においては、前記偏りによる影響を排除するため、基本罪名を判決言渡し罪名に含む事件のみを調査対象とし、結果的加重犯については、それら罪名のみで判決が言い渡された事件を調査対象から除外することとした。

前記方針による確定記録調査は、令和5年6月の調査開始時点において判決が確定し、かつ同年11月の調査終了までに刑事確定記録の閲覧が可能であったものを対象として実施し、調査対象被害者のうち精神障害を有する者176人、調査対象被害者のうち精神障害を有しない者349人について調査を実施した。なお、精神障害を有しない者349人のうち、被害当時16歳未満であった者は117人、被害当時16歳以上であった者は232人であった。

2 分析方法

調査結果は、主にクロス集計表により構成比又は該当率を算出した上で、これらの分布に統計的に有意な差が見られるかを χ^2 検定により分析した。度数が少ない場合など、 χ^2 検定に適さない場合に

は、Fisherの正確確率検定（自由度が多いものなど一部の分析はモンテカルロシミュレーションによる。）を実施した。さらに、残差分析を行い、統計的に有意な差が見られたカテゴリーについて明らかにした。また、必要に応じて、各項においてその他の分析方法を用いた。分析には、IBM SPSS Statistics 26を使用し、有意水準は5%に設定した。

3 倫理的配慮

法務総合研究所では、研究計画及び研究結果を検証するために、外部の学識経験者等から構成される法務総合研究所研究評価検討委員会を設置しており、本調査については、「犯罪被害の動向及び犯罪被害者に関する総合的研究（特定犯罪被害者調査）」として当該委員会の事前評価を経て実施された。また、本調査に当たっては、行政機関の保有する個人情報の保護に係る法令を遵守して実施した。

第3節 調査の結果（被害者の属性別）

本節では、調査の結果について被害者の属性別に比較・分析し、明らかとなった傾向・特徴を紹介する。

なお、本調査は、前節で記載のとおり、特定の条件下で事件を抽出して行ったものであり、以降の結果は、今回の調査対象事件において示された傾向であることに留意されたい。

1 基本的属性

(1) 調査対象被害者の属性

調査対象被害者の性別、年齢（加害者の罪となるべき事実で認定された最初の犯行日時点の年齢をいう。以下この章において同じ。）、職業及び居住環境を被害者の属性別に見ると、**3-3-1-1表**のとおりである。

なお、ここでは、調査対象被害者の属性別の有意な違いを確認するため、精神障害を有する者のうち16歳未満・16歳以上、精神障害を有しない者のうち16歳未満・16歳以上の四つの属性に分けた上で、 χ^2 検定又はモンテカルロ法による検定を行った。その結果、性別、職業及び居住環境について有意な差が見られた。それぞれ調整済み残差を見ると、性別では、精神障害を有する者・有しない者共に、16歳未満は「男性」の構成比が高く、16歳以上は「女性」の構成比が高い傾向が見られた。職業では、精神障害を有する者（16歳未満）及び精神障害を有しない者（16歳未満）の「学生」、精神障害を有する者（16歳以上）の「無職」、精神障害を有しない者（16歳以上）の「有職」の構成比が高く、精神障害を有する者（16歳未満）の「有職」及び「無職」、精神障害を有する者（16歳以上）の「学生」、精神障害を有しない者（16歳未満）の「有職」、精神障害を有しない者（16歳以上）の「無職」及び「学生」の構成比が低い傾向が見られた。居住環境では、精神障害を有する者（16歳未満）及び精神障害を有しない者（16歳未満）の「家族・親族と同居」、精神障害を有する者（16歳以上）の「施設等に居住」、精神障害を有しない者（16歳以上）の「単身居住」及び「家族・親族以外と同居」の構成比が高く、精神障害を有する者（16歳未満）の「単身居住」、精神障害を有する者（16歳以上）の「単身居住」及び「家族・親族以外と同居」、精神障害を有しない者（16歳未満）の「単身居住」、「家族・親族以外と同居」及び「施設等に居住」、精神障害を有しない者（16歳以上）の「家族・親族と同居」及び「施設等に居住」の構成比が低い傾向が見られた。

また、年齢層について、精神障害を有する者と精神障害を有しない者とを比較するためモンテカル

ロ法による検定を行った結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、精神障害を有する者では、「13～15歳」、「40～49歳」、「50～59歳」、「65歳以上」の構成比が高く、精神障害を有しない者では、「20～29歳」の構成比が高い傾向が見られた。

3-3-1-1表 調査対象被害者の属性

属性	総数	精神障害を有する者		精神障害を有しない者		統計値
		16歳未満	16歳以上	16歳未満	16歳以上	
総数	525 (100.0)	63 (100.0)	113 (100.0)	117 (100.0)	232 (100.0)	
性別						$\chi^2(3)=56.015$ $p<.001$
男	51 (9.7)	△ 20 (31.7)	▽ 5 (4.4)	△ 19 (16.2)	▽ 7 (3.0)	
女	474 (90.3)	▽ 43 (68.3)	△108 (95.6)	▽ 98 (83.8)	△225 (97.0)	
年齢						$\chi^2(9)=176.122$ $p<.001$
13歳未満	127 (24.2)	35 (55.6)	—	92 (78.6)	—	
13～15歳	53 (10.1)	28 (44.4)	—	25 (21.4)	—	
16～19歳	100 (19.0)	—	33 (29.2)	—	67 (28.9)	
20～29歳	163 (31.0)	—	37 (32.7)	—	126 (54.3)	
30～39歳	43 (8.2)	—	14 (12.4)	—	29 (12.5)	
40～49歳	11 (2.1)	—	8 (7.1)	—	3 (1.3)	
50～59歳	15 (2.9)	—	9 (8.0)	—	6 (2.6)	
60～64歳	2 (0.4)	—	1 (0.9)	—	1 (0.4)	
65歳以上	11 (2.1)	—	11 (9.7)	—	—	
職業						$\chi^2(6)=291.472$ $p<.001$
有職	192 (37.0)	▽ —	49 (43.4)	▽ —	△143 (63.3)	
無職	63 (12.1)	▽ 2 (3.2)	△ 43 (38.1)	11 (9.4)	▽ 7 (3.1)	
学生	264 (50.9)	△ 61 (96.8)	▽ 21 (18.6)	△106 (90.6)	▽ 76 (33.6)	
居住環境						$\chi^2(9)=176.122$ $p<.001$
単身居住	63 (14.1)	▽ —	▽ 7 (6.3)	▽ —	△ 56 (36.4)	
家族・親族と同居	334 (74.9)	△ 61 (96.8)	79 (70.5)	△115 (98.3)	▽ 79 (51.3)	
家族・親族以外と同居	13 (2.9)	—	▽ —	▽ —	△ 13 (8.4)	
施設等に居住	36 (8.1)	2 (3.2)	△ 26 (23.2)	▽ 2 (1.7)	▽ 6 (3.9)	

注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 各属性が不詳の者を除く。
 3 「年齢」は、加害者の罪となるべき事実で認定された最初の犯行日時時点の年齢による。
 4 「有職」は、就労支援事業所、その他（自営業）を含む。
 5 χ^2 検定により有意差が認められ、調整済み残差が1.96以上を△で示し、-1.96以下を▽で示す。
 6 ()内は、各属性の総数における構成比である。

(2) 精神障害を有する者の精神障害の種類等及び事件当時受けていた支援の状況

調査対象被害者のうち精神障害を有する者について、精神障害の種類等及び事件当時受けていた支援の状況を見ると、3-3-1-2表のとおりである。

精神障害の種類等について、該当率（重複計上による。）を見ると、知的障害（中程度）（25.0%）が最も高く、知的障害（重度）及び知的障害（軽度）も20%を上回った。なお、「その他」には、うつ病、統合失調症、不安障害、摂食障害等があった。

事件当時受けていた支援について、該当率（重複計上による。）を見ると、施設通所（支援学校等の通学を含む）（63.6%）が最も高く、次いで、医療機関等での通院治療等（25.6%）、施設入所

(15.9%) の順であった。

以上のとおり、調査対象被害者のうち精神障害を有する者については、知的障害を有する者が多数含まれており、障害の程度もばらつきが大きく、年齢による影響と障害の程度による影響とを判別することが困難であるため、比較・分析に当たっては、年齢による区分を置かないこととする。本節次項以降においては、調査対象被害者について、精神障害を有する者（以下「精神障害あり群」という。）、精神障害を有しない者のうち被害当時16歳未満であった者（以下「精神障害なし（16歳未満）群」という。）及び精神障害を有しない者のうち被害当時16歳以上であった者（以下「精神障害なし（16歳以上）群」という。）の3群で、比較・分析を行うこととした。なお、精神障害を有する被害者についての詳細な分析は、第4節において、精神障害の種類・程度別に被害の潜在化リスクに関する分析を行うこととした。

3-3-1-2表

精神障害を有する者の精神障害の種類等及び事件当時受けていた支援の状況

状況	該当者	
総数	176	(100.0)
精神障害の種類等		
知的障害	131	(74.4)
知的障害（軽度）	36	(20.5)
知的障害（中等度）	44	(25.0)
知的障害（重度）	43	(24.4)
知的障害（最重度）	8	(4.5)
認知症	12	(6.8)
発達障害	35	(19.9)
その他	37	(21.0)
事件当時受けていた支援		
施設入所	28	(15.9)
施設通所（支援学校等の通学を含む）	112	(63.6)
訪問支援	8	(4.5)
医療機関等での通院治療等	45	(25.6)
なし	17	(9.7)

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 各項目に該当した者（重複計上による。）の実人員である。
 3 精神障害の種類等の「その他」は、うつ病、統合失調症、不安障害、摂食障害等である。
 4 () 内は、総数に占める各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。

2 調査対象事件の特徴等

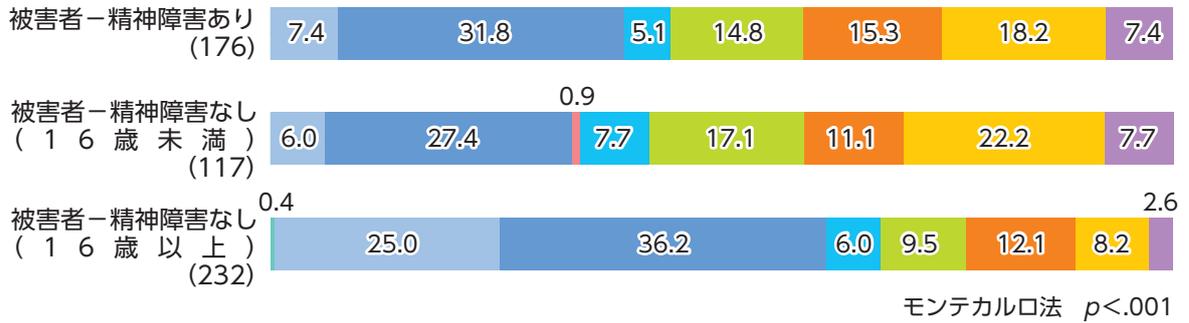
(1) 科刑状況

調査対象事件について、加害者の科刑状況の構成比を、被害者の属性別に見ると、**3-3-2-1 図**のとおりである。精神障害あり群に対する事件の加害者は、「2年以上3年以下（全部執行猶予）」(31.8%) が最も高く、次いで、「5年を超え10年以下（実刑）」(18.2%)、「3年を超え5年以下（実刑）」(15.3%) の順であった。精神障害なし（16歳未満）群に対する事件の加害者は、「2年以上3年以下（全部執行猶予）」が最も高く（27.4%）、次いで、「5年を超え10年以下（実刑）」(22.2%)、「2年以上3年以下（実刑）」(17.1%) の順であった。精神障害なし（16歳以上）群に対する事件の加害者は、「2年以上3年以下（全部執行猶予）」(36.2%) が最も高く、次いで、「1年以上2年未満（全部執行猶予）」(25.0%)、「3年を超え5年以下（実刑）」(12.1%) の順であった。

モンテカルロ法による検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、精神障害なし（16歳未満）群に対する事件の加害者の「5年を超え10年以下（実刑）」及び精神障害なし（16歳以上）群に対する事件の加害者の「1年以上2年未満（全部執行猶予）」の構成比が高く、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群に対する事件の加害者の「1年以上2年未満（全部執行猶予）」並びに精神障害なし（16歳以上）群に対する事件の加害者の「2年以上3年以下（実刑）」、「5年を超え10年以下（実刑）」及び「10年を超え30年以下（実刑）」の構成比が低い傾向が見られた。

なお、科刑状況を見るに当たっては、本調査の対象事件について、強制性交等致傷や強制わいせつ致傷等の結果的加重犯は、それら罪名のみで判決が言い渡された事件は除外していること、精神障害なし群の場合、更に準強制性交等又は準強制わいせつが判決言渡し罪名である事件も、対象外としていることに加え、加害者の同種前科の有無等、個々の事情が異なる点にも留意が必要である（本項（3）においても同じ。）。

3-3-2-1 図 科刑状況



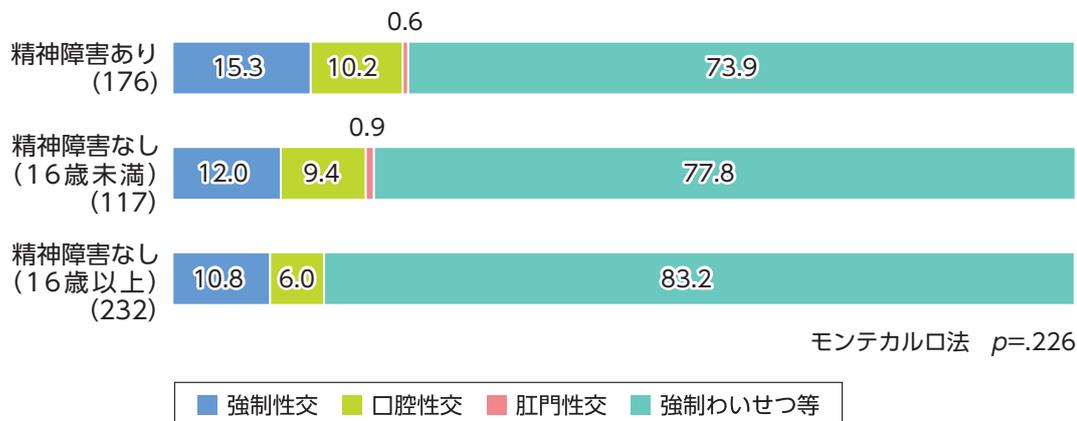
注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「実刑」は、一部執行猶予を含む。
 3 ()内は、実人員である。

(2) 最初の被害の態様

調査対象事件について、被害者が最初に受けた被害の態様の構成比を、被害者の属性別に見ると、3-3-2-2図のとおりである。精神障害あり群、精神障害なし(16歳未満)群及び精神障害なし(16歳以上)群のいずれにおいても、「強制わいせつ等」が最も高く、それぞれ73.9%、77.8%、83.2%であった。なお、精神障害あり群においては、強制性交、口腔性交及び肛門性交を合わせた構成比が26%を超えていた。

モンテカルロ法による検定の結果、有意な差は見られなかった。

3-3-2-2図 最初の被害の態様



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 複数の態様に該当する場合は、凡例において左に掲げられているものに計上している。
 3 ()内は、実人員である。

(3) 科刑状況 (被害の態様別)

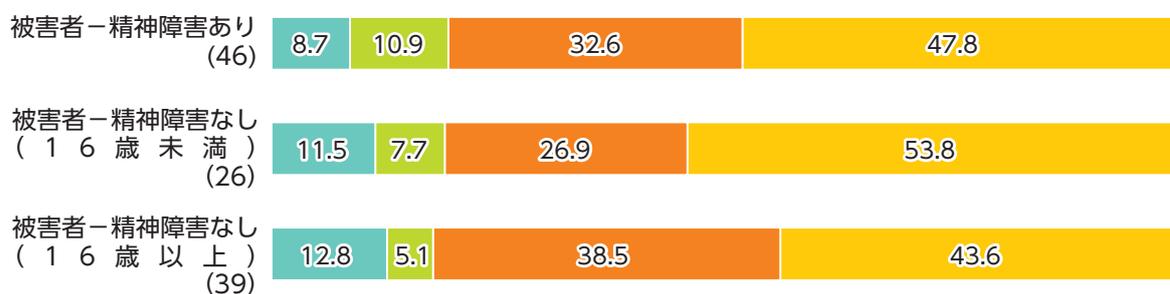
加害者の科刑状況については、被害者が受けた被害の態様による影響が考えられることから、ここでは、被害の態様について、「強制性交等」(「強制性交」、「口腔性交」、「肛門性交」の合計。以下(3)において同じ。)及び「強制わいせつ等」の二つに区分した上で、それぞれについて、加害者の科刑状況を見る。科刑状況について、①「全部執行猶予」(1年未満(全部執行猶予)、1年以上2年未満(全部執行猶予)、2年以上3年以下(全部執行猶予)の合計)、②「実刑(3年以下)」(1年未満(実刑)、1年以上2年未満(実刑)、2年以上3年以下(実刑)の合計)、③「実刑(3年を超え5年以下)」、④「実刑(5年を超える)」(「5年を超え10年以下(実刑)」及び「10年を超え30年以下(実刑)」の合計)の4カテゴリーに統合した上で、科刑状況の構成比を被害者の属性別に見ると、3-3-2-3図のとおりである。強制性交等では、いずれの属性の被害者も「実刑(5年を超える)」の構成比が最も高く(それぞれ47.8%、53.8%、43.6%)、次いで、「実刑(3年を超え5年以下)」であり(それぞれ32.6%、26.9%、38.5%)、強制わいせつ等では、いずれの属性の被害者も「全部執行猶予」の構成比が最も高く(それぞれ50.0%、39.6%、71.5%)、次いで、「実刑(3年以下)」(それぞれ23.1%、30.8%、17.6%)であった。

χ^2 検定の結果、強制性交等では、被害者の属性による科刑状況に有意な差は見られなかったが、強制わいせつ等では、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、精神障害あり群に対する事件の加害者の「実刑(5年を超える)」、精神障害なし(16歳未満)群に対する事件の加害者の「実刑(3

年以下)」及び「実刑（5年を超える）」、精神障害なし（16歳以上）群に対する事件の加害者の「全部執行猶予」の構成比が高く、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群に対する事件の加害者の「全部執行猶予」、精神障害なし（16歳以上）群に対する事件の加害者の「実刑（3年以下）」及び「実刑（5年を超える）」の構成比が低い傾向が見られた。

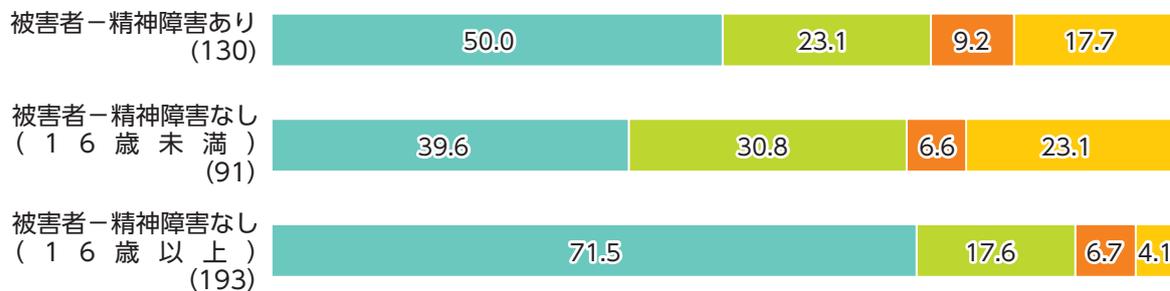
3-3-2-3 科刑状況（被害の態様別）

① 強制性交等



モンテカルロ法 $p=0.911$

② 強制わいせつ等



$\chi^2(6)=40.158$ $p<0.001$

■ 全部執行猶予 ■ 実刑（3年以下） ■ 実刑（3年を超え5年以下） ■ 実刑（5年を超える）

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「強制性交等」は、口腔性交及び肛門性交を含む。
 3 「実刑」は、一部執行猶予を含む。
 4 複数の態様に該当する場合は、①に計上している。
 5 ()内は、実人員である。

(4) 余罪関係

ここでは、調査対象事件について、加害者の余罪関係を見る。本調査項目は、調査者において、加害者の余罪関係を判決書の「罪となるべき事実」の認定事実によって分類したものであり、「被害者1名に対する調査対象罪名のみ」は、判決書の「罪となるべき事実」で被害者1名に対する調査対象罪名（強制性交等、準強制性交等、監護者性交等、強制わいせつ、準強制わいせつ又は監護者わいせつ及びこれらの結果的加重犯をいう。以下この節において同じ。）のみが認定されている場合を指し、「被害者複数名に対する調査対象罪名のみ」は、判決書の「罪となるべき事実」で被害者2名以上（調査対象事件以外の被害者について、精神障害の有無は不詳。）に対する調査対象罪名のみが認定されている場合を指し、「その他余罪あり」は、判決書の「罪となるべき事実」で調査対象罪名以外の罪が認定されている場合を指すところ、前記分類による加害者の余罪関係の件数及び構成比を、被害者の属性別に見ると、3-3-2-4表のとおりである。精神障害あり群及び精神障害なし（16歳以上）群に対する事件の加害者では、「被害者1名に対する調査対象罪名のみ」の構成比が最も高く、それぞれ59.7%、57.8%であり、精神障害なし（16歳未満）群に対する事件の加害者では、「その他余罪あり」の構成比が最も高く、51.3%であった。

χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、精神障害あり群に対する事件の加害者の「被害者1名に対する調査対象罪名のみ」、精神障害なし（16歳未満）群に対する事件の加害者の「その他余罪あり」、精神障害なし（16歳以上）群に対する事件の加害者の「被害者1名に対する調査対象罪名のみ」及び「被害者複数名に対する調査対象罪名のみ」の構成比が高く、精神障害あり群に対する事件の加害者の「被害者複数名に対する調査対象罪名のみ」、精神障害なし（16歳未満）群に対する事件の加害者の「被害者1名に対する調査対象罪名のみ」、精神障害なし（16歳以上）群に対する事件の加害者の「その他余罪あり」の構成比が低い傾向が見られた。

なお、「その他余罪あり」では、同一被害者に対する児童ポルノ処罰法違反や別の被害者に対する条例違反（痴漢・盗撮事案）等が複数含まれていた。

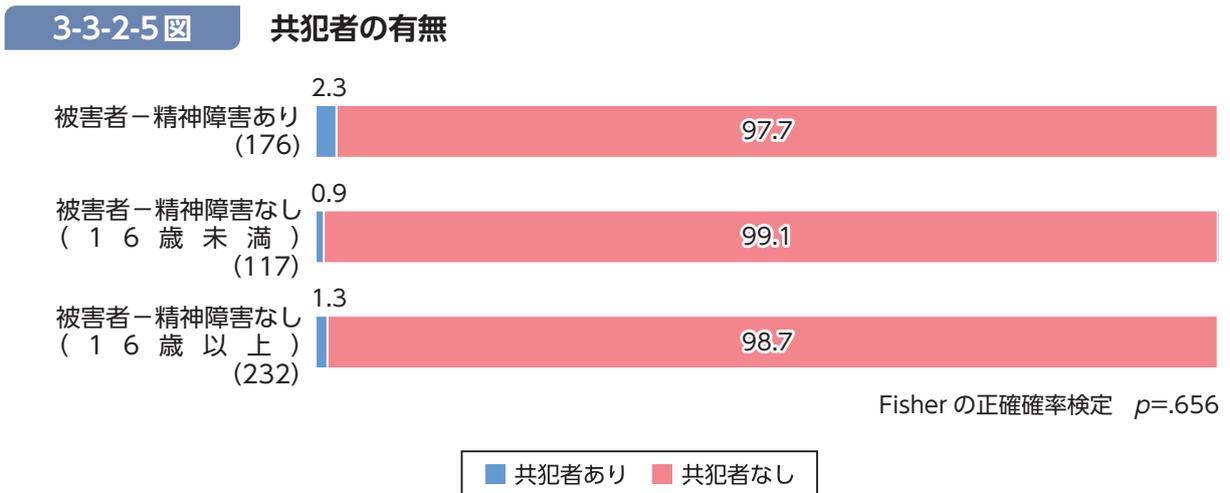
3-3-2-4表 余罪関係

余罪関係	総数	被害者－精神障害あり	被害者－精神障害なし		統計値
			16歳未満	16歳以上	
総数	525 (100.0)	176 (100.0)	117 (100.0)	232 (100.0)	$\chi^2(4)=54.608$ $p<.001$
被害者1名に対する調査対象罪名のみ	276 (52.6)	105 (59.7)	37 (31.6)	134 (57.8)	
被害者複数名に対する調査対象罪名のみ	87 (16.6)	13 (7.4)	20 (17.1)	54 (23.3)	
その他余罪あり	162 (30.9)	58 (33.0)	60 (51.3)	44 (19.0)	

注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「調査対象罪名」は、(準)強制わいせつ、(準)強制性交等、監護者わいせつ及び監護者性交等である。
 3 ()内は、構成比である。

(5) 共犯者の有無

ここでは、調査対象事件について、加害者の共犯者の有無を見る。「共犯者あり」及び「共犯者なし」の構成比を被害者の属性別に見ると、3-3-2-5図のとおりである。精神障害あり群、精神障害なし（16歳未満）群及び精神障害なし（16歳以上）群に対する事件の加害者いずれについても、「共犯者なし」が90%台後半であった。Fisherの正確確率検定の結果、有意な差は見られなかった。

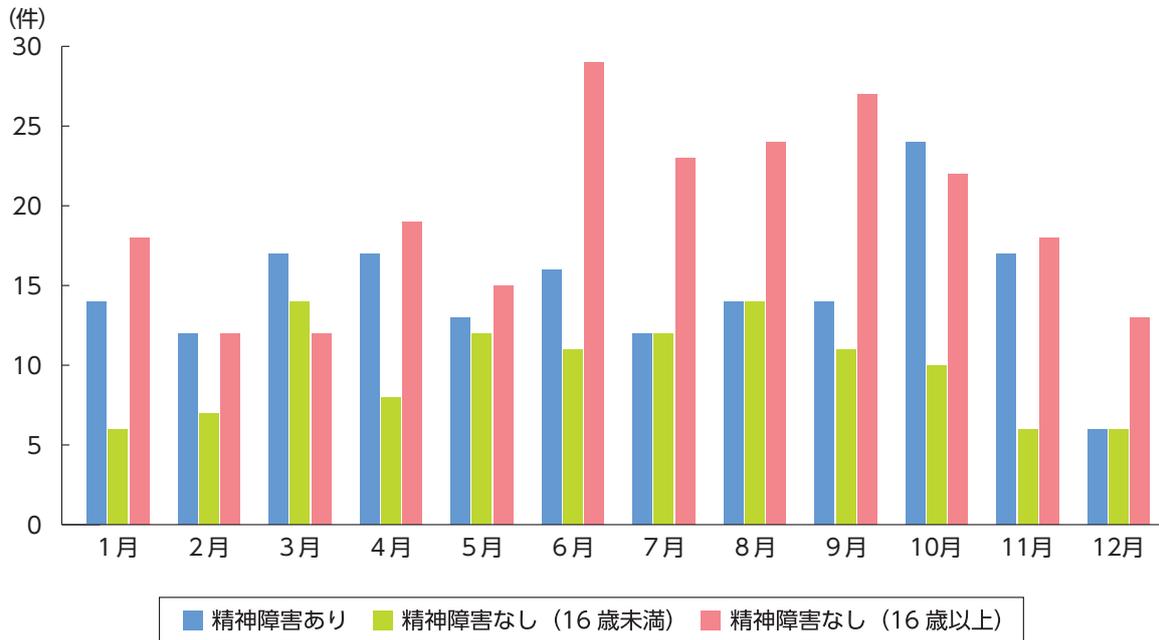


- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 複数回にわたって犯行がなされたうち一部でも共犯者がいる場合は、「共犯者あり」に計上している。
 3 ()内は、実人員である。

(6) 犯行月

調査対象事件について、犯行が行われた月ごとの件数を、被害者の属性別に見ると、3-3-2-6図のとおりである。精神障害あり群では、10月が24件と最も多く、次いで、3、4、11月の17件であった。精神障害なし（16歳未満）群では、3、8月が14件と最も多く、次いで、5、7月の12件であった。精神障害なし（16歳以上）群では、6月が29件と最も多く、次いで9月の27件、8月の24件の順であった。 χ^2 検定の結果、有意な差は見られなかった。

3-3-2-6図 犯行月



$\chi^2(22)=19.105$ $p=.639$

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 同一の被害者に対して複数の犯行がなされた場合は、最初の犯行がなされた月に計上している。

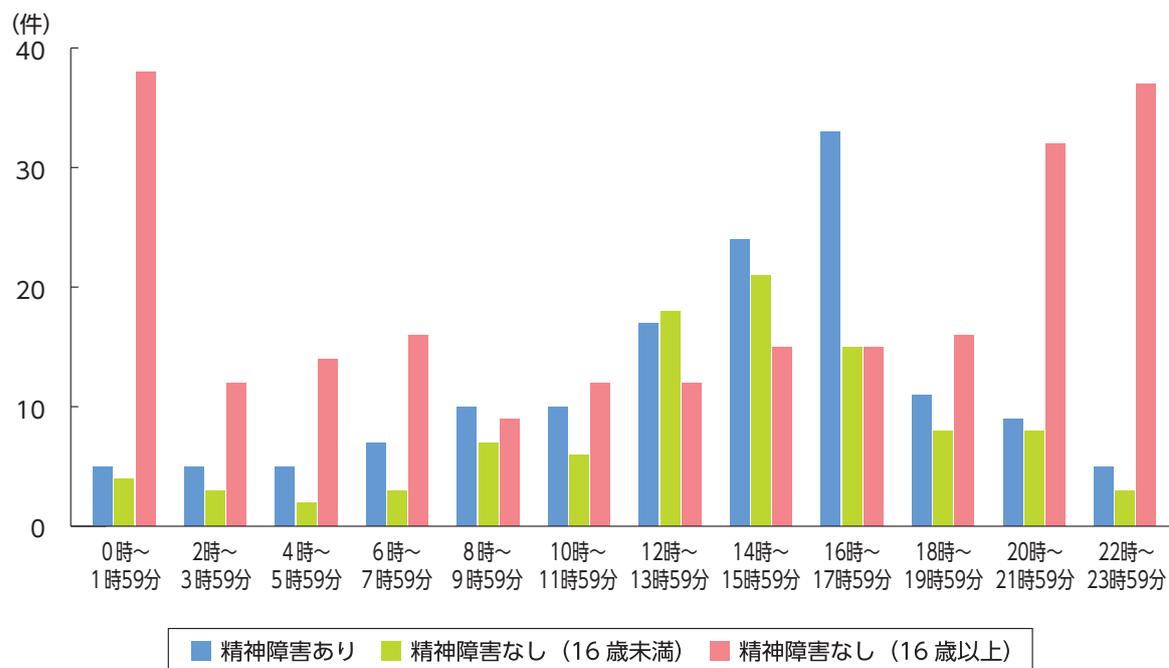
(7) 犯行時間帯

調査対象事件の犯行時間帯を、被害者の属性別に見ると、3-3-2-7図のとおりである。精神障害あり群では、「16時～17時59分」が33件と最も多く、次いで、「14時～15時59分」の24件、「12時～13時59分」の17件の順であった。精神障害なし（16歳未満）群では、「14時～15時59分」が21件と最も多く、次いで、「12時～13時59分」の18件、「16時～17時59分」の15件の順であった。精神障害なし（16歳以上）群では、「0時～1時59分」が38件と最も多く、次いで、「22時～23時59分」の37件、「20時～21時59分」の32件の順であった。

χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、「0時～1時59分」は、精神障害なし（16歳以上）群（16.7%）の構成比が高く、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群（それぞれ3.5%、4.1%）の構成比が低い傾向が見られ、「12時～13時59分」及び「14時～15時59分」は、精神障害なし（16歳未満）群（それぞれ21.4%、15.3%）の構成比が高く、精神障害なし（16歳以上）群（それぞれ5.3%、6.6%）の構成比が低い傾向が見られた。「16時～17時59分」は、精神障害あり群（23.4%）の構成比が高く、精神障害なし（16歳以上）群（6.6%）の構成比が低い傾向が見られ、「20時～21時59分」は、精神障害なし（16歳以上）群（14.0%）の構成比が高い傾向が

見られた。「22時～23時59分」は、精神障害なし（16歳以上）群（16.2%）の構成比が高く、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群（それぞれ3.5%、3.1%）の構成比が低い傾向が見られた。

3-3-2-7図 犯行時間帯



$\chi^2(22)=99.293$ $p<.001$

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 犯行の時間帯が不詳のものを除く。
 3 複数の時間帯にまたがって犯行がなされた場合は、犯行の始期の時間帯に計上している。
 4 同一の被害者に対して複数の犯行がなされた場合は、最初の犯行を計上している。

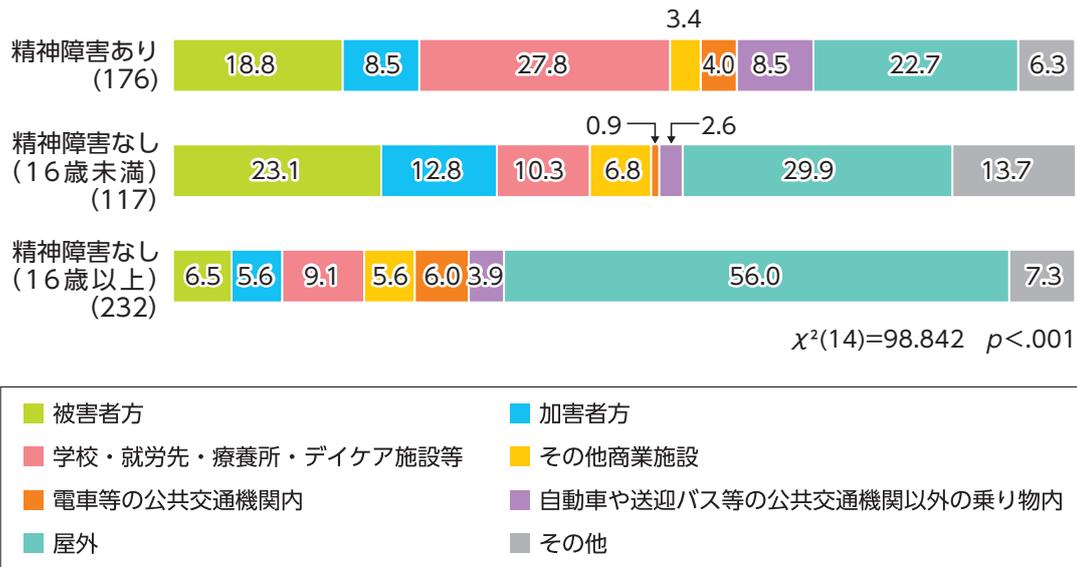
(8) 最初の被害の場所

調査対象事件について、被害者が最初に被害を受けた場所の構成比を、被害者の属性別に見ると、3-3-2-8図のとおりである。精神障害あり群は、「学校・就労先・療養所・デイケア施設等」の構成比（27.8%）が最も高く、次いで、「屋外」（22.7%）、「被害者方」（18.8%）の順であった。精神障害なし（16歳未満）群は、「屋外」の構成比（29.9%）が最も高く、次いで、「被害者方」（23.1%）、「その他」（13.7%）の順であった。精神障害なし（16歳以上）群は、「屋外」の構成比（56.0%）が最も高く、次いで、「学校・就労先・療養所・デイケア施設等」（9.1%）、「その他」（7.3%）の順であった。

χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、精神障害あり群の「被害者方」、「学校・就労先・療養所・デイケア施設等」及び「自動車や送迎バス等の公共交通機関以外の乗り物内」、精神障害なし（16歳未満）群の「被害者方」、「加害者方」及び「その他」、精神障害なし（16歳以上）

群の「屋外」の構成比が高い傾向が見られた。一方、精神障害あり群の「屋外」、精神障害なし（16歳未満）群の「電車等の公共交通機関内」及び「屋外」、精神障害なし（16歳以上）群の「被害者方」及び「学校・就労先・療養所・デイケア施設等」の構成比が低い傾向が見られた。

3-3-2-8図 最初の被害の場所



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 犯行が複数の場所にまたがる場合の「最初の被害の場所」は、実質的な被害開始場所である。
 3 「被害者方」と「加害者方」が同一の場合は、「被害者方」に計上している。
 4 「被害者方」は、1階住居の庭、ベランダ及びバルコニー等の被害者家族の専有部分に隣接する共有部分を含む。
 5 「電車等の公共交通機関内」は、駅構内や駅内のトイレを含む。
 6 「その他」は、建物内の共有スペースやホテル等である。
 7 ()内は、実人員である。

(9) 犯行時間帯（最初の被害の場所別）

犯行時間帯については、被害の場所の影響を受けると考えられることから、ここでは、最初の被害の場所別に犯行時間帯を見る。精神障害あり群について、調査対象事件の各犯行時間帯における件数を最初の被害の場所別に見ると、3-3-2-9図①のとおりである。「被害者方」は、「10時～11時59分」及び「16時～17時59分」が最も多く、その構成比はいずれも20.0%であり、「加害者方」、「その他商業施設」、「電車等の公共交通機関内」及び「屋外」は、「16時～17時59分」が最も多く、その構成比は、それぞれ27.3%、60.0%、50.0%、36.1%であった。「学校・就労先・療養所・デイケア施設等」は、「12時～13時59分」が最も多く、その構成比は14.3%であり、「自動車や送迎バス等の公共交通機関以外の乗り物内」は、「18時～19時59分」が最も多く、その構成比は40.0%であった。「その他」は、「14時～15時59分」が最も多く、その構成比は27.3%であった。モンテカルロ

法による検定の結果、有意な差は見られなかった。

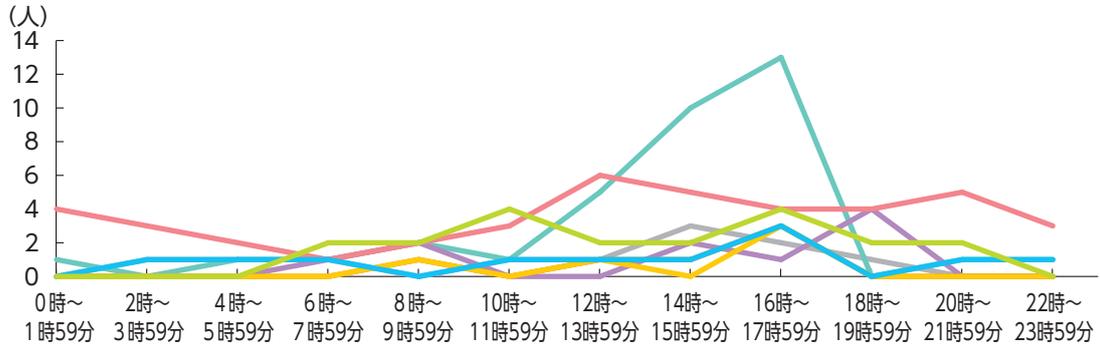
精神障害なし（16歳未満）群について見ると、**3-3-2-9図②**のとおりである。「被害者方」及び「学校・就労先・療養所・デイケア施設等」は、「12時～13時59分」が最も多く、その構成比はそれぞれ28.6%、33.3%であった。「加害者方」は、「22時～23時59分」が最も多く、その構成比は23.1%であった。「その他商業施設」は、「12時～13時59分」、「16時～17時59分」及び「18時～19時59分」が最も多く、その構成比はいずれも25.0%であった。「電車等の公共交通機関内」は、合計1件のみであり、犯行時間帯は「6時～7時59分」であった。「自動車や送迎バス等の公共交通機関以外の乗り物内」は、合計2件のみであり、犯行時間帯は「4時～5時59分」及び「10時～11時59分」であった。「屋外」は、「14時～15時59分」及び「16時～17時59分」が最も多く、その構成比はいずれも25.7%であり、「その他」では、「14時～15時59分」が最も多く、その構成比は38.5%であった。モンテカルロ法による検定の結果、有意な差は見られなかった。

精神障害なし（16歳以上）群について見ると、**3-3-2-9図③**のとおりである。「被害者方」は、「2時～3時59分」、「8時～9時59分」、「14時～15時59分」、「18時～19時59分」及び「20時～21時59分」が最も多く、その構成比はいずれも15.4%であった。「加害者方」は、「10時～11時59分」が最も多く、その構成比は41.7%であり、「学校・就労先・療養所・デイケア施設等」は、「14時～15時59分」が最も多く、その構成比は33.3%であり、「その他商業施設」は、「12時～13時59分」が最も多く、その構成比は23.1%であった。「電車等の公共交通機関内」は、「6時～7時59分」が最も多く、その構成比は35.7%であり、「自動車や送迎バス等の公共交通機関以外の乗り物内」は、「4時～5時59分」が最も多く、その構成比は33.3%であった。「屋外」及び「その他」は、「0時～1時59分」が最も多く、その構成比はそれぞれ21.5%、18.8%であった。

モンテカルロ法による検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、「被害者方」の「8時～9時59分」、「加害者方」の「10時～11時59分」、「学校・就労先・療養所・デイケア施設等」の「14時～15時59分」及び「16時～17時59分」、「その他商業施設」の「8時～9時59分」及び「12時～13時59分」、「電車等の公共交通機関内」の「6時～7時59分」及び「8時～9時59分」、「自動車や送迎バス等の公共交通機関以外の乗り物内」の「4時～5時59分」、「屋外」の「0時～1時59分」及び「20時～21時59分」の構成比が高く、「屋外」の「8時～9時59分」、「10時～11時59分」、「12時～13時59分」及び「14時～15時59分」の構成比が低い傾向が見られた。

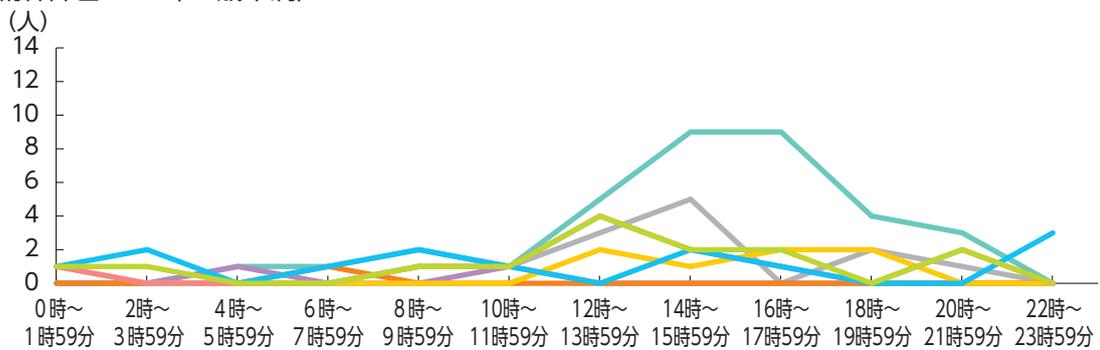
3-3-2-9図 犯行時間帯（最初の被害の場所別）

① 精神障害あり



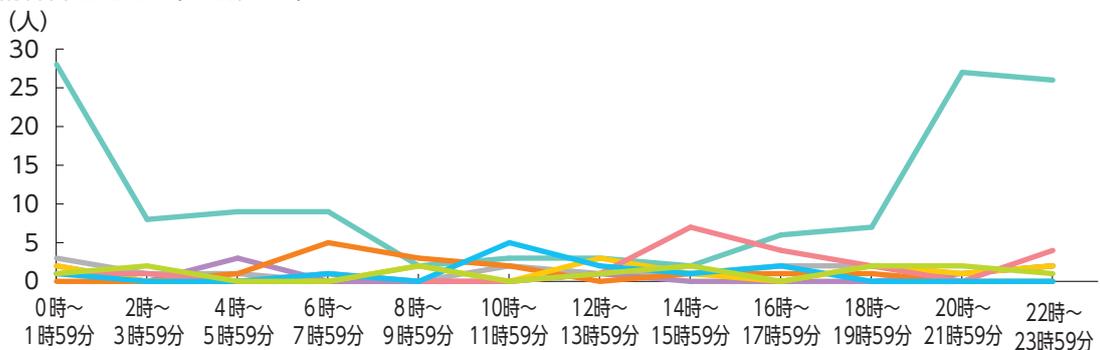
モンテカルロ法 $p=.283$

② 精神障害なし（16歳未満）



モンテカルロ法 $p=.065$

③ 精神障害なし（16歳以上）



モンテカルロ法 $p<.001$

被害者方	加害者方
学校・就労先・療養所・デイケア施設等	その他商業施設
電車等の公共交通機関内	自動車や送迎バス等の公共交通機関以外の乗り物内
屋外	その他

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 犯行の時間帯が不詳のものを除く。
 3 複数の時間帯にまたがって犯行がなされた場合は、犯行の始期の時間帯に計上している。
 4 同一の被害者に対して複数の犯行がなされた場合は、最初の犯行を計上している。
 5 犯行が複数の場所にまたがる場合の「最初の被害の場所」は、実質的な被害開始場所である。
 6 「被害者方」と「加害者方」が同一の場合は、「被害者方」に計上している。
 7 「被害者方」は、1階住居の庭、ベランダ及びバルコニー等の被害者家族の専有部分に隣接する共有部分を含む。
 8 「電車等の公共交通機関内」は、駅構内や駅内のトイレを含む。
 9 「その他」は、建物内の共有スペースやホテル等である。

3 加害者の属性等

本項では、加害者の属性等について見る。なお、本調査においては、本章第2節1項に記載のとおり、調査対象被害者を基礎として計上しており、加害者の人員は、被害者数に対応した延べ人員であること、すなわち、一人の加害者について、複数の異なる調査対象被害者に対する事件がある場合は、被害者ごとに加害者の人員を計上していることに留意が必要である。

(1) 加害者の性別

ここでは、調査対象事件について、加害者の性別を見る。各性別の人員及び構成比を被害者の属性別に見ると、3-3-3-1表のとおりである。精神障害なし（16歳未満）群に対する事件の加害者1人が女性であったことを除き、他の加害者は男性であった。Fisherの正確確率検定の結果、有意な差は見られなかった。

3-3-3-1表 加害者の性別

区分	総数	被害者－精神障害あり	被害者－精神障害なし		統計値
			16歳未満	16歳以上	
総数	525 (100.0)	176 (100.0)	117 (100.0)	232 (100.0)	
男性	524 (99.8)	176 (100.0)	116 (99.1)	232 (100.0)	Fisherの正確確率検定 $p=.223$
女性	1 (0.2)	－	1 (0.9)	－	

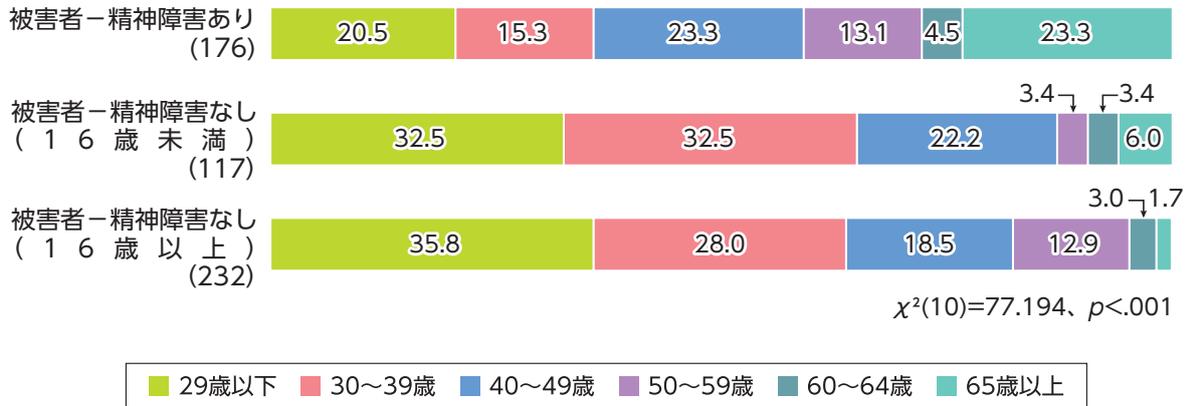
注 1 法務総合研究所の調査による。
2 () 内は、各属性の総数における構成比である。

(2) 加害者の犯行時の年齢層

ここでは、調査対象事件について、加害者の年齢層を見る。加害者の犯行時における年齢層の構成比を被害者の属性別に見ると、3-3-3-2図のとおりである。精神障害あり群に対する事件の加害者は、「40～49歳」及び「65歳以上」がそれぞれ23.3%で最も高かったのに対し、精神障害なし（16歳未満）群に対する事件の加害者は、「29歳以下」及び「30～39歳」がそれぞれ32.5%で最も高く、精神障害なし（16歳以上）群に対する事件の加害者は、「29歳以下」が35.8%で最も高かった。

χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、精神障害あり群に対する事件の加害者の「65歳以上」、精神障害なし（16歳未満）群に対する事件の加害者の「30～39歳」、精神障害なし（16歳以上）群に対する事件の加害者の「29歳以下」の構成比が高く、精神障害あり群に対する事件の加害者の「29歳以下」及び「30～39歳」、精神障害なし（16歳未満）群に対する事件の加害者の「50～59歳」、精神障害なし（16歳以上）群に対する事件の加害者の「65歳以上」の構成比が低い傾向が見られた。

3-3-3-2図 加害者の犯行時の年齢層

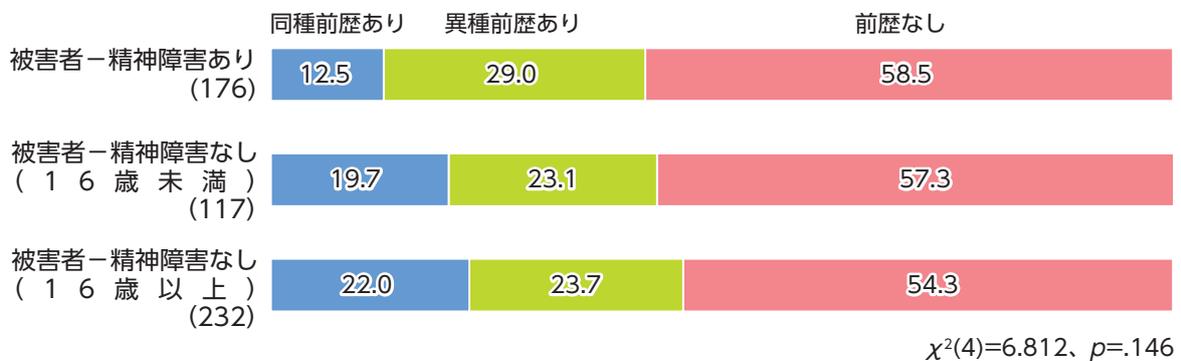


- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 年齢は、加害者の罪となるべき事実で認定された最初の犯行日時時点の年齢による。
 3 () 内は、被害者数に対応した加害者の延べ人員である。

(3) 加害者の前歴

ここでは、調査対象事件について、加害者の前歴を見る。本調査項目は、調査者において、判決書等の関係各証拠を調査した結果を分類したものであり、「同種前歴あり」は、調査対象罪名の前歴が認められた者を指し、「異種前歴あり」はそれ以外の前歴が認められた者を指すところ、加害者の前歴について、「同種前歴あり」、「異種前歴あり」、「前歴なし」の構成比を被害者の属性別に見ると、3-3-3-3図のとおりである。精神障害あり群、精神障害なし（16歳未満）群、精神障害なし（16歳以上）群いずれに対する事件の加害者においても、「同種前歴あり」は1～2割、「異種前歴あり」は2～3割であった。 χ^2 検定の結果、有意な差は見られなかった。

3-3-3-3図 加害者の前歴



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「同種前歴あり」は、調査対象罪名の前歴が認められた者の構成比、「異種前歴あり」は、それ以外の前歴が認められた者の構成比、「前歴なし」は、前歴が認められない者の構成比である。
 3 () 内は、被害者数に対応した加害者の延べ人員である。

(4) 加害者の前歴（年齢層別）

前記(3)について、加害者の前歴を年齢層別に見ると、**3-3-3-4表**のとおりである。精神障害あり群に対する事件の加害者について見ると、「同種前歴あり」の構成比が最も高かったのは、「50～59歳」(43.5%)であり、「異種前歴あり」の構成比が最も高かったのは、「65歳以上」(46.3%)であった。

モンテカルロ法による検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、「50～59歳」の「同種前歴あり」、「65歳以上」の「異種前歴あり」、「30～39歳」の「前歴なし」の構成比が高く、「29歳以下」の「同種前歴あり」並びに「50～59歳」及び「65歳以上」の「前歴なし」の構成比が低い傾向が見られた。

精神障害なし(16歳未満)群に対する事件の加害者について見ると、「同種前歴あり」の構成比が最も高かったのは、「60～64歳」(75.0%)であり、「異種前歴あり」の構成比が最も高かったのは、「30～39歳」(36.8%)であった。

モンテカルロ法による検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、「40～49歳」及び「60～64歳」の「同種前歴あり」並びに「30～39歳」の「異種前歴あり」の構成比が高い傾向が見られた。

また、精神障害なし(16歳以上)群に対する事件の加害者について見ると、「同種前歴あり」の構成比が最も高かったのは、「50～59歳」(40.0%)であり、「異種前歴あり」の構成比が最も高かったのは、「60～64歳」(42.9%)であった。モンテカルロ法による検定の結果、有意な差は見られなかった。

3-3-3-4表 加害者の前歴（年齢層別）

① 被害者－精神障害あり

区分	総数	同種前歴あり	異種前歴あり	前歴なし	統計値
29歳以下	36 (100.0)	▽ 1 (2.8)	10 (27.8)	25 (69.4)	モンテカルロ法 p=.001
30～39歳	27 (100.0)	1 (3.7)	4 (14.8)	△ 22 (81.5)	
40～49歳	41 (100.0)	5 (12.2)	11 (26.8)	25 (61.0)	
50～59歳	23 (100.0)	△ 10 (43.5)	4 (17.4)	▽ 9 (39.1)	
60～64歳	8 (100.0)	1 (12.5)	3 (37.5)	4 (50.0)	
65歳以上	41 (100.0)	4 (9.8)	△ 19 (46.3)	▽ 18 (43.9)	

② 被害者－精神障害なし（16歳未満）

区分	総数	同種前歴あり	異種前歴あり	前歴なし	統計値
29歳以下	38 (100.0)	5 (13.2)	7 (18.4)	26 (68.4)	モンテカルロ法 p=.044
30～39歳	38 (100.0)	5 (13.2)	△ 14 (36.8)	19 (50.0)	
40～49歳	26 (100.0)	△ 9 (34.6)	4 (15.4)	13 (50.0)	
50～59歳	4 (100.0)	－	－	4 (100.0)	
60～64歳	4 (100.0)	△ 3 (75.0)	－	1 (25.0)	
65歳以上	7 (100.0)	1 (14.3)	2 (28.6)	4 (57.1)	

③ 被害者－精神障害なし（16歳以上）

区分	総数	同種前歴あり	異種前歴あり	前歴なし	統計値
29歳以下	83 (100.0)	12 (14.5)	20 (24.1)	51 (61.4)	モンテカルロ法 p=.121
30～39歳	65 (100.0)	18 (27.7)	13 (20.0)	34 (52.3)	
40～49歳	43 (100.0)	8 (18.6)	10 (23.3)	25 (58.1)	
50～59歳	30 (100.0)	12 (40.0)	8 (26.7)	10 (33.3)	
60～64歳	7 (100.0)	－	3 (42.9)	4 (57.1)	
65歳以上	4 (100.0)	1 (25.0)	1 (25.0)	2 (50.0)	

注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 年齢は、加害者の罪となるべき事実で認定された最初の犯行日時点の年齢による。
 3 「同種前歴あり」は、調査対象罪名の前歴が認められた者の構成比、「異種前歴あり」は、それ以外の前歴が認められた者の構成比、「前歴なし」は、前歴が認められない者の構成比である。
 4 () 内は、各区分の総数における構成比である。
 5 Fisherの正確確率検定により有意差が認められ、調整済み残差が1.96以上を△で示し、-1.96以下を▽で示す。

(5) 加害者の精神障害の有無

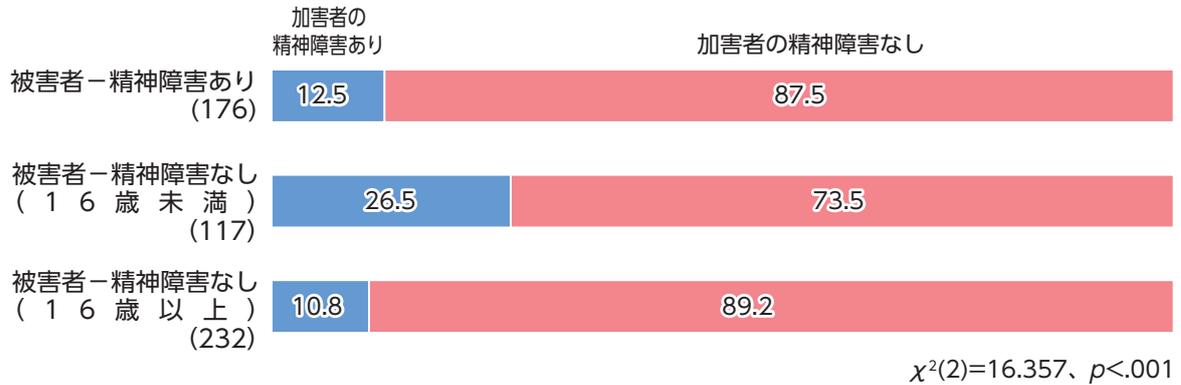
ここでは、調査対象事件について、加害者の精神障害の有無を見る。精神障害の有無の構成比を被害者の属性別に見ると、3-3-3-5図のとおりである。「加害者の精神障害あり」の構成比は、精神障害あり群では12.5%、精神障害なし（16歳未満）群では26.5%、精神障害なし（16歳以上）群では10.8%であった。

χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、精神障害なし（16歳未満）群に対する事件の「加害者の精神障害あり」及び精神障害なし（16歳以上）群に対する事件の「加害者の精神障害なし」の構成比が高い傾向が見られた。

なお、加害者の精神障害については、知的障害やうつ病が散見された。また、加害者に知的障害が

あるケースでは、加害者と被害者との間に面識がない場合のほか、加害者について被害者が利用又は勤務している施設内の関係者あるいは被害者の親族や知人である場合も複数見られた。

3-3-3-5 図 加害者の精神障害の有無

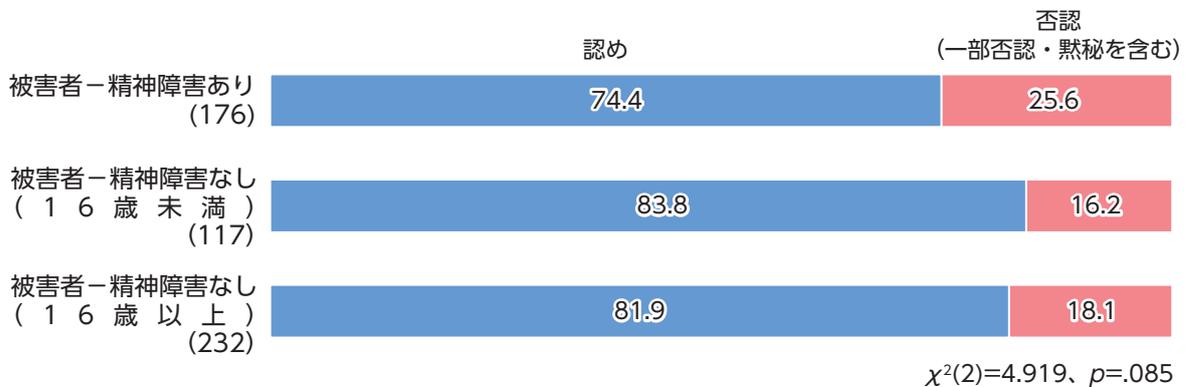


注 1 法務総合研究所の調査による。
2 ()内は、被害者数に対応した加害者の延べ人員である。

(6) 加害者の裁判時の認否

ここでは、調査対象事件について、加害者の裁判時の認否を見る。裁判時の認否の構成比を被害者の属性別に見ると、3-3-3-6図のとおりである。加害者の「否認（一部否認・黙秘を含む）」の構成比は、精神障害あり群では25.6%、精神障害なし（16歳未満）群では16.2%、精神障害なし（16歳以上）群では18.1%であった。 χ^2 検定の結果、有意な差は見られなかった。

3-3-3-6 図 加害者の裁判時の認否



注 1 法務総合研究所の調査による。
2 ()内は、被害者数に対応した加害者の延べ人員である。

(7) 被害者から見た加害者の立場

ここでは、調査対象事件について、被害者から見た加害者の立場を見る。本調査項目は、調査者において、被害者供述等の関係各証拠を調査した結果を計9項目に分類したものであり、加害者の立場の構成比を被害者の属性ごとに見ると、**3-3-3-7図**のとおりである。精神障害あり群について、加害者の立場の構成比を見ると、「支援関係者」(33.0%)が最も高く、次いで、「面識なし」(29.5%)、「知人」(21.0%)の順であった。

精神障害なし(16歳未満)群について、加害者の立場の構成比を見ると、「面識なし」(40.2%)が最も高く、次いで、「知人」(28.8%)、「継(養)父」(10.3%)の順であった。

また、精神障害なし(16歳以上)群について、加害者の立場の構成比を見ると、「面識なし」(70.3%)が最も高く、次いで、「知人」(16.8%)、「教師等の教育関係者」(3.4%)の順であった。

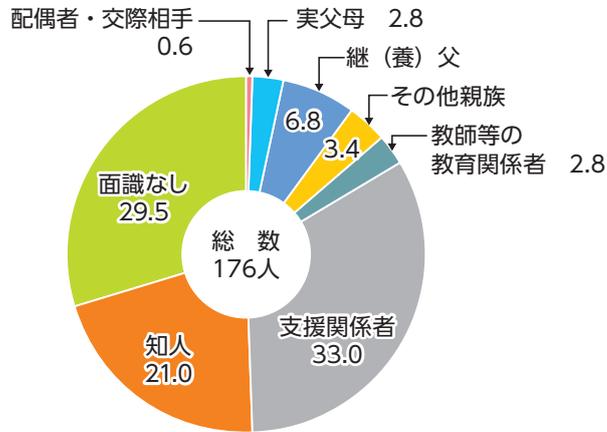
被害者から見た加害者の立場のうち、精神障害あり群における「面識なし」では、支援学校付近や通勤・通学路において、精神障害を有する被害者を待ち伏せ、声を掛けて他の場所に連れて行き、犯行に及ぶ事案が複数あり、被害者の動静や行動範囲から被害者が精神障害を有する者であることを覚知した上で、あえてこうした状況を狙って犯行に及んでいるケースが散見された。このようなケースでは、「被害者が被害について理解せず、被害申告をしないだろうと思った。」旨の動機を述べる者が複数おり、これらの事案では、同一人が複数の被害者に対し、同種犯行を累行しているものもあった。また、精神障害あり群における「支援関係者」では送迎担当者が散見されたほか、「知人」では近隣住民が散見された。

精神障害なし(16歳未満)群における「知人」では、ネット・SNS上のみの知人が精神障害なし(16歳未満)群全体の15.4%を占めたほか、買い物先の店主、近隣住民等のケースがあった。

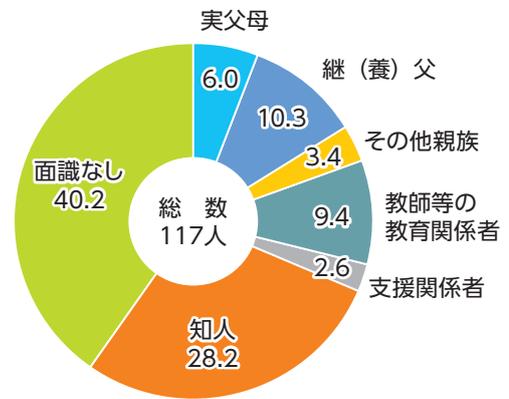
精神障害なし(16歳以上)群における「知人」では、福祉サービス従事者が利用者から被害に遭うケースがあった。

3-3-3-7図 被害者から見た加害者の立場

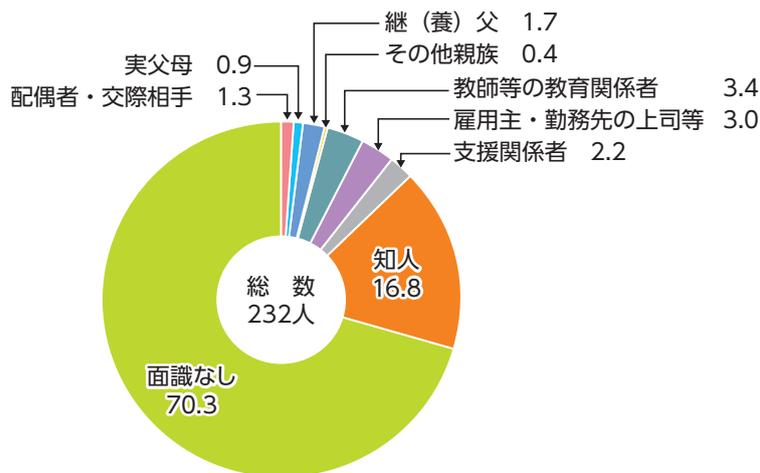
① 被害者－精神障害あり



② 被害者－精神障害なし(16歳未満)



③ 被害者－精神障害なし(16歳以上)



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 ()内は、被害者数に対応した加害者の延べ人員である。

(8) 加害者の犯行時の年齢層（被害者から見た加害者の立場別）

ここでは、調査対象事件について、加害者の犯行時の年齢層を被害者から見た加害者の立場別に見る。各区分の人員及び構成比を被害者の属性別に見ると、**3-3-3-8表**のとおりである。

モンテカルロ法による検定を行った結果、「継（養）父」、「教師等の教育関係者」、「支援関係者」、「知人」及び「面識なし」について有意な差が見られた。それぞれ調整済み残差を見ると、「継（養）父」では、精神障害あり群に対する事件の加害者の年齢層「40～49歳」の構成比が高く、「30～39歳」の構成比が低い傾向が見られた。「教師等の教育関係者」では、精神障害なし（16歳未満）群に対する事件の加害者の年齢層「29歳以下」及び精神障害なし（16歳以上）群に対する事件の加害者の年齢層「30～39歳」の構成比が高い傾向が見られ、精神障害なし（16歳以上）群に対する事件の加害者の年齢層「29歳以下」は該当がなかった。「支援関係者」では、精神障害なし（16歳以上）群に対する事件の加害者の年齢層「50～59歳」の構成比が高く、精神障害あり群に対する事件の加害者の年齢層「50～59歳」の構成比が低い傾向が見られた。「知人」では、精神障害あり群に対する事件の加害者の年齢層「65歳以上」及び精神障害なし（16歳以上）群に対する事件の加害者の年齢層「40～49歳」の構成比が高く、精神障害なし（16歳以上）群に対する事件の加害者の年齢層「65歳以上」の構成比が低い傾向が見られた。「面識なし」では、精神障害あり群に対する事件の加害者の年齢層「65歳以上」、精神障害なし（16歳未満）群に対する事件の加害者の年齢層「60～64歳」及び精神障害なし（16歳以上）群に対する事件の加害者の年齢層「29歳以下」の構成比が高く、精神障害あり群に対する事件の加害者の年齢層「29歳以下」及び「30～39歳」、精神障害なし（16歳未満）群に対する事件の加害者の年齢層「50～59歳」、精神障害なし（16歳以上）群に対する事件の加害者の年齢層「40～49歳」及び「65歳以上」の構成比が低い傾向が見られた。

3-3-3-8表

加害者の犯行時の年齢層（被害者から見た加害者の立場別）

項目	区分	総数	被害者－精神障害あり	被害者－精神障害なし		統計値
				16歳未満	16歳以上	
総数		525 (100.0)	176 (100.0)	117 (100.0)	232 (100.0)	
配偶者・交際相手	29歳以下	2 (50.0)	－	－	2 (66.7)	モンテカルロ法 p=.499
	30～39歳	1 (25.0)	1 (100.0)	－	－	
	40～49歳	－	－	－	－	
	50～59歳	－	－	－	－	
	60～64歳	1 (25.0)	－	－	1 (33.3)	
	65歳以上	－	－	－	－	
実父母	29歳以下	－	－	－	－	モンテカルロ法 p=.194
	30～39歳	3 (21.4)	－	3 (42.9)	－	
	40～49歳	8 (57.1)	2 (40.0)	4 (57.1)	2 (100.0)	
	50～59歳	2 (14.3)	2 (40.0)	－	－	
	60～64歳	－	－	－	－	
	65歳以上	1 (7.1)	1 (20.0)	－	－	
継（養）父	29歳以下	4 (14.3)	1 (8.3)	3 (25.0)	－	モンテカルロ法 p=.024
	30～39歳	10 (35.7)	▽ 1 (8.3)	6 (50.0)	3 (75.0)	
	40～49歳	10 (35.7)	△ 7 (58.3)	3 (25.0)	－	
	50～59歳	3 (10.7)	2 (16.7)	－	1 (25.0)	
	60～64歳	1 (3.6)	1 (8.3)	－	－	
	65歳以上	－	－	－	－	
その他親族	29歳以下	1 (9.1)	－	1 (25.0)	－	モンテカルロ法 p=.752
	30～39歳	2 (18.2)	2 (33.3)	－	－	
	40～49歳	3 (27.3)	2 (33.3)	1 (25.0)	－	
	50～59歳	2 (18.2)	1 (16.7)	1 (25.0)	－	
	60～64歳	2 (18.2)	1 (16.7)	－	1 (100.0)	
	65歳以上	1 (9.1)	－	1 (25.0)	－	
教師等の教育関係者	29歳以下	7 (29.2)	1 (20.0)	△ 6 (54.5)	▽ 1 (8.3)	モンテカルロ法 p=.021
	30～39歳	11 (45.8)	1 (20.0)	3 (27.3)	△ 7 (87.5)	
	40～49歳	2 (8.3)	1 (20.0)	1 (9.1)	－	
	50～59歳	4 (16.7)	2 (40.0)	1 (9.1)	1 (12.5)	
	60～64歳	－	－	－	－	
	65歳以上	－	－	－	－	
雇用主・勤務先の上司等	29歳以下	1 (14.3)	－	－	1 (14.3)	
	30～39歳	－	－	－	－	
	40～49歳	2 (28.6)	－	－	2 (28.6)	
	50～59歳	3 (42.9)	－	－	3 (42.9)	
	60～64歳	－	－	－	－	
	65歳以上	1 (14.3)	－	－	1 (14.3)	
支援関係者	29歳以下	16 (24.2)	15 (25.9)	－	1 (20.0)	モンテカルロ法 p=.002
	30～39歳	15 (22.7)	13 (22.4)	2 (66.7)	－	
	40～49歳	12 (18.2)	11 (19.0)	1 (33.3)	－	
	50～59歳	7 (10.6)	▽ 3 (5.2)	－	△ 4 (80.0)	
	60～64歳	5 (7.6)	5 (8.6)	－	－	
	65歳以上	11 (16.7)	11 (19.0)	－	－	
知人	29歳以下	32 (29.4)	9 (24.3)	13 (39.4)	10 (25.6)	モンテカルロ法 p=.001
	30～39歳	23 (21.1)	4 (10.8)	10 (30.3)	9 (23.1)	
	40～49歳	19 (17.4)	3 (8.1)	4 (12.1)	△ 12 (30.8)	
	50～59歳	9 (8.3)	5 (13.5)	1 (3.0)	3 (7.7)	
	60～64歳	4 (3.7)	－	1 (3.0)	3 (7.7)	
	65歳以上	22 (20.2)	△ 16 (43.2)	4 (12.1)	▽ 2 (5.1)	
面識なし	29歳以下	94 (35.9)	▽ 10 (19.2)	15 (31.9)	△ 69 (42.3)	モンテカルロ法 p<.001
	30～39歳	65 (24.8)	▽ 5 (9.6)	14 (29.8)	46 (28.2)	
	40～49歳	54 (20.6)	15 (28.8)	12 (25.5)	▽ 27 (16.6)	
	50～59歳	27 (10.3)	8 (15.4)	▽ 1 (2.1)	18 (11.0)	
	60～64歳	6 (2.3)	1 (1.9)	△ 3 (6.4)	2 (1.2)	
	65歳以上	16 (6.1)	△ 13 (25.0)	2 (4.3)	▽ 1 (0.6)	

注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 年齢は、加害者の罪となるべき事実で認定された最初の犯行日時時点の年齢による。
 3 「総数」は、加害者の延べ人員である。
 4 Fisherの正確確率検定により有意差が認められ、調整済み残差が1.96以上を△で示し、－1.96以下を▽で示す。
 5 ()内は、項目ごとの各区分に占める構成比である。

(9) 加害者と被害者の年齢差

ここでは、調査対象事件について、加害者と被害者の年齢差（加害者の犯行時の年齢から被害者の年齢を減じた差をいう。以下本項において「年齢差」という。）を見る。年齢差の平均値を被害者の属性別に見ると、**3-3-3-9表**のとおりである。t検定の結果、精神障害あり群は、精神障害なし群（精神障害なし（16歳未満）群及び精神障害なし（16歳以上）群の合計。以下同じ。）よりも年齢差の平均値が有意に大きかった。

3-3-3-9表

加害者と被害者の年齢差

区分	平均	標準偏差	統計値
精神障害あり(176)	22.52	22.42	t(263.809)=2.779、p=.006
精神障害なし(349)	17.28	15.67	

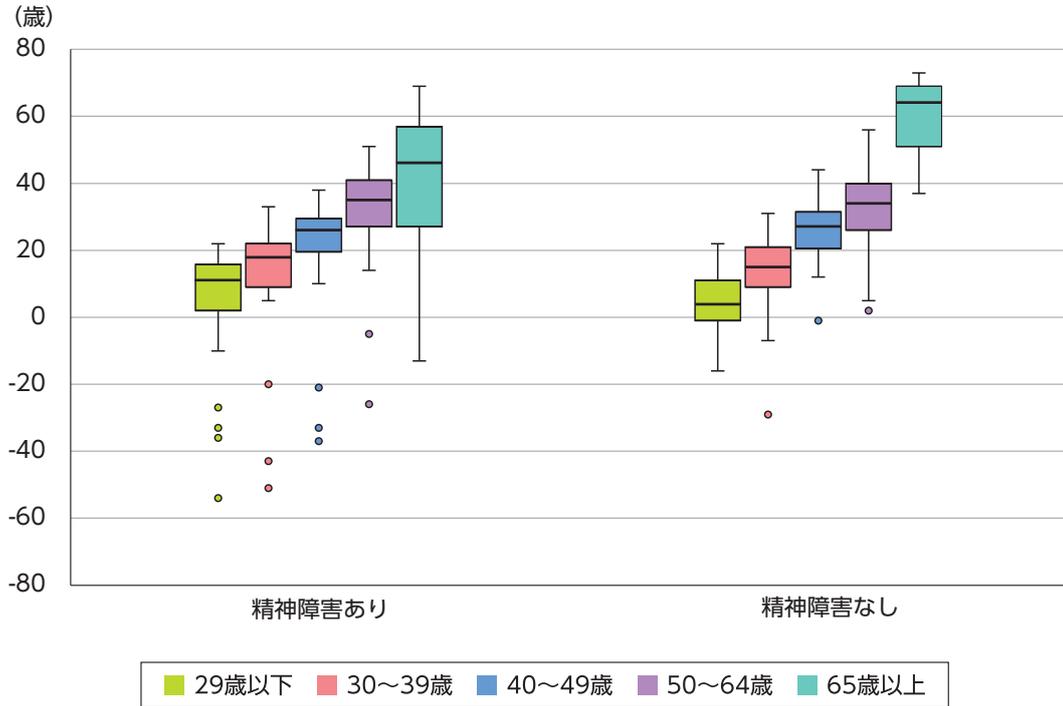
注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 年齢差は、加害者の犯行時の年齢から被害者の年齢を減じた差である。
 3 ()内は、実人員である。

また、年齢差の分布を被害者の属性及び加害者の年齢層別にみると、**3-3-3-10図**のとおりである。各属性における年齢差のデータを小さい順に並べた際の、全体の4分の1番目に当たる者の年齢差が箱の下部の線、真ん中に当たる者の年齢差（中央値）が箱の中の太線、4分の3番目に当たる者の年齢差が箱の上部の線で示されており、箱の中には全体の約半数の者が含まれている。箱の上下に伸びる垂直線は、外れ値を除外した場合の最大値及び最小値を示している。

精神障害あり群、精神障害なし群共に、加害者の年齢層が上がるにつれて年齢差が大きくなる傾向が見られた。また、精神障害あり群では、64歳以下の各年齢層における年齢差のばらつきと比べ、「65歳以上」における年齢差のばらつきが大きさが顕著であった。さらに、「65歳以上」の年齢差について、精神障害あり群及び精神障害なし群それぞれの中央値を見ると、精神障害あり群が46歳差であったのに対し、精神障害なし群は64歳差で明らかな違いが見られた。また、四分位範囲は、精神障害あり群が30であったのに対し、精神障害なし群は18であり、精神障害あり群の方が年齢差のばらつきが大きい傾向が見られた。

3-3-3-10図

加害者と被害者の年齢差分布（加害者の年齢層別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 年齢差は、加害者の犯行時の年齢から被害者の年齢を減じた差である。
 3 図中の箱形領域は、各属性における年齢差のデータを小さい順に並べた際に、4分の1番目の者から4分の3番目の者までの全体の約半数の者の年齢差が含まれる領域を示す。

4 被害の認識及び潜在化に関する事情等

(1) 被害当時の被害認識

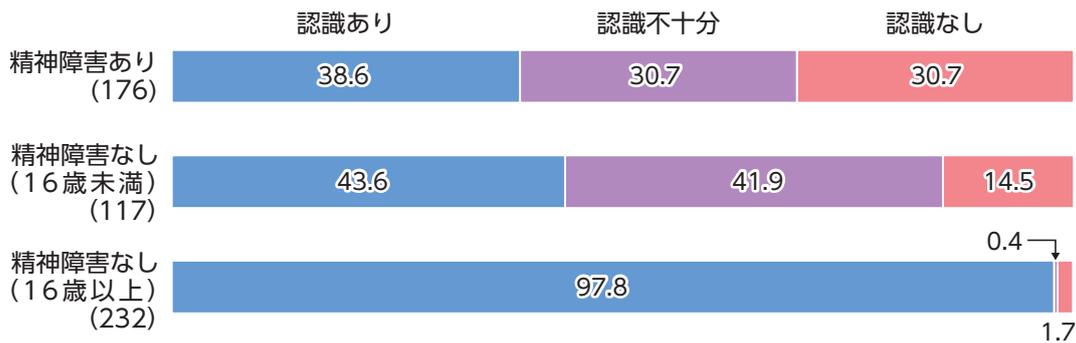
ここでは、調査対象被害者の被害当時の被害認識について見る。本調査項目は、調査者において、被害者供述等の関係各証拠を調査した結果を分類したものであり、①「認識あり」は、被害者において、加害者から犯罪行為の被害を受けたことを認識できている場合等を指し、②「認識不十分」は、被害者において、加害者から何らかの違和感・不快感等を伴う行為をされたことは認識しているものの、それが犯罪行為の被害であることまで明確に認識できていないような場合等を指し、③「認識なし」は、被害者において、加害者から行われた行為自体を認識できていない場合や、その行為の意味内容をほとんど理解できていない場合等を指すところ、調査対象被害者の被害当時の被害認識について、「認識あり」、「認識不十分」及び「認識なし」の構成比を被害者の属性別に見ると、3-3-4-1図のとおりである。精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群は、「認識あり」がそれぞれ38.6%、43.6%であり、「認識不十分」及び「認識なし」の合計が過半数を超えたのに対し、精神障害な

し（16歳以上）群は、「認識あり」が97.8%であった。

χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、精神障害あり群の「認識不十分」及び「認識なし」、精神障害なし（16歳未満）群の「認識不十分」、精神障害なし（16歳以上）群の「認識あり」の構成比が高く、精神障害あり群の「認識あり」、精神障害なし（16歳未満）群の「認識あり」、精神障害なし（16歳以上）群の「認識不十分」及び「認識なし」の構成比が低い傾向が見られた。

なお、性犯罪においては、日頃から加害者が被害者を巧みにコントロールし、犯行が容易な状況に持ち込むなどの手口^{*}を使うことがあるという指摘がされており、本調査結果を見るに当たっては、こうした加害者側のコントロールにより、被害を認識できないように仕向けられている可能性についても留意する必要がある。

3-3-4-1 図 被害当時の被害認識



$\chi^2(4)=206.613, p<.001$

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 () 内は、実人員である。

(2) 同一被害者に対する判決書で認定された犯行件数

ここでは、調査対象事件について、同一被害者に対する判決書で認定された犯行件数を見る。本調査項目は、判決書の「罪となるべき事実」で認定された事実について、当該加害者によって、同一被害者に対し、異なる日時・場所において敢行された調査対象罪名の件数を調査したものであり、その

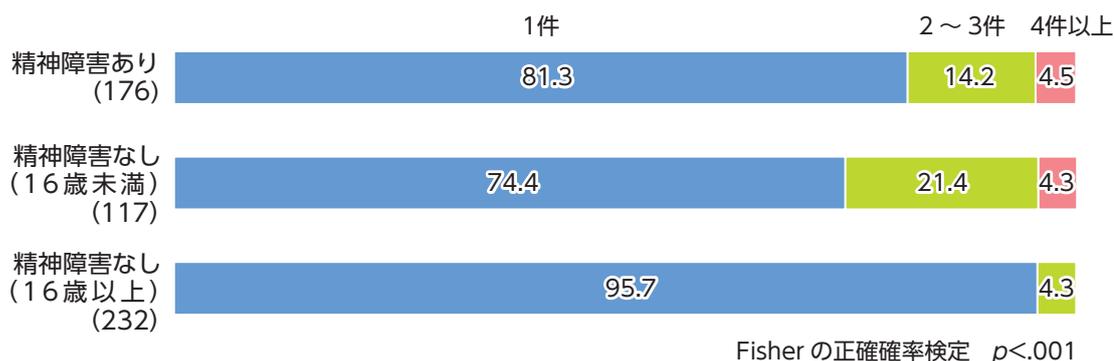
^{*} 性犯罪において、巧妙な手段によって被害者の抵抗を封じる手段としてグルーミングが挙げられる。性犯罪においてグルーミングとは、性的行為を目的とした大人が子どもに近づき、親しくなって信頼を得る行為のことを指す。こうしたグルーミングは、児童に対する性的虐待においても中心的な要素とされており、性的虐待のうち3～4割はグルーミングを行うという研究 (Winters et al., 2021) もある。また、グルーミングは、教育の場等様々な環境で行われると言われている。

件数の構成比を被害者の属性別に見ると、3-3-4-2図のとおりである。精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群は、「1件」がそれぞれ81.3%、74.4%であり、「2～3件」がそれぞれ14.2%、21.4%、「4件以上」がそれぞれ4.5%、4.3%であったのに対し、精神障害なし（16歳以上）群は、「1件」が95.7%、「2～3件」が4.3%であり、「4件以上」はなかった。また、同一被害者に対する判決書で認定された犯行件数の最大値は、精神障害あり群が7件、精神障害なし（16歳未満）群が11件、精神障害なし（16歳以上）群が3件であった。

Fisherの正確確率検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、精神障害あり群の「4件以上」、精神障害なし（16歳未満）群の「2～3件」及び精神障害なし（16歳以上）群の「1件」の構成比が高く、精神障害あり群の「1件」、精神障害なし（16歳未満）群の「1件」、精神障害なし（16歳以上）群の「2～3件」及び「4件以上」の構成比が低い傾向が見られた。

3-3-4-2図

同一被害者に対する判決書で認定された犯行件数



注 1 法務総合研究所の調査による。
2 () 内は、実人員である。

(3) 判決書で認定されていない犯行に関する供述

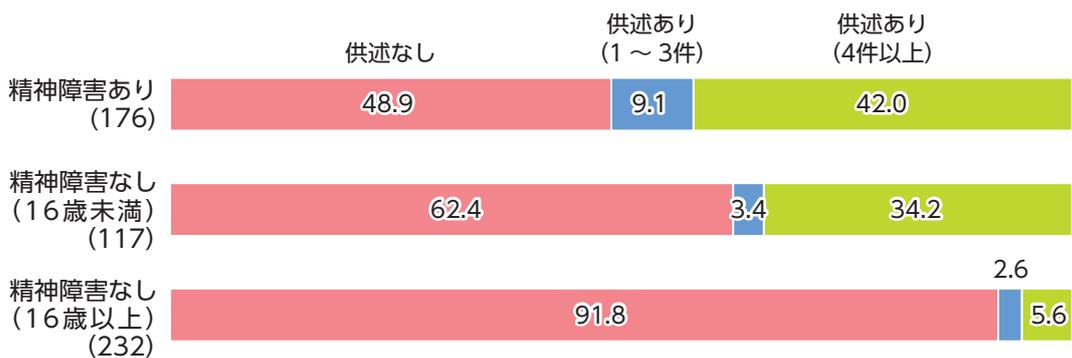
ここでは、調査対象事件において、当該加害者によるものとして判決書で認定されていない犯行に関する供述の有無とその件数を見る。本調査項目は、判決書の「罪となるべき事実」で認定された犯行以外で、当該加害者による同一被害者に対する同種余罪の有無やその件数を見るため、捜査・公判において、被害者又は加害者が当該被害者に対する同種余罪の存在を供述しているか否かを調査するとともに、同種余罪の存在を供述している場合はその件数を調査したものである。判決書で認定されていない犯行に関する供述の有無とその件数について、「供述なし」、「供述あり（1～3件）」、「供述あり（4件以上）」（「供述あり（4件以上）」は、被害者又は加害者において、「件数は分からないが、

たくさんある。」などと供述しており、確かな件数が不明である場合も含む。以下この章において同じ。)の構成比を被害者の属性別に見ると、3-3-4-3図のとおりである。精神障害あり群及び精神障害なし(16歳未満)群については、「供述なし」の構成比は、それぞれ48.9%、62.4%であったが、精神障害あり群は、「供述あり(1~3件)」及び「供述あり(4件以上)」の構成比を合計すると5割を超え、精神障害なし(16歳未満)群も、「供述あり(1~3件)」及び「供述あり(4件以上)」の構成比を合計すると約4割であった。一方、精神障害なし(16歳以上)群は、「供述なし」の構成比が91.8%であった。

χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、精神障害あり群の「供述あり(1~3件)」及び「供述あり(4件以上)」、精神障害なし(16歳未満)群の「供述あり(4件以上)」、精神障害なし(16歳以上)群の「供述なし」の構成比が高く、精神障害あり群の「供述なし」、精神障害なし(16歳未満)群の「供述なし」、精神障害なし(16歳以上)群の「供述あり(1~3件)」及び「供述あり(4件以上)」の構成比が低い傾向が見られた。

判決書で認定されていない犯行に関する供述では、被害者・加害者の双方が同種余罪の存在を供述しているケースが複数あったものの、その中には、被害者・加害者供述が一致していないケースや、精神障害あり群や精神障害なし群のうち年齢が低い者の場合は、同種の犯行が始まった時期や頻度等が曖昧で特定できないケースも散見された。

3-3-4-3図 判決書で認定されていない犯行に関する供述



$\chi^2(4)=98.000, p<.001$

注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「供述あり(4件以上)」は、「たくさんある」等と供述しており、確かな件数が不明である場合を含む。
 3 ()内は、実人員である。

(4) 反復して被害を受けるまで被害申告できなかった理由

前記(3)において、判決書で認定されていない犯行に関する供述があり、当該供述が真実であると仮定した場合、当該事案においては、調査対象事件が捜査機関に発覚するまでの間、当該加害者による当該被害者に対する性加害行為が一定期間継続し、かつ、これが潜在化していたことを意味するところ、反復して被害を受けるまで当該被害者がそれらの被害の申告に時間を要した理由を調査することは、被害の潜在化を防ぐために有益と考えられる。そこで、本調査項目では、調査者において、前記(3)で、判決書で認定されていない犯行に関する供述があった事案について、被害者供述等の関係各証拠の精査を行い、反復して被害を受けるまで被害者が被害申告できなかった理由が確認できたものを分類したところ、各項目の該当率(重複計上による。)を被害者の属性別に見ると、**3-3-4-4図**のとおりである。

各項目の該当率について、精神障害あり群では、「被害に関する認識が欠如・不足していた」(54.4%)が最も高く、次いで、「加害者から口止めされていた」(32.2%)、「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」(16.7%)の順、精神障害なし(16歳未満)群では、「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」(54.5%)が最も高く、次いで、「被害に関する認識が欠如・不足していた」(36.4%)、「その他」(25.0%)の順、精神障害なし(16歳以上)群では、「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」(52.6%)が最も高く、次いで、「加害者から口止めされていた」(47.4%)、「被害に遭ったことを知られなくなかった」及び「どうしたらよいのか分からなかった」(それぞれ26.3%)の順であった。

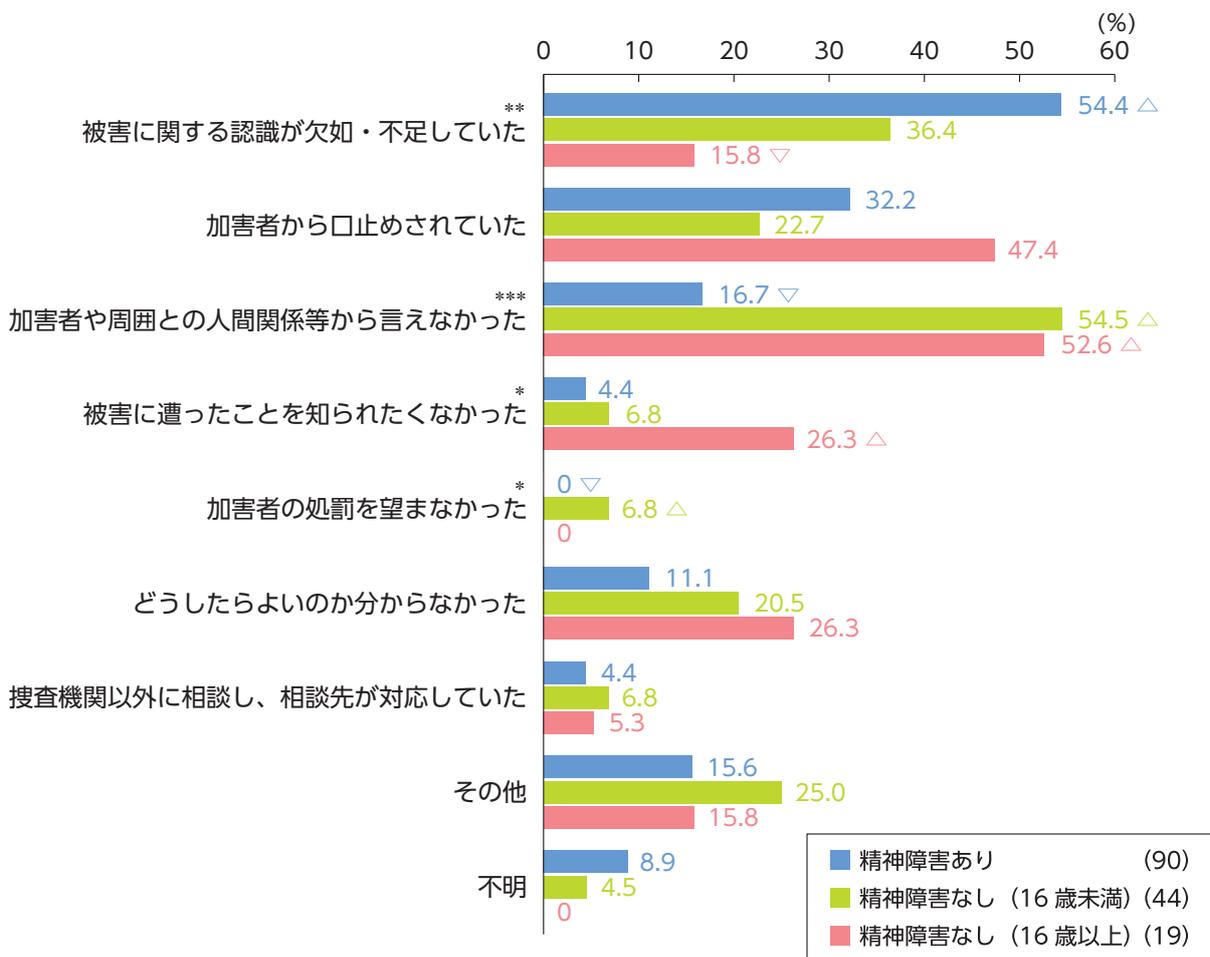
χ^2 検定又はFisherの正確確率検定の結果、「被害に関する認識が欠如・不足していた」、「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」、「被害に遭ったことを知られなくなかった」及び「加害者の処罰を望まなかった」について、それぞれ有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、「被害に関する認識が欠如・不足していた」は、精神障害あり群の該当率が高く、精神障害なし(16歳以上)群の該当率が低い傾向、「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」は、精神障害あり群の該当率が低く、精神障害なし(16歳未満)群及び精神障害なし(16歳以上)群の該当率が高い傾向が見られた。「被害に遭ったことを知られなくなかった」は、精神障害なし(16歳以上)群の該当率が高い傾向、「加害者の処罰を望まなかった」は、精神障害あり群の該当率が低く、精神障害なし(16歳未満)群の該当率が高い傾向が見られた。

反復して被害を受けるまで被害申告できなかった理由では、前記分類以外の「その他」の理由もあり、精神障害あり群や精神障害なし(16歳未満)群の中には、口止めまではいかないものの、加害者が被害者に対して金銭や物品を与えて被害者を懐柔していたケースや、被害者が自身に落ち度があ

ったと考えたため保護者からの叱責をおそれて被害申告できなかったケース等が複数あったほか、保護者等に被害を申告したものの適切な対処がされずに放置されていたケースもあった。

なお、本調査結果を見るに当たっても、前記(1)と同様、加害者側のコントロールにより、被害を認識できないように仕向けられていたり、被害者自身に落ち度があると思込まされていたりしたために、被害の申告に至らなかった可能性について留意する必要がある。

3-3-4-4 反復して被害を受けるまで被害申告できなかった理由

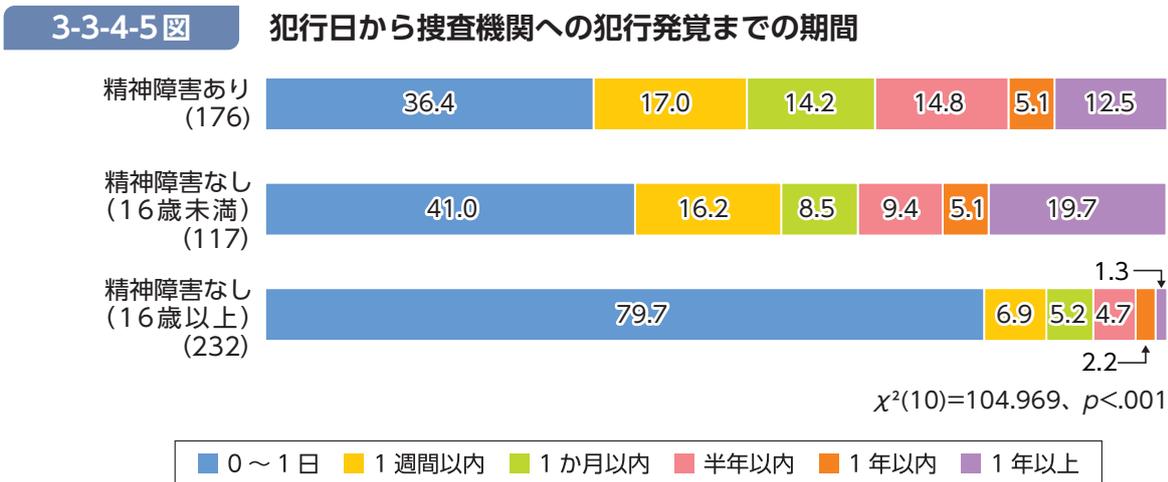


注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 判決書で認定されていない犯行に関する供述について「あり」に該当した者に限る。
 3 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 4 ***は $p < .001$ 、**は $p < .01$ 、*は $p < .05$ を示す。p値は χ^2 検定による漸近有意確率（度数が少ない場合は、Fisherの正確有意確率）である。
 5 χ^2 検定により有意差が認められ、調整済み残差が1.96以上を△で示し、-1.96以下を▽で示す。
 6 ()内は、実人員である。

(5) 犯行日から捜査機関への犯行発覚までの期間

ここでは、調査対象事件について、犯行日から捜査機関への犯行発覚までの期間を見る。本調査項目は、判決書の「罪となるべき事実」で認定された犯行日（同一被害者に対する事実が2つ以上ある場合は、最初の事実の犯行日）から捜査機関に犯行が発覚するまでの期間（以下本章において、断りのない限り、犯行の発覚は、捜査機関に犯行が発覚することをいうものとする。）を調査したものであり、期間ごとの件数を被害者の属性別に見ると、3-3-4-5図のとおりである。精神障害あり群、精神障害なし（16歳未満）群及び精神障害なし（16歳以上）群のいずれにおいても、「0～1日」が最も多いが、その構成比は、精神障害あり群が36.4%、精神障害なし（16歳未満）群が41.0%と半数以下であったのに対し、精神障害なし（16歳以上）群は79.7%であった。「1年以上」の構成比は、精神障害あり群が12.5%、精神障害なし（16歳未満）群が19.7%であったのに対し、精神障害なし（16歳以上）群は1.3%であった。

χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、精神障害あり群の「1週間以内」、「1か月以内」及び「半年以内」、精神障害なし（16歳未満）群の「1年以上」、精神障害なし（16歳以上）群の「0～1日」の構成比が高く、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群の「0～1日」、精神障害なし（16歳以上）群の「1週間以内」、「1か月以内」、「半年以内」及び「1年以上」の構成比が低い傾向が見られた。



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 同一被害者に対する事実が2つ以上ある場合は、最初の事実の犯行日からの期間を指す。
 3 ()内は、実人員である。

(6) 捜査機関への犯行発覚まで1か月以上を要した理由

前記(5)において、犯行日から捜査機関への犯行発覚までに長期間を要している事件は、被害後、速やかに捜査機関に被害申告ができなかった何らかの理由があったと考えられ、それらの理由を調査することは、被害の潜在化の要因を探る上で有益と考えられる。そこで、本調査項目では、調査者において、前記(5)で犯行日から捜査機関への犯行発覚までの期間が1か月以上であった事案について、被害者供述等の関係各証拠の精査を進め、捜査機関への犯行発覚まで1か月以上を要した理由が確認できたものを分類したところ、各項目の該当率(重複計上による。)を被害者の属性別に見ると、**3-3-4-6図**のとおりである。

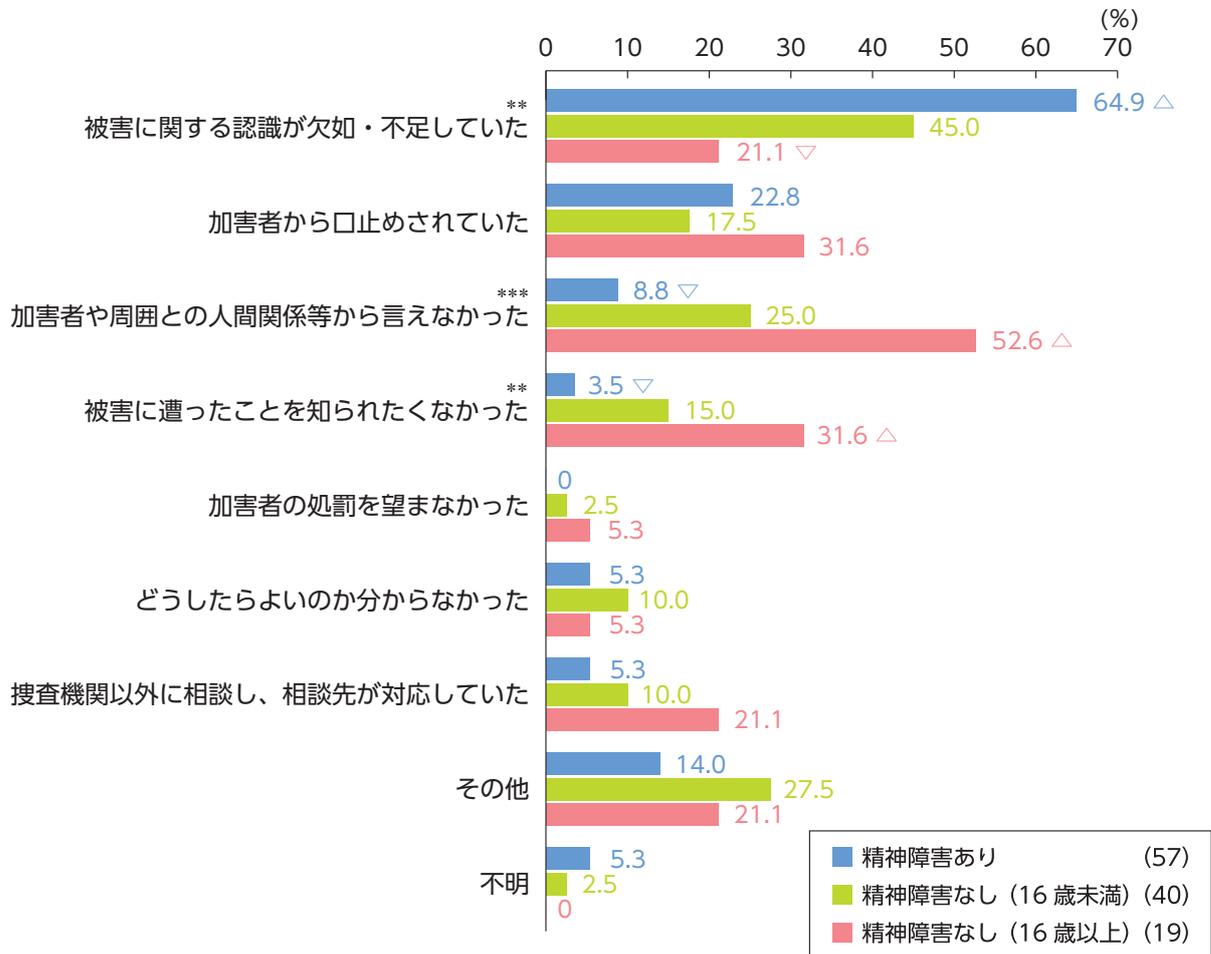
各項目の該当率について、精神障害あり群では、「被害に関する認識が欠如・不足していた」(64.9%)が最も高く、次いで、「加害者から口止めされていた」(22.8%)、「その他」(14.0%)の順、精神障害なし(16歳未満)群では、「被害に関する認識が欠如・不足していた」(45.0%)が最も高く、次いで、「その他」(27.5%)、「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」(25.0%)の順、精神障害なし(16歳以上)群では、「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」(52.6%)が最も高く、次いで、「加害者から口止めされていた」及び「被害に遭ったことを知られたくなかった」(それぞれ31.6%)の順であった。

χ^2 検定又はFisherの正確確率検定の結果、「被害に関する認識が欠如・不足していた」、「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」及び「被害に遭ったことを知られたくなかった」について、それぞれ有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、「被害に関する認識が欠如・不足していた」は、精神障害あり群の該当率が高く、精神障害なし(16歳以上)群の該当率が低い傾向、「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」は、精神障害あり群の該当率が低く、精神障害なし(16歳以上)群の該当率が高い傾向、「被害に遭ったことを知られたくなかった」は、精神障害あり群の該当率が低く、精神障害なし(16歳以上)群の該当率が高い傾向が見られた。

捜査機関への犯行発覚まで1か月以上を要した理由では、前記分類以外の「その他」の理由もあり、加害者からの報復をおそれたことから捜査機関への申告に時間を要したケースや、前記(4)と同様に、精神障害あり群や精神障害なし(16歳未満)群の中には、被害者が自身に落ち度があったと考えたため保護者からの叱責をおそれて被害申告できなかったケースや、保護者等に被害を申告したものの適切な対処がされずに放置されていたケース等があった。

なお、本調査結果を見るに当たっても、前記(1)及び(4)と同様、加害者側のコントロールにより、被害を認識できないように仕向けられていたり、被害者自身に落ち度があると思い込まされていたりしたために、捜査機関への犯行発覚まで1か月以上を要した可能性について留意する必要がある。

3-3-4-6 図 捜査機関への犯行発覚まで1か月以上を要した理由



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 犯行日から捜査機関への犯行発覚までの期間について「半年以内」、「1年以内」又は「1年以上」の項目に該当した者に限る。
 3 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 4 ***は $p < .001$ 、**は $p < .01$ 、*は $p < .05$ を示す。 p 値は χ^2 検定による漸近有意確率（度数が少ない場合は、Fisherの正確有意確率）である。
 5 χ^2 検定により有意差が認められ、調整済み残差が1.96以上を△で示し、-1.96以下を▽で示す。
 6 () 内は、実人員である。

5 被害申告・捜査機関への犯行発覚の経緯及び状況等

(1) 最初に被害を伝えた相手

ここでは、調査対象被害者による被害申告の状況について見る。本調査項目は、調査者において、被害者供述等の関係各証拠を調査した結果を分類したものであり、調査対象者が最初に被害を伝えた相手の構成比を被害者の属性別に見ると、3-3-5-1 図のとおりである。精神障害あり群は、「被害申告なし」の構成比（34.7%）が最も高く、次いで、「親族」（31.3%）、「日常生活の支援等に関わっている関係者」（11.4%）の順であった。精神障害なし（16歳未満）群は、「親族」の構成比（53.8%）

が最も高く、次いで、「被害申告なし」(21.4%)、「友人・知人」(12.0%)の順であった。精神障害なし(16歳以上)群は、「捜査機関」の構成比(33.8%)が最も高く、次いで、「友人・知人」(28.1%)、「親族」(18.2%)の順であった。

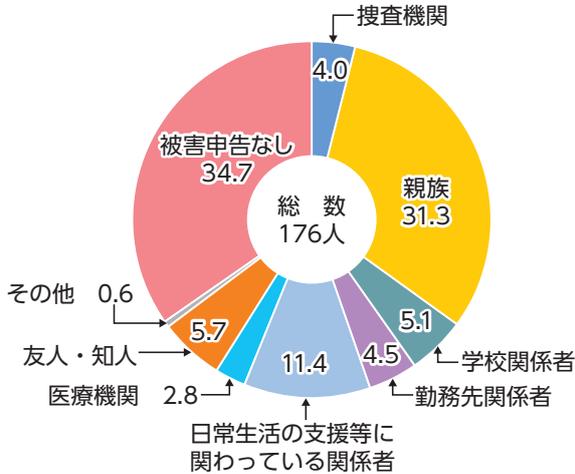
最初に被害を伝えた相手では、前記分類以外の「その他」として、通行人、コンビニ店員、駅員、警備員、タクシー運転手等、被害現場付近にいた者を挙げるケースがあった。

なお、精神障害なし(16歳未満)群のうち、「被害申告なし」に該当した者の中には、被害者の親族が被害者のSNS等の履歴の中から加害者とのやりとりを発見したことを端緒として発覚したケースがあったほか、「友人・知人」に該当した者の中には、SNS等で被害に遭った旨を相談したものの捜査機関への被害申告には至らなかったところ、その後、親族が同SNS等の履歴を見て被害を知ったことから捜査機関への被害申告につながったケースがあるなど、親族が被害者のSNS等の履歴を確認したことをきっかけに捜査機関への被害申告に至ったケースが散見された。他方、被害者が加害者と親族関係にある場合、被害者が他の親族に被害申告をしたものの捜査機関への被害申告はなされず、その後、被害者がさらに学校関係者に被害申告をしたことにより捜査機関への被害申告につながったケースが複数あった。

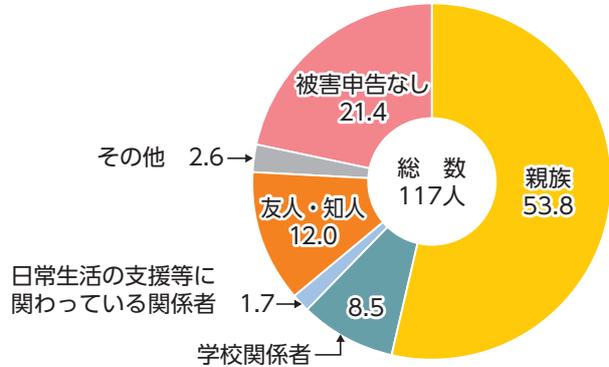
そのほかに、本節4項(1)「被害当時の被害認識」において「認識不十分」、「認識なし」に該当した者の中には、日常会話の中で被害者において発した些細な言葉に違和感を持った親族等が、詳細な状況を聞いていく過程で被害を把握したケースがあった。

3-3-5-1 図 最初に被害を伝えた相手

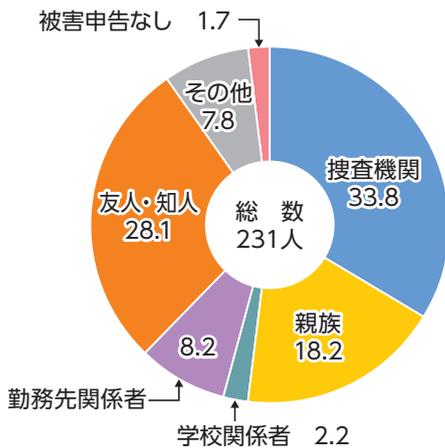
① 精神障害あり



② 精神障害なし（16歳未満）



③ 精神障害なし（16歳以上）



注 1 法務総合研究所の調査による。
2 最初に被害を伝えた相手が不明の者は除く。

(2) 被害申告の契機

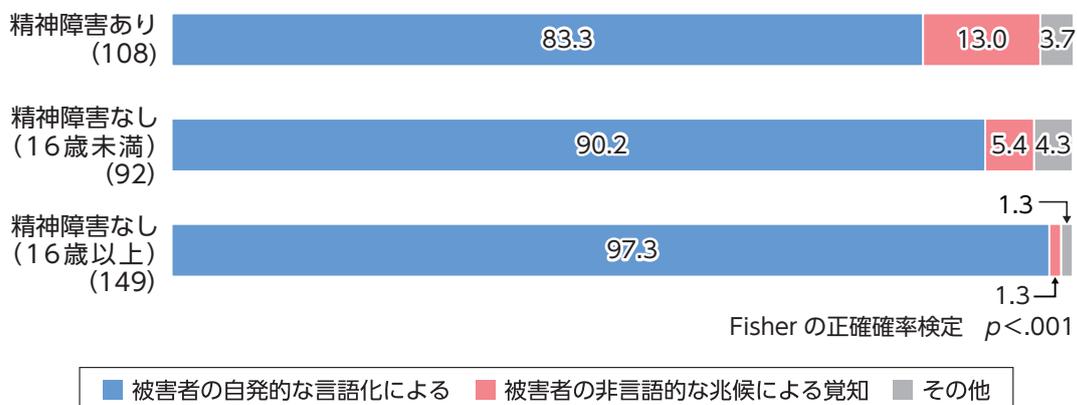
ここでは、調査対象事件について、被害申告の契機を見る。本調査項目は、調査者において、被害者供述等の関係各証拠を調査した結果を分類したものであり、最初に被害を伝えた相手が捜査機関であった者、被害申告がなかった者及び被害申告の契機について不明であった者を除き、①「被害者の自発的な言語化による」は、被害者自身が、たとえ内容としては不十分であったとしても、被害を言語化して相手に申告した場合を指し、②「被害者の非言語的な兆候による覚知」は、言語以外の被害者の通常と異なる挙動や心身の状況等から周囲が被害を覚知した場合を指し、③「その他」は、それ

以外の場合を指す。被害申告の契機について、「被害者の自発的な言語化による」、「被害者の非言語的な兆候による覚知」及び「その他」の構成比を被害者の属性別に見ると、3-3-5-2図のとおりである。精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群においては、「被害者の自発的な言語化による」の構成比（それぞれ83.3%、90.2%）が最も高く、次いで、「被害者の非言語的な兆候による覚知」（それぞれ13.0%、5.4%）、「その他」（それぞれ3.7%、4.3%）の順であった。精神障害なし（16歳以上）群においては、「被害者の自発的な言語化による」の構成比（97.3%）が最も高く、次いで、「被害者の非言語的な兆候による覚知」及び「その他」（いずれも1.3%）の順であった。

Fisherの正確確率検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、精神障害あり群は、「被害者の自発的な言語化による」の該当率が低く、「被害者の非言語的な兆候による覚知」の該当率が高い傾向が見られ、精神障害なし（16歳以上）群は、「被害者の自発的な言語化による」の該当率が高く、「被害者の非言語的な兆候による覚知」の該当率が低い傾向が見られた。

精神障害あり群のうち、「被害者の自発的な言語化による」に該当した者の中には、被害者が加害者に対する嫌悪の感情を述べたり、加害者の姿を見て泣き出すなどの心理的動揺を示したりしたことなどから、これを見聞きした者が被害者に対し、それら言動の理由を詳細に聴取した結果として、被害に遭っていたことが発覚したという事例が散見された。なお、被害者が軽度知的障害である場合には、被害者自身が被害内容等についてある程度説明できているケースが複数あったほか、説明まではできなくても、「触られた。」などと加害者の行為を単語で訴えることができているケースも複数あった。他方、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群のうち、「被害者の非言語的な兆候による覚知」に該当した者の中には、被害者による自身の性的な部位を脈略なく指し示すなどの行為に違和感を抱いた者が、その身体を調べるなどしたため被害を把握した事例等があった。

3-3-5-2図 被害申告の契機



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 被害申告の契機について不明の者を除く。
 3 最初に被害を伝えた相手が「捜査機関」又は「被害申告なし」の者を除く。
 4 ()内は、実人員である。

(3) 被害を伝えられた側の直後の対応状況

ここでは、調査対象事件について、被害を伝えられた側の直後の対応状況を見る。本調査項目は、調査者において、参考人供述等の関係各証拠を調査し、最初に被害を伝えた相手が捜査機関であった者、被害申告がなかった者及び被害を伝えられた側の直後の対応状況について不明であった者を除いた結果を分類したものであり、①「直ちに捜査機関へ連絡」は、被申告者自身が直ちに捜査機関へ連絡した場合を指し、②「捜査機関以外の医療機関・支援機関への連絡等」は、被申告者が医療機関のほか、学校や日頃利用している支援機関に加え、性被害者支援機関等に連絡をするなどした場合を指し、③「内部的な聞き取り等を実施」は、被申告者が被害者・加害者を含む関係者からの聞き取り等の調査を行った場合を指し、④「その他」は、それ以外の場合を指す。被害を伝えられた側の直後の対応状況について、「直ちに捜査機関へ連絡」、「捜査機関以外の医療機関・支援機関への連絡等」、「内部的な聞き取り等を実施」及び「その他」の構成比を被害者の属性別に見ると、3-3-5-3図のとおりである。精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群に対する各事件においては、「直ちに捜査機関へ連絡」の構成比が最も高く、それぞれ38.0%、43.8%であり、次いで、「内部的な聞き取り等を実施」が高く、それぞれ30.6%、27.0%であったのに対し、精神障害なし（16歳以上）群に対する事件においては、「直ちに捜査機関へ連絡」が43.6%と最も高く、次いで、「その他」が38.3%であった。

χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、精神障害あり群に対する事件においては、「捜査機関以外の医療機関・支援機関への連絡等」及び「内部的な聞き取り等を実施」の構成比が高く、「その他」が低い傾向が見られた。精神障害なし（16歳以上）群に対する事件においては、「その他」の構成比が高く、「捜査機関以外の医療機関・支援機関への連絡等」及び「内部的な聞き取り等を実施」の構成比が低い傾向が見られた。

なお、精神障害あり群に対する事件のうち、「内部的な聞き取り等を実施」及び「その他」に該当した者の中には、被害を伝えられた側が、被害者の性的妄想の可能性を疑って最初のうちは聞き流したり、被害が真実であるとの確証が持てずに捜査機関等への相談をためらったり、自ら被害の証拠を集めようとしたなどのケースが複数見られた。

精神障害なし（16歳以上）群の「その他」は、警察への通報を勧めたが大半であり、他に「励ます」などの情緒的サポートを行うものがあった。

3-3-5-3図 被害を伝えられた側の直後の対応状況



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 被害を伝えられた側の直後対応について不明の者を除く。
 3 最初に被害を伝えた相手が「捜査機関」又は「被害申告なし」の者を除く。
 4 ()内は、実人員である。

さらに、被害を伝えられた側の直後の対応状況が、「直ちに捜査機関へ連絡」又は「内部的な聞き取り等を実施」であった場合の犯行日から捜査機関への犯行発覚までの期間（本章第3節4項（5）参照）について、「0～1日」、「1か月以内」（「1週間以内」及び「1か月以内」の合計）、「1か月を超える」（「半年以内」、「1年以内」及び「1年以上」の合計）の3カテゴリーに統合した上で、精神障害あり群、精神障害なし（16歳未満）群、精神障害なし（16歳以上）群の別に、その構成比を見る。被害を伝えられた側の直後の対応が「直ちに捜査機関へ連絡」では、精神障害あり群、精神障害なし（16歳未満）群、精神障害なし（16歳以上）群のいずれにおいても、犯行日から発覚までの期間が「0～1日」の構成比が最も高かった（それぞれ73.2%、79.5%、89.7%）。一方、「内部的な聞き取り等を実施」では、精神障害なし（16歳以上）群は、「0～1日」の構成比が5割を超えたが、精神障害あり群では、「1か月以内」の構成比が最も高く（66.7%）、精神障害なし（16歳未満）群では、「0～1日」及び「1か月以内」の構成比が同程度であった（いずれも37.5%）。

(4) 捜査機関への犯行発覚の経緯

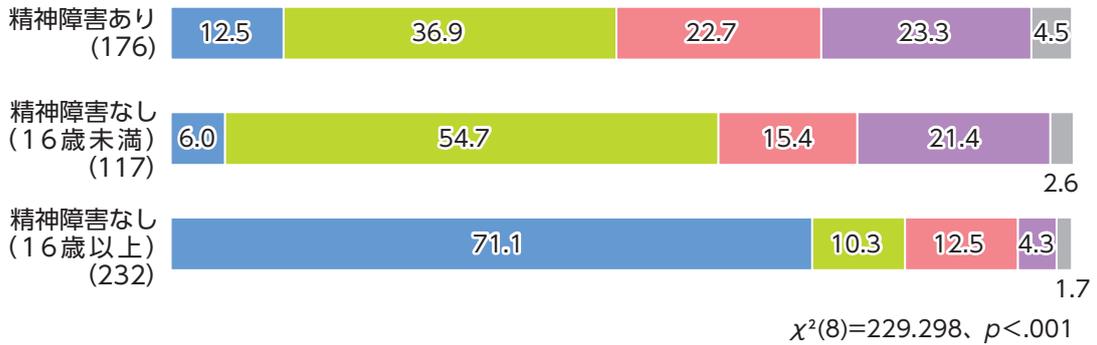
ここでは、調査対象事件について、捜査機関への犯行発覚の経緯を見る。本調査項目は、調査者において、被害届等の関係各証拠を調査した結果を分類したものであり、①「被害者の捜査機関に対する申告」は、被害者自身が捜査機関へ被害申告した場合を指し、②「被害者の親族による捜査機関に対する申告」は、被害者の親族が捜査機関に連絡をするなどした場合を指し、③「その他被害者関係

者による捜査機関に対する申告」は、友人・知人や同僚、支援関係者等の被害者の関係者が捜査機関に連絡をするなどした場合を指し、④「他の事件捜査によって発覚」は、他の事件の捜査（証拠物の捜査や加害者の余罪自白等）に関連して被害者への犯行が発覚した場合を指し、⑤「その他」は、それ以外の場合を指す。捜査機関への犯行発覚の経緯について、「被害者の捜査機関に対する申告」、「被害者の親族による捜査機関に対する申告」、「その他被害者関係者による捜査機関に対する申告」、「他の事件捜査によって発覚」及び「その他」の構成比を被害者の属性別に見ると、**3-3-5-4図**のとおりである。精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群に対する各事件においては、「被害者の親族による捜査機関に対する申告」の構成比（それぞれ36.9%、54.7%）が最も高く、次いで、「他の事件捜査によって発覚」（それぞれ23.3%、21.4%）、「その他被害者関係者による捜査機関に対する申告」（それぞれ22.7%、15.4%）の順であったのに対し、精神障害なし（16歳以上）群に対する事件においては、「被害者の捜査機関に対する申告」の構成比が71.1%と圧倒的に高く、次いで、「その他被害者関係者による捜査機関に対する申告」（12.5%）、「被害者の親族による捜査機関に対する申告」（10.3%）の順であった。

χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、精神障害あり群に対する事件においては、「被害者の捜査機関に対する申告」の構成比が低く、「被害者の親族による捜査機関に対する申告」、「その他被害者関係者による捜査機関に対する申告」及び「他の事件捜査によって発覚」が高い傾向が見られた。精神障害なし（16歳未満）群に対する事件においては、「被害者の捜査機関に対する申告」の構成比が低く、「被害者の親族による捜査機関に対する申告」及び「他の事件捜査によって発覚」が高い傾向が見られた。精神障害なし（16歳以上）群に対する事件においては、「被害者の捜査機関に対する申告」の構成比が高く、「被害者の親族による捜査機関に対する申告」、「その他被害者関係者による捜査機関に対する申告」及び「他の事件捜査によって発覚」が低い傾向が見られた。

なお、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群に対する各事件の「その他被害者関係者による捜査機関に対する申告」では、学校、児童相談所又は教育委員会の職員、ケアマネージャー、被害者の職場関係者、市役所担当者等からの申告、精神障害なし（16歳以上）群に対する各事件の「その他被害者関係者による捜査機関に対する申告」では、交際相手からの申告等があった。「その他」は、目撃者による通報等のケースが多く、「他の事件捜査によって発覚」は、加害者の所持していた携帯電話等に残されていた被害者の被害状況を撮影したデータを捜査機関が発見したことによるものが多かった。

3-3-5-4図 捜査機関への犯行発覚の経緯



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「他の事件捜査によって発覚」は、証拠物の捜査や加害者の余罪自白等を含む。
 3 ()内は、実人員である。

6 被害者保護に関する措置及び被害後の状況等

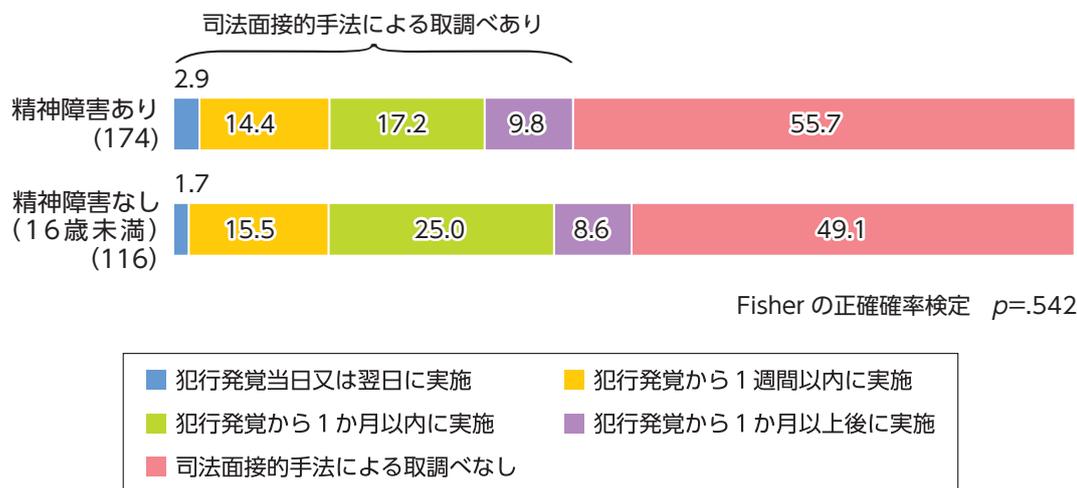
(1) 司法面接的手法による取調べ

ここでは、調査対象被害者に対する司法面接的手法による取調べの状況について見る。児童が被害者又は参考人である事件及び精神に障害を有する被害者に係る性犯罪事件においては、被聴取者の負担軽減及び供述の信用性確保の観点から、必要に応じて、検察・警察・児童相談所で事前協議を行い、その代表者が聴取する取組（代表者聴取）を行っており、その聴取に当たっては、心理学的知見に基づき、被暗示性・被誘導性が高いという児童等の供述特性に着目し、供述の変遷を防ぎ、二次被害を防止するため、被害からできるだけ早い時期に、原則として一度だけ、録音・録画を行いながら、児童等からの自由報告を重視して行う、いわゆる司法面接的手法を取り入れた取調べが行われている（その取組の詳細については、第4章第2節2項（2）及び3項参照）。本調査項目は、このような司法面接的手法による取調べの実施の有無及び捜査機関に犯行が発覚した日から同取調べが最初の実施されるまでの期間を調査したものであり、実施の有無と実施されるまでの期間について、その構成比を被害者の属性別に見ると、3-3-6-1図のとおりである。精神障害あり群の44.3%、精神障害なし（16歳未満）群の50.9%において、司法面接的手法による取調べが行われていた。実施までの期間別の構成比の中で最も多かったのは、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群のいずれにおいても、「犯行発覚から1か月以内に実施」であった。Fisherの正確確率検定の結果、有意な差は見ら

れなかった。

なお、精神障害を有する性犯罪事件の被害者に対する司法面接的手法による取調べは、令和3年4月1日から東京、大阪等の一部の検察庁において試行が開始され、4年7月1日から全ての検察庁において試行が拡大されているところ、今回の調査対象被害者については、これら試行開始・拡大以前の事件による者が多数含まれていること、精神障害あり群のうち「司法面接的手法による取調べなし」に該当した者については、そもそも精神障害の影響により供述困難なため取調べが実施されていないケースも多数あり、「司法面接的手法による取調べなし」の構成比を見るに当たっては、これらの点に留意が必要である。

3-3-6-1 図 司法面接的手法による取調べ

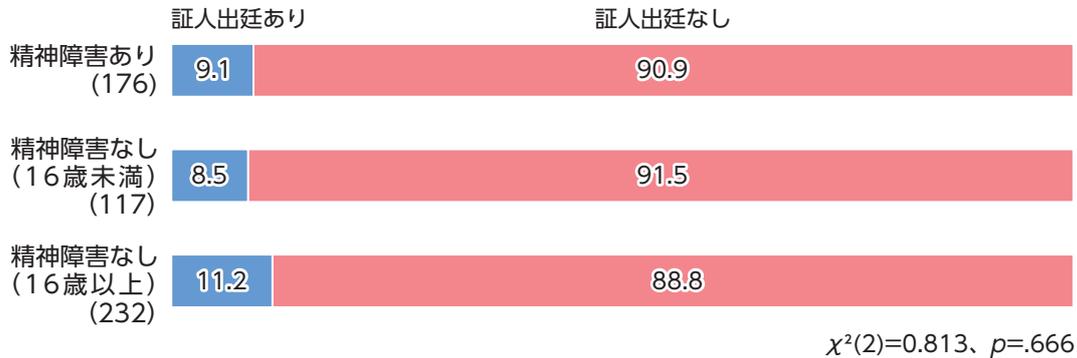


- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 司法面接的手法による取調べの実施が不詳の者を除く。
 3 「司法面接的手法による取調べあり」は、精神障害を有する性犯罪事件の被害者に対する司法面接的手法による取調べの試行開始（令和3年4月1日）及び試行拡大（4年7月1日）以前に同取調べが実施された場合を含む。
 4 ()内は、実人員である。

(2) 被害者の証人出廷の有無

ここでは、調査対象被害者本人の証人出廷の有無について見る。「証人出廷あり」及び「証人出廷なし」の構成比を被害者の属性別に見ると、3-3-6-2図のとおりである。精神障害あり群、精神障害なし（16歳未満）群及び精神障害なし（16歳以上）群のいずれにおいても、「証人出廷あり」は、10%前後に止まり、Fisherの正確確率検定の結果、有意な差は見られなかった。

3-3-6-2図 被害者の証人出廷の有無



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 () 内は、実人員である。

(3) 尋問に当たって採られた措置

ここでは、前記(2)において、「証人出廷あり」だった者について、証人尋問の際に採られた措置の状況について見る。公判廷における証人を保護するための制度としては、①証人尋問の際に証人と被告人や傍聴人との間を遮へいする措置を採る制度、②証人を別室に在席させた上で映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話する方法(ビデオリンク方式)によって尋問する制度、③適当と認める者(被害者支援センター職員等)を証人に付き添わせる制度等がある。証人尋問の際に採られた措置の状況について、各措置の該当率(重複計上による。)を被害者の属性別に見ると、**3-3-6-3表**のとおりである。精神障害あり群は、「遮へい」及び「ビデオリンク」が80%を超え、「措置なし」はいなかった。精神障害なし(16歳未満)群は、「遮へい」及び「ビデオリンク」が70%を超え、「措置なし」はいなかった。精神障害なし(16歳以上)群は、「遮へい」(84.6%)が最も高く、次いで、「ビデオリンク」(46.2%)、付添人(15.4%)の順であった。なお、精神障害なし(16歳以上)群では、少数ながら「措置なし」があったが、これらは裁判所外における証人尋問が行われた事案等であった。

χ^2 検定又はFisherの正確確率検定の結果、「ビデオリンク」及び「付添人」について、それぞれ有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、「ビデオリンク」は、精神障害なし(16歳以上)群の該当率が低い傾向、「付添人」は、精神障害あり群の該当率が高く、精神障害なし(16歳以上)群の該当率が低い傾向が見られた。

3-3-6-3表 尋問に当たって採られた措置

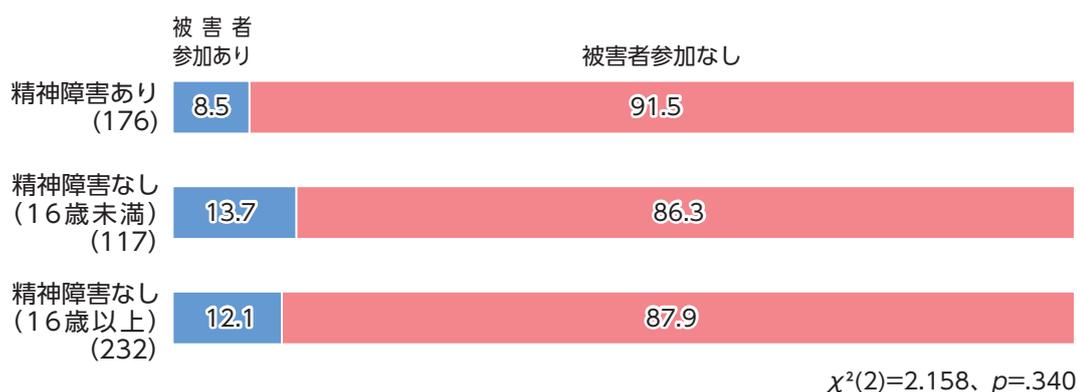
	精神障害あり	精神障害なし（16歳未満）	精神障害なし（16歳以上）	統計値
総数	16 (100.0)	10 (100.0)	26 (100.0)	
遮へい	15 (93.8)	7 (70.0)	22 (84.6)	Fisherの正確確率検定 $p=.316$
ビデオリンク	13 (81.3)	8 (80.0)	▽12 (46.2)	$\chi^2(2)=6.722, p=.035$
付添人	△10 (62.5)	5 (50.0)	▽4 (15.4)	$\chi^2(2)=10.450, p=.005$
措置なし	-	-	3 (11.5)	Fisherの正確確率検定 $p=.288$

注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 各項目に該当した者（重複計上による。）の人員である。
 3 () 内は、各属性の総数に占める割合である。
 4 χ^2 検定又は Fisher の正確確率検定により有意差が認められ、調整済み残差が 1.96 以上を△で示し、-1.96 以下を▽で示す。

(4) 被害者参加の有無

ここでは、調査対象被害者本人の被害者参加制度の利用の有無について見る。「被害者参加あり」及び「被害者参加なし」の構成比を被害者の属性別に見ると、**3-3-6-4図**のとおりである。「被害者参加あり」は、精神障害あり群では10%を下回り、精神障害なし（16歳未満）群及び精神障害なし（16歳以上）群では10%台前半であった。ただし、本調査項目は、あくまでも調査対象者本人について、参加の有無を見たものであり、「被害者参加なし」の中には、被害者が障害者や未成年者である場合、親権者のみが参加しているケースが多数含まれていることに留意が必要である。 χ^2 検定の結果、有意な差は見られなかった。

3-3-6-4図 被害者参加の有無



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 () 内は、実人員である。

(5) 被害後に利用した社会資源等

ここでは、調査対象被害者本人の被害後に利用した社会資源等について見る。本調査項目は、被害者供述等の関係各証拠に記載のあった被害後に利用した社会資源等に該当するものを分類したもので

あり、被害者の属性ごとに、各項目の該当率（重複計上による。）を見ると、3-3-6-5図のとおりである。

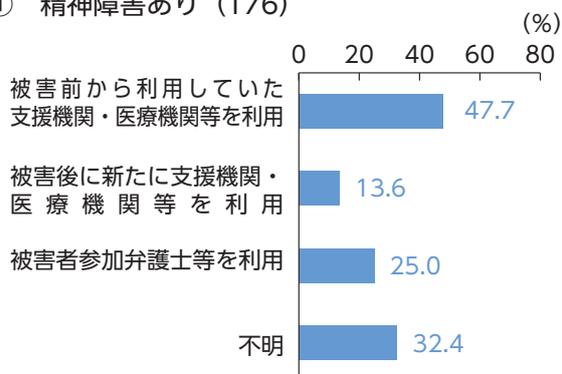
利用した社会資源等が特定できたものについて、精神障害あり群は、「被害前から利用していた支援機関・医療機関等を利用」（47.7%）が最も高く、次いで、「被害者参加弁護士等を利用」（25.0%）、「被害後に新たに支援機関・医療機関等を利用」（13.6%）の順であった。精神障害なし（16歳未満）群は、「被害者参加弁護士等を利用」（23.9%）が最も高く、次いで、「被害後に新たに支援機関・医療機関等を利用」（13.7%）であった。精神障害なし（16歳以上）群は、総じて利用率は低く、最も高い「被害者参加弁護士等を利用」が14.7%、次いで高い「被害後に新たに支援機関・医療機関等を利用」が12.9%であった。

また、被害後に利用した社会資源等が不明であった者は、精神障害なし（16歳未満）群で68.4%、精神障害なし（16歳以上）群で75.0%といずれも高く、精神障害あり群においても32.4%に上った。今回調査した資料においては、刑事手続の中で判明している事情しか確認することができなかったため、不明が多くなっている可能性があることについて留意が必要である。

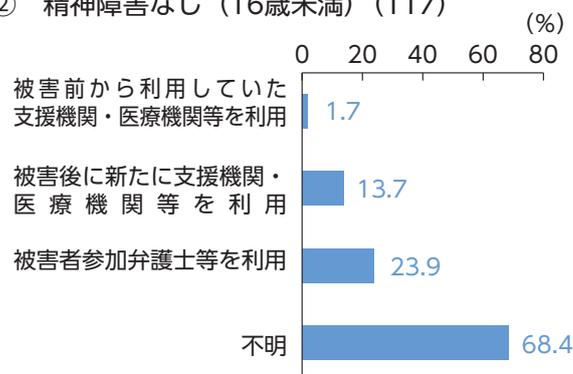
なお、精神障害あり群における「被害前から利用していた支援機関・医療機関等を利用」の中には、加害者が施設関係者である場合も含まれており、そのようなケースでは、被害者の親族が「被害後も同施設以外に受入先がないことから、同じ施設を利用し続けるしかない。」旨述べているケースが複数あった。

3-3-6-5 図 被害後に利用した社会資源等

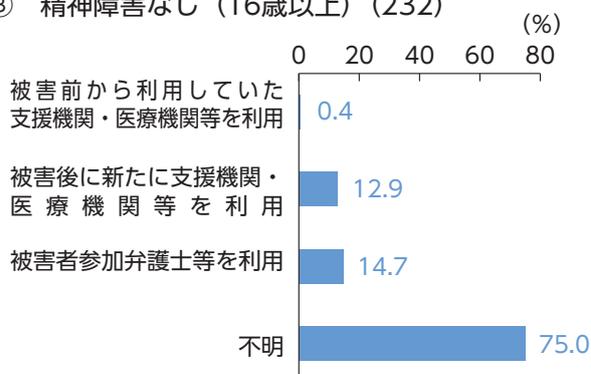
① 精神障害あり (176)



② 精神障害なし (16歳未満) (117)



③ 精神障害なし (16歳以上) (232)



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 各項目に該当した者(重複計上による。)の比率である。
 3 ()内は、実人員である。

(6) 事件による精神的影響等

ここでは、調査対象被害者本人の事件による精神的影響等の状況について見る。本調査項目は、被害者供述等の関係各証拠に記載のあった事件による精神的影響等に該当するものについて、①事件時に診断を受けていた精神障害とは異なる精神障害(疑い含む)により医療機関へ通院していることが確認できたものを「新たな精神障害(疑い含む)の発症」、②事件時に診断を受けていた精神障害(疑い含む)が悪化したことにより医療機関へ通院していることが確認できたものを「既往の精神障害(疑い含む)の悪化」、③医療機関への通院はないが何らかの愁訴が確認できたものを「その他精神の不調や日常生活への支障の訴えあり」、④何も特定できなかったものを「不明」として分類したものであり、事件による精神的影響等の構成比を被害者の属性別に見ると、3-3-6-6 図のとおりである。

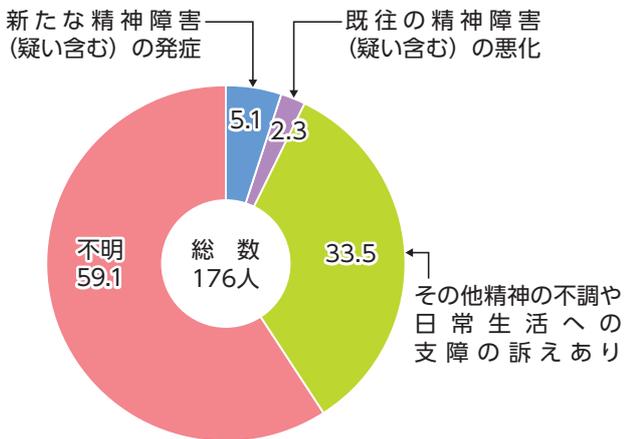
事件による精神的影響等が特定できたものの中では、精神障害あり群、精神障害なし(16歳未満)

群及び精神障害なし（16歳以上）群のいずれも、「その他精神の不調や日常生活への支障の訴えあり」の構成比が最も高かったが、精神障害なし（16歳以上）群では60%を上回ったことと比較すると、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群では低く、30%台であった。また、事件による精神的影響等が「不明」であった者は、精神障害なし（16歳以上）群では、3割弱であったが、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群では、過半数を占めている。

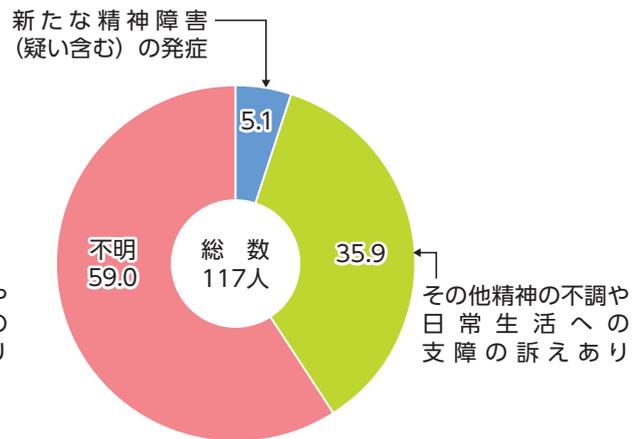
なお、今回調査した資料においては、刑事手続の中で判明している事情しか確認することができず、刑事手続後に発症又は悪化した精神障害や精神の不調等は含まれていないことについて留意が必要である。

3-3-6-6図 事件による精神的影響等

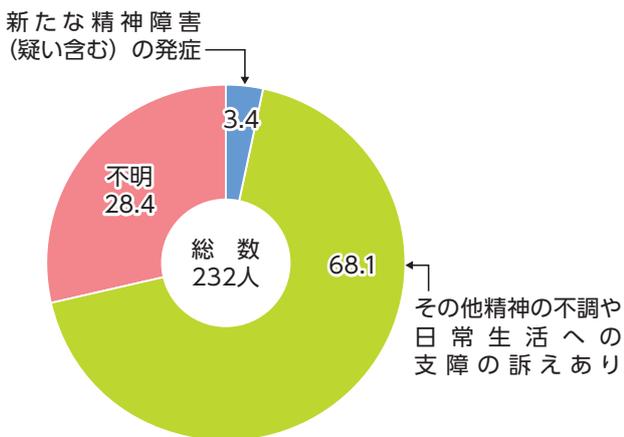
① 精神障害あり



② 精神障害なし（16歳未満）



③ 精神障害なし（16歳以上）

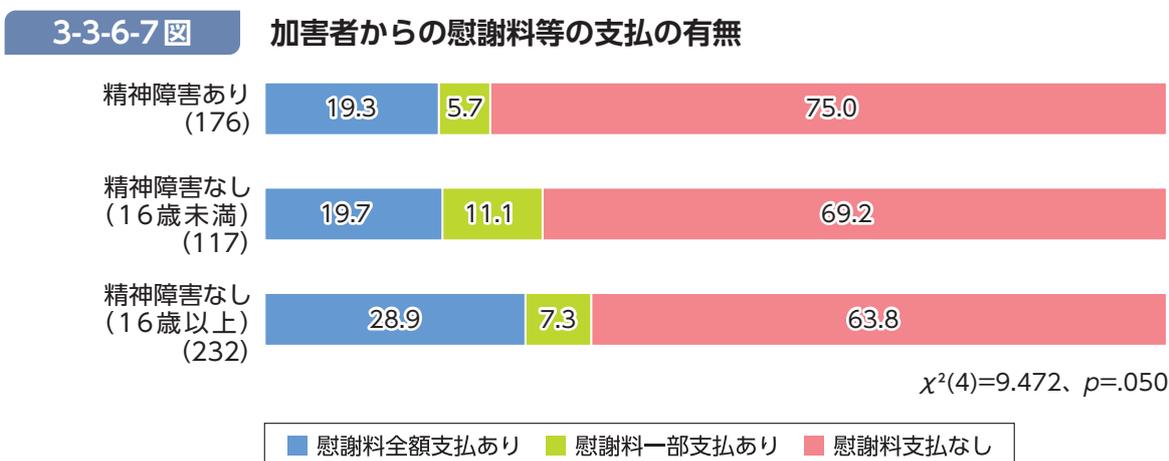


注 法務総合研究所の調査による。

(7) 加害者からの慰謝料等の支払の有無

ここでは、調査対象被害者本人に対する加害者からの慰謝料等（治療費等含む）の支払の状況について見る。「慰謝料全額支払あり」、「慰謝料一部支払あり」及び「慰謝料支払なし」の構成比を被害者の属性別に見ると、**3-3-6-7図**のとおりである。精神障害あり群、精神障害なし（16歳未満）群、精神障害なし（16歳以上）群のいずれにおいても、「慰謝料支払なし」が一番高く60～75%に上り、次いで、「慰謝料全額支払あり」、「慰謝料一部支払あり」の順であり、 χ^2 検定の結果、有意な差は見られなかった。

なお、「なし」の中には、加害者が慰謝料支払の意思を示していたものの、被害者本人又はその親権者が受取を拒否するケースが多数含まれていた。



注 1 法務総合研究所の調査による。
2 ()内は、実人員である。

(8) 被害者本人の処罰感情

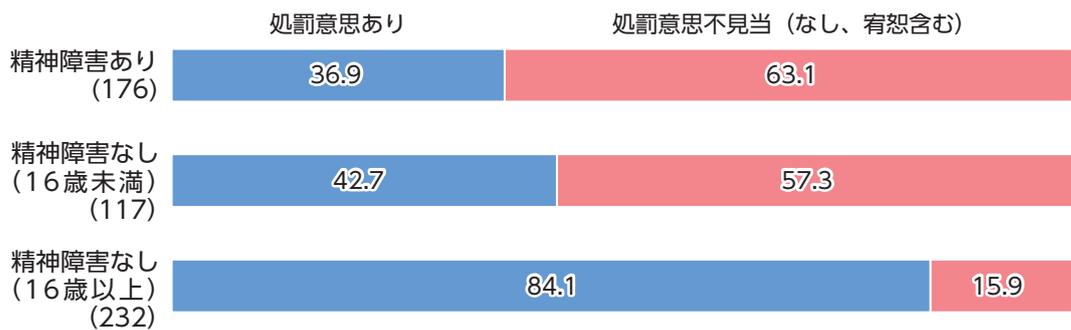
ここでは、調査対象被害者本人の処罰感情の有無について見る。本調査項目は、調査者において、被害者供述等の関係各証拠を調査した結果を分類したものであり、「処罰意思あり」は、被害者供述等において、加害者の処罰を望む旨を明確に意思表示している場合を指し、「処罰意思不見当（なし、宥恕含む）」は、加害者の処罰を望まない旨を意思表示している場合を指すことに加え、処罰についての意思表示が確認できない場合も含んでいる。調査対象被害者の処罰感情について、「処罰意思あり」及び「処罰意思不見当（なし、宥恕含む）」の構成比を被害者の属性別に見ると、**3-3-6-8図**のとおりである。精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群では、「処罰意思不見当（なし、宥恕含む）」の比率が高く、60%前後に上った一方、精神障害なし（16歳以上）群では、「処罰意思あり」

の比率が高く、80%を超えた。

χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群の「処罰意思不見当（なし、宥恕含む）」並びに精神障害なし（16歳以上）群の「処罰意思あり」の構成比が高い傾向が見られた。

なお、精神障害なし（16歳以上）群の「処罰意思不見当（なし、宥恕含む）」には、示談成立により宥恕となったケースが一定数含まれている一方、精神障害あり群や精神障害なし（16歳未満）群の「処罰意思不見当（なし、宥恕含む）」には、被害についての受け止めが「嫌い」、「嫌だった」、「怖かった」などの供述に止まっていて、明確な処罰意思表現には至っていないケースや、そもそも障害や年齢等の影響により、処罰意思を表明することができないと推察されるケースも散見され、同じ「処罰意思不見当」であっても、被害者の属性による質的な差が大きいことに留意が必要である。

3-3-6-8図 被害者本人の処罰感情



$\chi^2(2)=108.457, p<.001$

注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 () 内は、実人員である。

第4節 調査の結果（被害の潜在化リスクに関する分析）

本章第3節において、調査の結果を被害者の属性別に見たところ、被害当時の被害認識の調査項目（本章第3節4項（1）参照）では、精神障害あり群の「認識不十分」や「認識なし」、精神障害なし（16歳未満）群の「認識不十分」の構成比が高い傾向が見られたことから、被害認識の有無や程度は、被害者の精神障害の有無、被害者の年齢等によって影響を受けると考えられる。また、同一被害者に対する判決書で認定された犯行件数（同項（2）参照）及び判決書で認定されていない犯行に関する供述（同項（3）参照）の調査項目は、同一加害者からの複数回の性被害経験を調査するものであることから、これらの調査結果から被害の潜在化傾向の一端を考察することができると考えられる。結果として、前者の調査項目では、精神障害あり群の「4件以上」、精神障害なし（16歳未満）群の「2～3件」の構成比が高い傾向が見られ、後者の調査項目では、精神障害あり群の「供述あり（1～3件）」及び「供述あり（4件以上）」、精神障害なし（16歳未満）群の「供述あり（4件以上）」の構成比が高い傾向が見られた。このことは、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群は、同一加害者から複数回の性被害に遭っている割合が高い傾向が認められるものであり、被害の潜在化傾向の一端が確認された。

もっとも、精神障害あり群と一口にいても、被害の認識能力や被害に対する対応能力は、個々の精神障害の種類や程度によって大きな違いがあると考えられるほか、精神障害なし（16歳未満）群についても、未就学児と中学生では前記各能力に大きな違いがあると考えられることから、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群の枠内においても、被害の潜在化リスクには高低があると考えられる。

さらに、被害者から見た加害者の立場（本章第3節3項（7）参照）の調査項目では、精神障害あり群は、「支援関係者」が加害者となっているケース、精神障害なし（16歳未満）群は「実父母」、「継（養）父」又は「教師等の教育関係者」が加害者となっているケースがあるなど、被害者を庇護・監督すべき立場の者が加害者となっている事案が複数存在した。これら、被害者を庇護・監督すべき立場の者は、日常生活において被害者と緊密な関係を有しており、本来、被害者が何らかの犯罪被害に遭った場合、真っ先に頼るべき存在となるはずであるから、これらの者から性被害に遭った場合、被害者は救済の拠り所を失うことになり、被害申告がより困難になるであろうことは想像に難くない。そのため、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群に認められた前記潜在化傾向の一端は、被害者と加害者の特殊な関係性が影響を与えている可能性も考えられる。

そこで、本節では、被害の潜在化リスクについて焦点を絞った分析をするべく、精神障害の種類・程度（本節1項）、年齢（本節2項）を各細分化して、被害の潜在化リスクに関する分析を行いつつ、加害者との関係（本節3項）に着目した潜在化リスクの分析も行うこととする。

1 精神障害の種類・程度別潜在化リスクに関する分析

本項では、精神障害の種類・程度（本章第3節1項（2）参照）による潜在化リスクの分析を行うところ、被害の認識能力や被害への対応能力は、知的機能や適応機能、認知機能等の状態によって異なると考えられることから、①精神障害あり群のうち複数の精神障害がある者を除いた上で、知的障害、発達障害及び認知症の3群について分析を行うとともに、②知的障害の程度別（この場合における「知的障害」には、それ以外の精神障害が重複してある者を含む。以下この節において同じ。）に関し、程度不明の者を除いた上で、軽度、中等度、重度及び最重度の4群について分析を行う。本項以外における「精神障害あり群」とは異なり、「知的障害」、「発達障害」及び「認知症」以外の精神障害がある者は、分析の対象から除かれていることに留意が必要である。

なお、本調査結果を見るに当たっては、基本的属性（後記（1））で示すとおり、まず、精神障害の種類別では、発達障害、認知症の調査対象被害者が極めて少ないことに留意する必要がある。また、発達障害においては、学生が大半であるほか、男性の構成比が高いこと、認知症では、他の障害と年齢層が異なるほか、施設等に居住している割合が他の障害と比較して高く、単身居住がないことから重症なケースが多いと考えられることなどに留意する必要がある。次に、知的障害の程度別では、最重度の調査対象被害者が極めて少ないこと、また、重度において、男性は低年齢が多い一方で、女性は18歳以上が多いことなどに留意する必要がある。

（1）基本的属性

ここでは、調査対象被害者の基本的属性について見る。調査対象被害者の性別、職業及び居住環境の該当数並びに構成比を精神障害の種類別に見ると、**3-4-1-1表①**のとおりである。

Fisherの正確確率検定の結果、それぞれ有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、性別は、知的障害の「女性」及び発達障害の「男性」の構成比が高い傾向、職業は、知的障害の「有職」、発達障害の「学生」及び認知症の「無職」の構成比が高く、知的障害の「無職」、発達障害の「有職」並びに認知症の「有職」及び「学生」の構成比が低い傾向、居住環境は、認知症の「家族・親族と同居」が低く、「施設等に居住」の構成比が高い傾向が見られた。

調査対象被害者の基本的属性について、知的障害の程度別に見ると、**3-4-1-1表②**のとおりである。

Fisherの正確確率検定の結果、性別及び職業について、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、性別は、重度の「男性」の構成比が高い傾向、職業は、軽度の「学生」の構成比が高く、重度の「学生」の構成比が低い傾向が見られた。

なお、年齢層を「13歳未満」、「13～15歳」、「16歳以上」として、精神障害の種類別にその構成比を見ると、知的障害は「16歳以上」(69.8%)、発達障害は「13歳未満」(92.3%)、「認知症」は「16歳以上」(100%)が最も高かった。なお、認知症の最低年齢は55歳であった。また、知的障害の程度別に見ると、軽度は「16歳以上」(52.8%)、中等度は「16歳以上」(72.7%)、重度は「16歳以上」(69.8%)、最重度は「13～15歳」及び「16歳以上」(それぞれ50.0%)が最も高かった。

さらに、「男性」の年齢層を見ると、精神障害の種類別においては、計13人のうち11人が「13歳未満」であり、知的障害の程度別においては、計11人のうち7人が「13歳未満」であった。

3-4-1-1表 基本的属性（精神障害の種類・程度別）

① 精神障害の種類別

属性等	区分	総数	知的障害	発達障害	認知症	統計値
総数		120 (100.0)	96 (100.0)	13 (100.0)	11 (100.0)	
性別	男 性	13 (10.8)	▽ 3 (3.1)	△ 9 (69.2)	1 (9.1)	Fisherの正確確率検定 $p < .001$
	女 性	107 (89.2)	△ 93 (96.9)	▽ 4 (30.8)	10 (90.9)	
職業	有 職 (就労支援事業所、その他(自営業)を含む)	36 (30.0)	△ 36 (37.5)	▽ -	▽ -	Fisherの正確確率検定 $p < .001$
	無 職	29 (24.2)	▽ 17 (17.7)	1 (7.7)	△ 11 (100.0)	
	学 生	55 (45.8)	43 (44.8)	△ 12 (92.3)	▽ -	
居住環境	単 身 居 住	3 (2.5)	3 (3.1)	-	-	Fisherの正確確率検定 $p = .040$
	家 族・親 族 と 同 居	99 (82.5)	80 (83.3)	13 (100.0)	▽ 6 (54.5)	
	施 設 等 に 居 住	18 (15.0)	13 (13.5)	-	△ 5 (45.5)	

② 知的障害の程度別

属性等	区分	総数	軽度	中等度	重度	最重度	統計値
総数		131 (100.0)	36 (100.0)	44 (100.0)	43 (100.0)	8 (100.0)	
性別	男 性	11 (8.4)	2 (5.6)	1 (2.3)	△ 8 (18.6)	-	Fisherの正確確率検定 $p = .048$
	女 性	120 (91.6)	34 (94.4)	43 (97.7)	▽ 35 (81.4)	8 (100.0)	
職業	有 職 (就労支援事業所、その他(自営業)を含む)	45 (34.4)	8 (22.2)	18 (40.9)	18 (41.9)	1 (12.5)	Fisherの正確確率検定 $p = .025$
	無 職	21 (16.0)	3 (8.3)	5 (11.4)	10 (23.3)	3 (37.5)	
	学 生	65 (49.6)	△ 25 (69.4)	21 (47.7)	▽ 15 (34.9)	4 (50.0)	
居住環境	単 身 居 住	4 (3.1)	2 (5.6)	2 (4.5)	-	-	Fisherの正確確率検定 $p = .779$
	家 族・親 族 と 同 居	109 (83.2)	28 (77.8)	36 (81.8)	38 (88.4)	7 (87.5)	
	施 設 等 に 居 住	18 (13.7)	6 (16.7)	6 (13.6)	5 (11.6)	1 (12.5)	

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 ①は、複数の精神障害がある者を除く。

3 ②は、知的障害以外の精神障害がある者も含む。

4 Fisherの正確確率検定により有意差が認められ、調整済み残差が1.96以上を△で示し、-1.96以下を▽で示す。

5 ()内は、各属性の総数における構成比である。

(2) 被害当時の被害認識

ここでは、調査対象被害者の被害当時の被害認識（本章第3節4項（1）参照）について見る。「認識あり」、「認識不十分」及び「認識なし」の構成比を精神障害の種類別に見ると、**3-4-1-2図①**のとおりである。知的障害、発達障害、認知症の「認識あり」の構成比は、それぞれ36.5%、61.5%、9.1%であった。

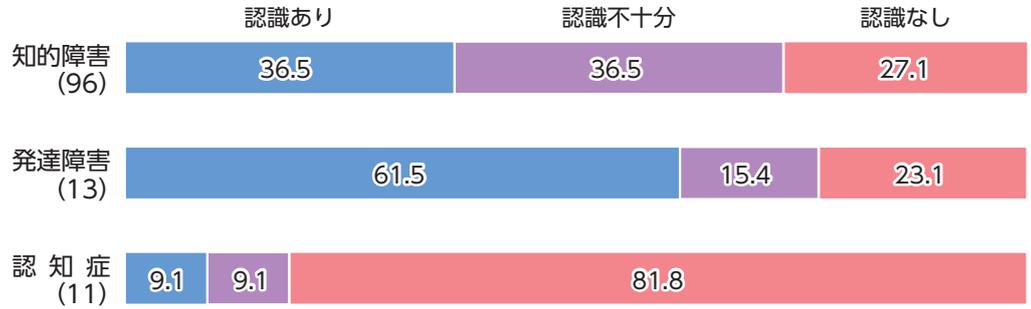
Fisherの正確確率検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、知的障害の「認識不十分」、発達障害の「認識あり」、認知症の「認識なし」の構成比が高く、知的障害の「認識なし」、認知症の「認識あり」の構成比が低い傾向が見られた。

調査対象被害者の被害当時の被害認識について、知的障害の程度別に見ると、**3-4-1-2図②**のとおりである。軽度、中等度、重度、最重度の「認識あり」の構成比は、それぞれ63.9%、36.4%、14.0%、0%であった。

Fisherの正確確率検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、軽度の「認識あり」、中等度の「認識不十分」、重度及び最重度の「認識なし」の構成比が高く、軽度及び中等度の「認識なし」、重度の「認識あり」、最重度の「認識あり」及び「認識不十分」の構成比が低い傾向が見られた。

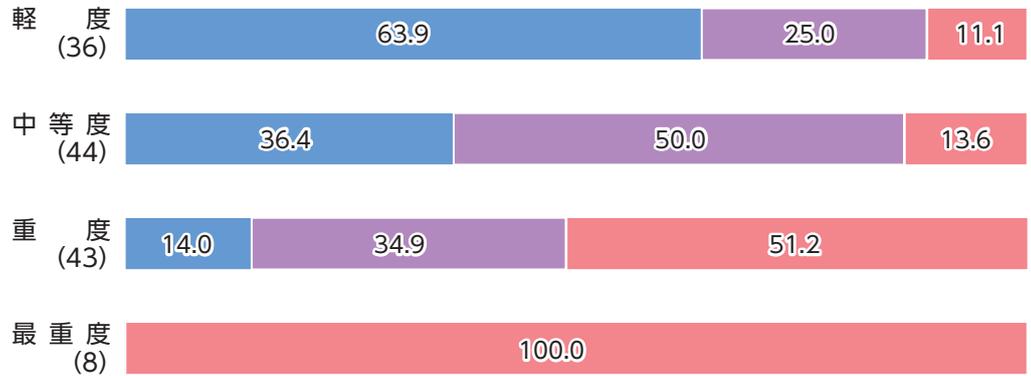
3-4-1-2 図 被害当時の被害認識（精神障害の種類・程度別）

① 精神障害の種類別



Fisher の正確確率検定 $p = .002$

② 知的障害の程度別



Fisher の正確確率検定 $p < .001$

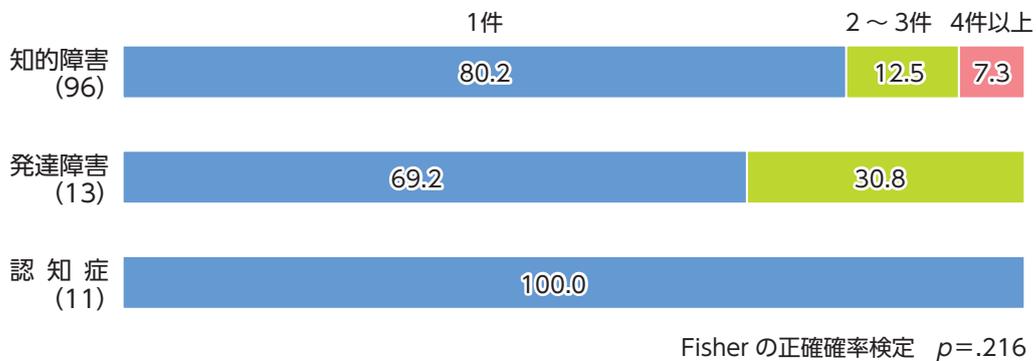
- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 ①は、複数の精神障害がある者を除く。
 3 ②は、知的障害以外の精神障害がある者も含む。
 4 () 内は、実人員である。

(3) 同一被害者に対する判決書で認定された犯行件数

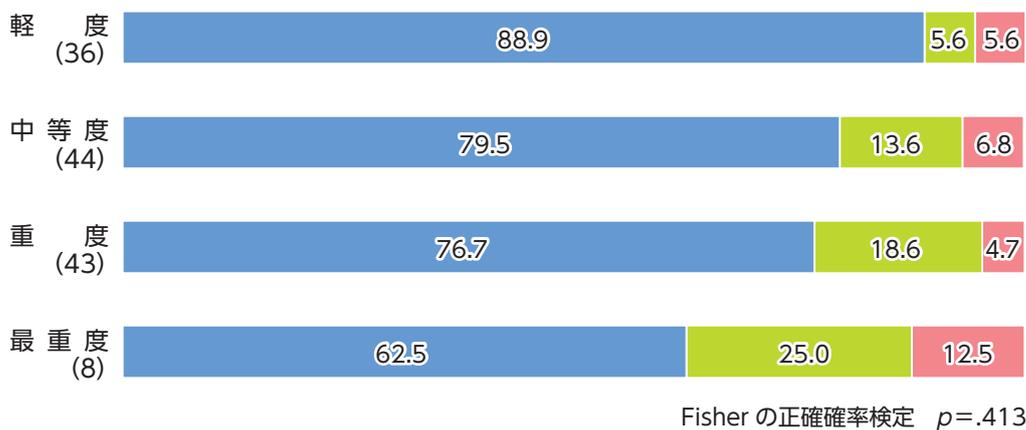
ここでは、調査対象事件について、当該加害者によるものとして同一被害者に対する判決書で認定された犯行件数（本章第3節4項（2）参照）を見る。同一被害者に対する判決書で認定された犯行件数の構成比を精神障害の種類・知的障害の程度別に見ると、3-4-1-3図のとおりである。いずれの区分においても、「1件」が最も高かった。Fisherの正確確率検定の結果、いずれも有意な差は見られなかった。

3-4-1-3図 同一被害者に対する判決書で認定された犯行件数（精神障害の種類・程度別）

① 精神障害の種類別



② 知的障害の程度別



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 ①は、複数の精神障害がある者を除く。
 3 ②は、知的障害以外の精神障害がある者も含む。
 4 ()内は、実人員である。

(4) 判決書で認定されていない犯行に関する供述

ここでは、調査対象事件について、当該加害者によるものとして判決書で認定されていない犯行に関する供述（本章第3節4項（3）参照）を見る。判決書で認定されていない犯行に関する供述の有無とその件数について、その構成比を精神障害の種類別に見ると、**3-4-1-4図①**のとおりである。知的障害、発達障害、認知症の「供述あり（1～3件）」及び「供述あり（4件以上）」の合計の構成比は、それぞれ47.9%、92.3%、45.5%であった。

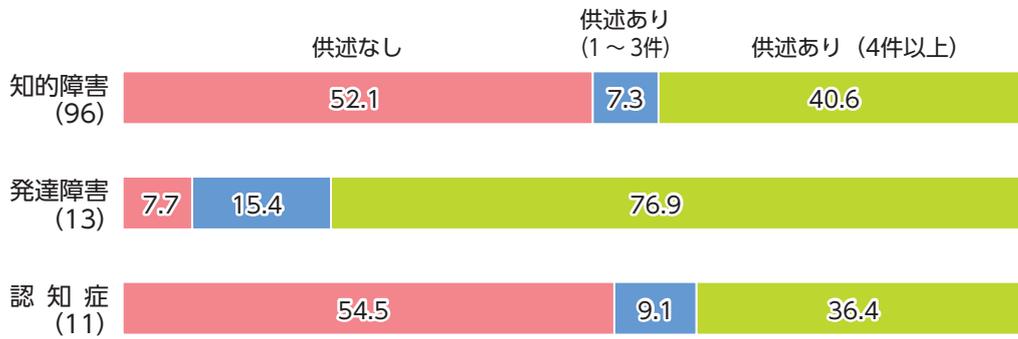
Fisherの正確確率検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、知的障害の「供述なし」及び発達障害の「供述あり（4件以上）」の構成比が高く、発達障害の「供述なし」の構成比が低い傾向が見られた。

判決書で認定されていない犯行に関する供述の有無とその件数について、知的障害の程度別に見ると、**3-4-1-4図②**のとおりである。軽度、中等度、重度、最重度の「供述あり（1～3件）」及び「供述あり（4件以上）」の合計の構成比は、それぞれ63.9%、43.2%、46.5%、62.5%であった。Fisherの正確確率検定の結果、有意な差は見られなかった。

判決書で認定されていない犯行に関する供述が真実であったと仮定した場合、被害者が同一加害者から複数回の性被害に遭っている事案が一定数含まれている可能性がある。被害者から見た加害者の立場（本章第3節3項（7）参照）について、「親族等」（配偶者・交際相手、実父母、継（養）父、その他の親族の合計）、「教師・雇用主・支援関係者等」（教師等の教育関係者、雇用主・勤務先の上司等、支援関係者の合計）、「知人」、「面識なし」の4カテゴリーに統合した上で、精神障害の種類別に見ると、知的障害は「面識なし」（34人）、発達障害は「教師・雇用主・支援関係者等」（6人）、認知症は「教師・雇用主・支援関係者等」（8人）が最も多いが、判決書で認定されていない犯行について「供述なし」の者を除いた上で、調査対象事件の加害者について見ると、知的障害は「教師・雇用主・支援関係者等」（19人）が最も多く、次いで「親族等」及び「知人」（それぞれ12人）の順、発達障害は「教師・雇用主・支援関係者等」（6人）が最も多く、次いで、「知人」（5人）、「親族等」（1人）の順であった。認知症は「教師・雇用主・支援関係者等」（4人）が最も多く、次いで、「面識なし」（1人）の順であった（「親族等」及び「知人」はいなかった）。

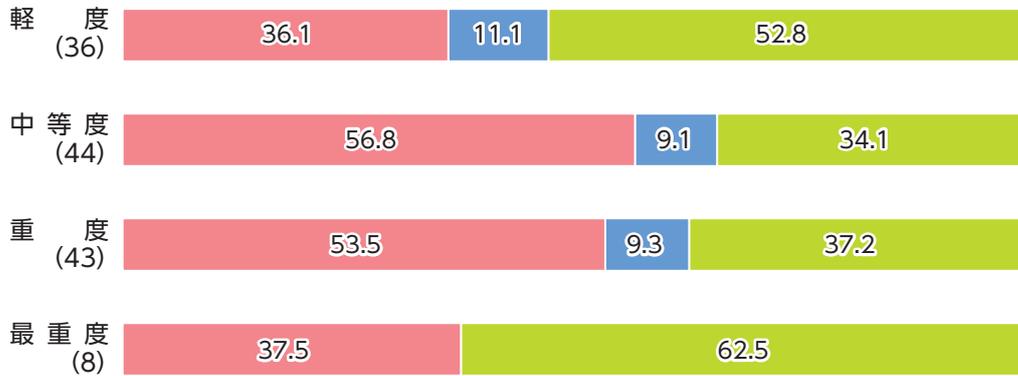
3-4-1-4図 判決書で認定されていない犯行に関する供述（精神障害の種類・程度別）

① 精神障害の種類別



Fisher の正確確率検定 $p=.019$

② 知的障害の程度別



Fisher の正確確率検定 $p=.486$

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 ①は、複数の精神障害がある者を除く。
 3 ②は、知的障害以外の精神障害がある者も含む。
 4 「供述あり（4件以上）」は、「たくさんある」等と供述しており、確かな件数が不詳である場合を含む。
 5 ()内は、実人員である。

(5) 反復して被害を受けるまで被害申告できなかった理由

ここでは、判決書で認定されていない犯行に関する供述があった事案について、反復して被害を受けるまで被害申告できなかった理由（本章第3節4項（4）参照）の中で、精神障害あり群において、該当率が高かった3項目（「被害に関する認識が欠如・不足していた」、「加害者から口止めされていた」及び「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」）の該当率（重複計上による。）を見る。前記3項目の該当率を精神障害の種類別に見ると、**3-4-1-5図①**のとおりである。知的障害及び認知症は、「被害に関する認識が欠如・不足していた」（それぞれ52.2%、100%）が最も高く、発達障害は、「加害者から口止めされていた」（58.3%）が最も高かった。

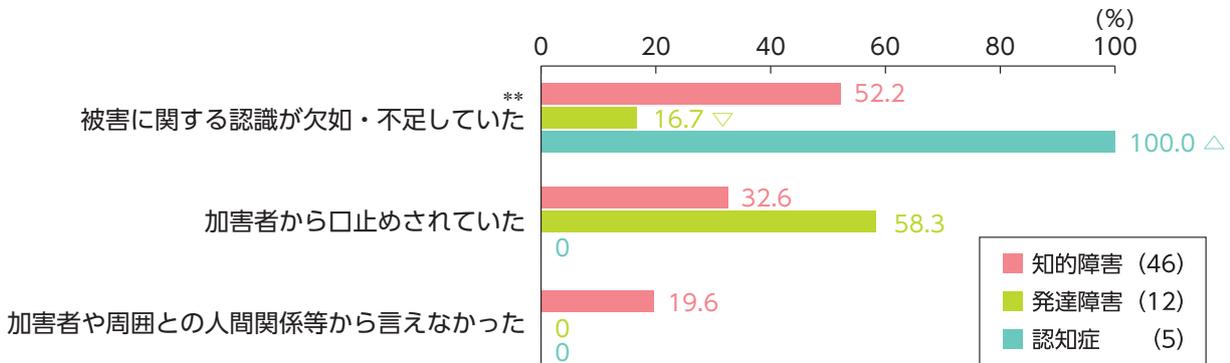
Fisherの正確確率検定の結果、「被害に関する認識が欠如・不足していた」について、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、発達障害の該当率が低く、認知症の該当率が高い傾向が見られた。

前記3項目の該当率を知的障害の程度別に見ると、**3-4-1-5図②**のとおりである。軽度は、「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」（43.5%）が最も高く、中等度、重度及び最重度は、「被害に関する認識が欠如・不足していた」（それぞれ52.6%、80.0%、100%）が最も高かった。

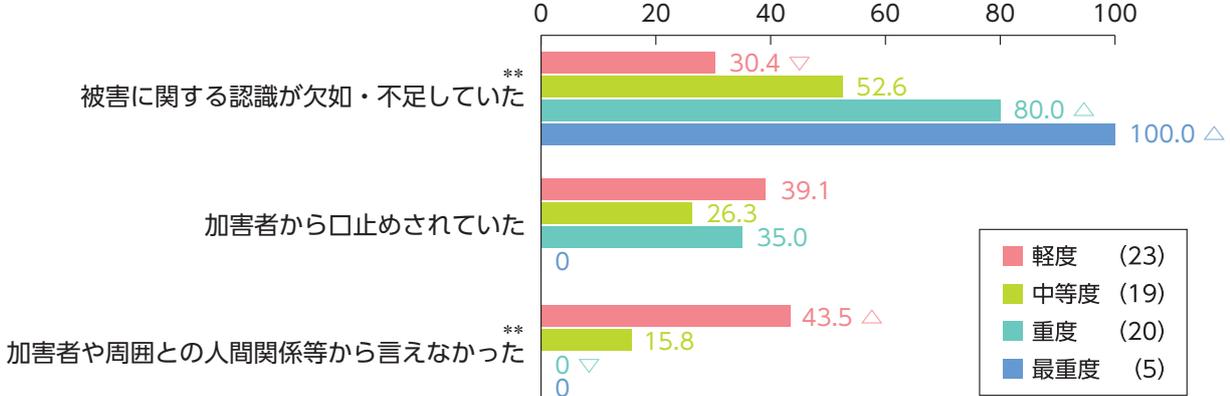
Fisherの正確確率検定の結果、「被害に関する認識が欠如・不足していた」及び「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」について、それぞれ有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、「被害に関する認識が欠如・不足していた」は、軽度の該当率が低く、重度及び最重度の該当率が高い傾向、「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」は、軽度の該当率が高く、重度の該当率が低い傾向が見られた。

3-4-1-5 図 反復して被害を受けるまで被害申告できなかった理由（精神障害の種類・程度別）

① 精神障害の種類別



② 知的障害の程度別



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 判決書で認定されていない犯行に関する供述について「あり」に該当した者に限る。
 3 ①は、複数の精神障害がある者を除く。
 4 ②は、知的障害以外の精神障害がある者も含む。
 5 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 6 ***は $p<.001$ 、**は $p<.01$ 、*は $p<.05$ を示す。 p 値はFisherの正確有意確率である。
 7 Fisherの正確確率検定により有意差が認められ、調整済み残差が1.96以上を△で示し、-1.96以下を▽で示す。
 8 ()内は、実人員である。

(6) 犯行日から捜査機関への犯行発覚までの期間

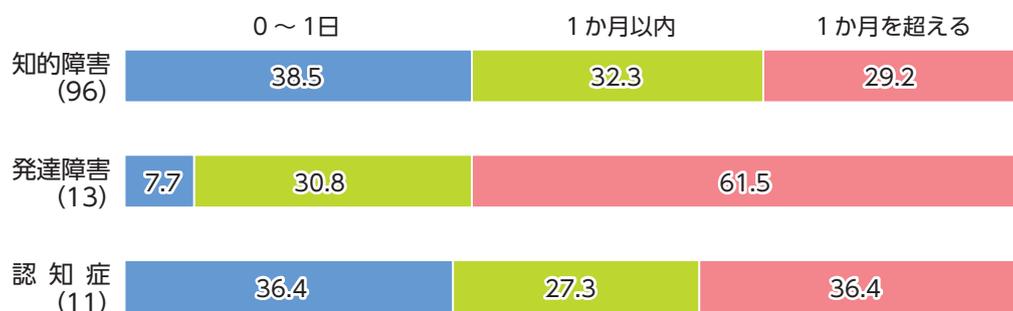
ここでは、調査対象事件について、犯行日から捜査機関への犯行発覚までの期間（本章第3節4項(5)）を見る。本調査項目について、「0～1日」、「1か月以内」（「1週間以内」及び「1か月以内」の合計）、「1か月を超える」（「半年以内」、「1年以内」及び「1年以上」の合計）の3カテゴリーに統合した上で、その構成比を精神障害の種類別に見ると、3-4-1-6図①のとおりである。知的障害は「0～1日」（38.5%）、発達障害は「1か月を超える」（61.5%）、認知症は「0～1日」及び「1か月を超える」（いずれも36.4%）が最も高かった。Fisherの正確確率検定の結果、有意な差は見られなかった。

犯行日から捜査機関への犯行発覚までの期間について、前記分類による構成比を知的障害の程度別に見ると、3-4-1-6図②のとおりである。軽度は「1か月以内」(58.3%)、中等度は「0~1日」(54.5%)、重度及び最重度は「1か月を超える」(それぞれ53.5%、50.0%)が最も高かった。

Fisherの正確確率検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、軽度の「0~1日」、中等度の「1か月を超える」、重度の「1か月以内」の構成比が低く、軽度の「1か月以内」、中等度の「0~1日」、重度の「1か月を超える」の構成比が高い傾向が見られた。

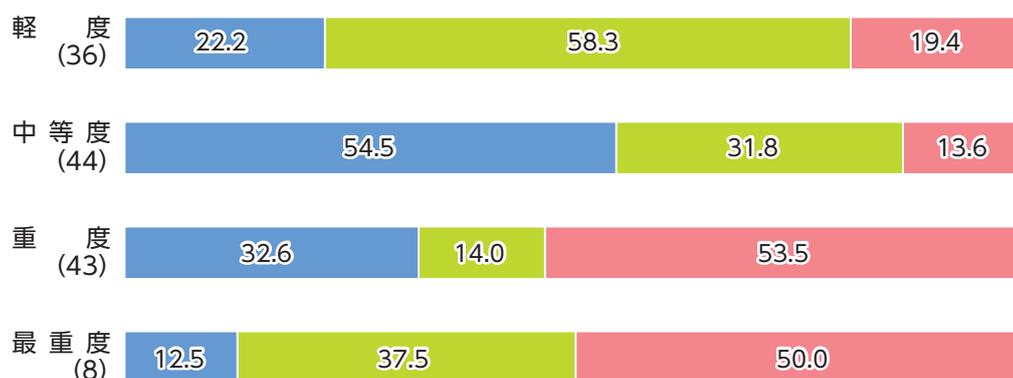
3-4-1-6 図 犯行日から捜査機関への犯行発覚までの期間 (精神障害の種類・程度別)

① 精神障害の種類別



Fisherの正確確率検定 $p=.129$

② 知的障害の程度別



Fisherの正確確率検定 $p<.001$

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 ①は、複数の精神障害がある者を除く。
 3 ②は、知的障害以外の精神障害がある者も含む。
 4 ()内は、実人員である。

(7) 捜査機関への犯行発覚まで1か月以上を要した理由

ここでは、犯行から捜査機関への犯行発覚までの期間が1か月を超えた事案について、捜査機関への犯行発覚まで1か月以上を要した理由（本章第3節4項（6）参照）の中で、精神障害あり群において、「その他」を除いて該当率が高かった3項目（「被害に関する認識が欠如・不足していた」、「加害者から口止めされていた」及び「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」）の該当率（重複計上による。）を見る。前記3項目の該当率を精神障害の種類別に見ると、**3-4-1-7図①**のとおりである。

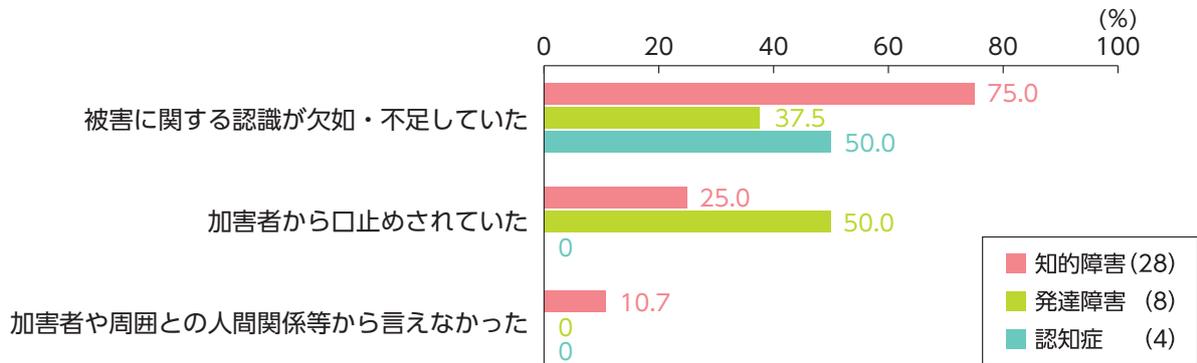
知的障害及び認知症は、「被害に関する認識が欠如・不足していた」（それぞれ75.0%、50.0%）が最も高く、発達障害は、「加害者から口止めされていた」（50.0%）が最も高かった。Fisherの正確確率検定の結果、いずれも有意な差は見られなかった。

前記3項目の該当率を知的障害の程度別に見ると、**3-4-1-7図②**のとおりである。軽度は、「加害者から口止めされていた」（57.1%）が最も高く、中等度、重度、最重度は、「被害に関する認識が欠如・不足していた」（それぞれ66.7%、87.0%、100.0%）が最も高かった。

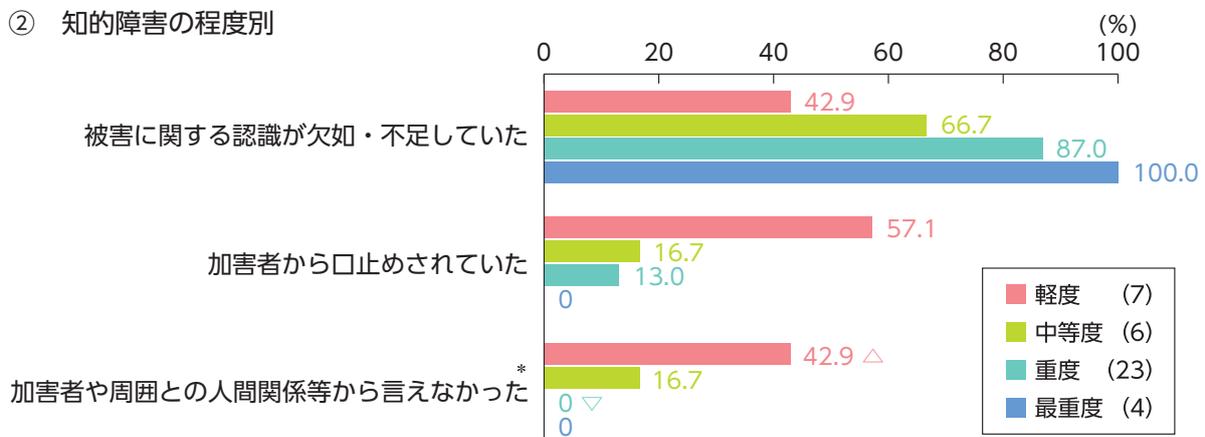
Fisherの正確確率検定の結果、「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」について、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、軽度の該当率が高く、重度の該当率が低い傾向が見られた。

3-4-1-7 図 捜査機関への犯行発覚まで1か月以上を要した理由（精神障害の種類・程度別）

① 精神障害の種類別



② 知的障害の程度別



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 犯行日から捜査機関への犯行発覚までの期間について「半年以内」、「1年以内」又は「1年以上」の項目に該当した者に限る。
 3 ①は、複数の精神障害がある者を除く。
 4 ②は、知的障害以外の精神障害がある者も含む。
 5 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 6 ***は $p < .001$ 、**は $p < .01$ 、*は $p < .05$ を示す。 p 値はFisherの正確有意確率である。
 7 Fisherの正確確率検定により有意差が認められ、調整済み残差が1.96以上を△で示し、-1.96以下を▽で示す。
 8 ()内は、実人員である。

(8) 被害申告の有無

ここでは、調査対象被害者が最初に被害を伝えた相手（本章第3節5項（1）参照）の調査項目について、被害申告の有無を見る。同調査結果を「被害申告あり（捜査機関）」、「被害申告あり（捜査機関以外）」及び「被害申告なし」の3カテゴリーに分類した上で、その構成比を精神障害の種類別に見ると、3-4-1-8図①のとおりである。知的障害、発達障害、認知症の「被害申告あり（捜査機関）」及び「被害申告あり（捜査機関以外）」の合計の構成比は、それぞれ66.7%、69.2%、9.1%であった。

Fisherの正確確率検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、知的障害の「被害申告なし」及び認知症の「被害申告あり（捜査機関以外）」の構成比が低く、認知症の「被害申告なし」

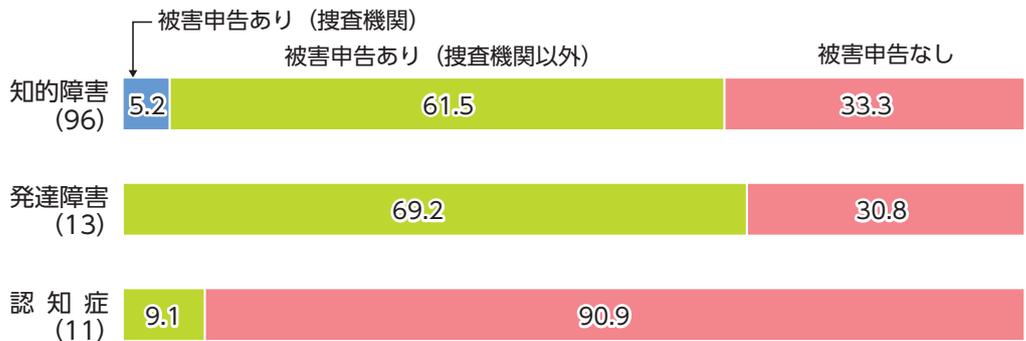
し」の構成比が高い傾向が見られた。

被害申告の有無について、前記分類による構成比を知的障害の程度別に見ると、3-4-1-8図②のとおりである。軽度、中等度、重度、最重度の「被害申告あり（捜査機関）」及び「被害申告あり（捜査機関以外）」の合計の構成比は、それぞれ86.1%、79.5%、46.5%、25.0%であった。

Fisherの正確確率検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、軽度及び中等度の「被害申告あり（捜査機関以外）」並びに重度及び最重度の「被害申告なし」の構成比が高く、軽度及び中等度の「被害申告なし」並びに重度及び最重度の「被害申告あり（捜査機関以外）」の構成比が低い傾向が見られた。

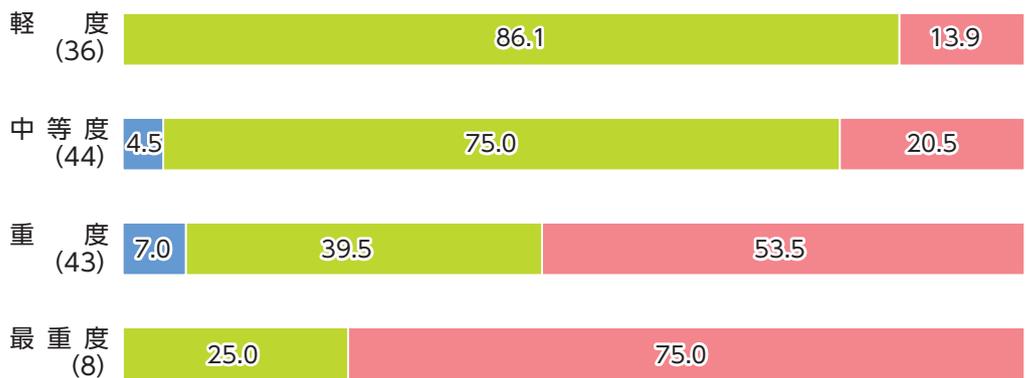
3-4-1-8図 被害申告の有無（精神障害の種類・程度別）

① 精神障害の種類別



Fisherの正確確率検定 $p = .006$

② 知的障害の程度別



Fisherの正確確率検定 $p < .001$

注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 ①は、複数の精神障害がある者を除く。
 3 ②は、知的障害以外の精神障害がある者も含む。
 4 ()内は、実人員である。

(9) 被害申告の契機

ここでは、前記(8)のうち、被害申告ありとした者について、被害申告の契機(本章第3節5項(2)参照)を見る。各項目のうち、「被害者の自発的な言語化による」、「被害者の非言語的な兆候による覚知」について、精神障害の種類・知的障害の程度別に見ると、**3-4-1-9表**のとおりである。知的障害の程度別における最重度を除き、いずれにおいても「被害者の自発的な言語化による」が8割以上であった。

Fisherの正確確率検定の結果、知的障害の程度別において、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、最重度の「被害者の自発的な言語化による」の構成比が低い傾向が見られた。

3-4-1-9表 被害申告の契機(精神障害の種類・程度別)

① 精神障害の種類別

区分	総数	被害者の自発的な言語化による	被害者の非言語的な兆候による覚知	統計値
知的障害	57 (100.0)	49 (86.0)	8 (14.0)	Fisherの正確確率検定 $p=.635$
発達障害	9 (100.0)	9 (100.0)	—	
認知症	1 (100.0)	1 (100.0)	—	

② 知的障害の程度別

区分	総数	被害者の自発的な言語化による	被害者の非言語的な兆候による覚知	統計値
軽度	31 (100.0)	25 (80.6)	6 (19.4)	Fisherの正確確率検定 $p=.036$
中等度	32 (100.0)	29 (90.6)	3 (9.4)	
重度	15 (100.0)	12 (80.0)	3 (20.0)	
最重度	2 (100.0)	▽ —	△ 2 (100.0)	

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 ①は、複数の精神障害がある者を除く。
 3 ②は、知的障害以外の精神障害がある者も含む。
 4 被害申告の契機が「その他」又は「不明」の者を除く。
 5 最初に被害を伝えた相手が「捜査機関」又は「被害申告なし」の者を除く。
 6 ()内は、各区分の総数における構成比である。

(10) 事件による精神的影響等

前記(8)及び(9)から、被害者が自発的に被害を言語化できない場合には被害申告が難しく、事件による精神的影響が明らかでない場合、被害者の非言語的な兆候によって周囲の者が覚知することも難しいと考えられる。そのため、ここでは、調査対象事件について、事件による精神的影響等(本章第3節6項(6)参照)を見る。事件による精神的影響等を「精神的影響あり」(「新たな精神障害(疑い含む)の発症」、「既往の精神障害(疑い含む)の悪化」及び「その他精神の不調や日常生活への支障の訴えあり」の合計)、「精神的影響不明」の2カテゴリーに統合し、その構成比を精神障害の種類別に見ると、**3-4-1-10図①**のとおりである。知的障害、発達障害、認知症の「精神的影響あり」

の構成比は、それぞれ37.5%、61.5%、9.1%であった。

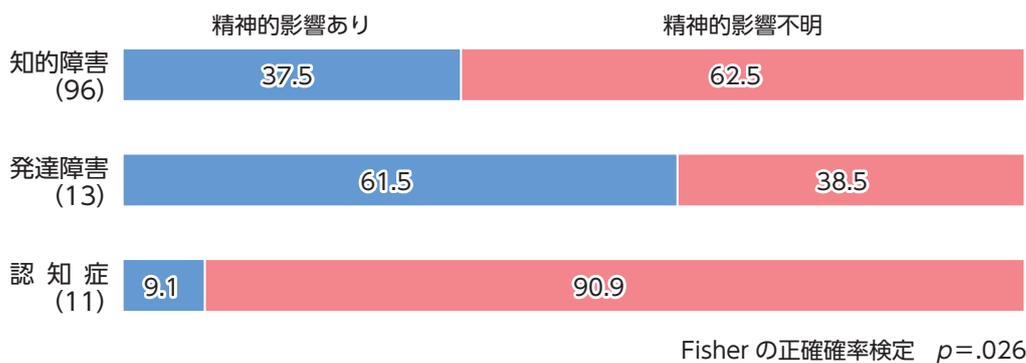
Fisherの正確確率検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、認知症の「精神的影響不明」の構成比が高い傾向が見られた。

事件による精神的影響等について、知的障害の程度別に見ると、3-4-1-10図②のとおりである。軽度、中等度、重度、最重度の「精神的影響あり」の構成比は、それぞれ52.8%、45.5%、23.3%、12.5%であった。

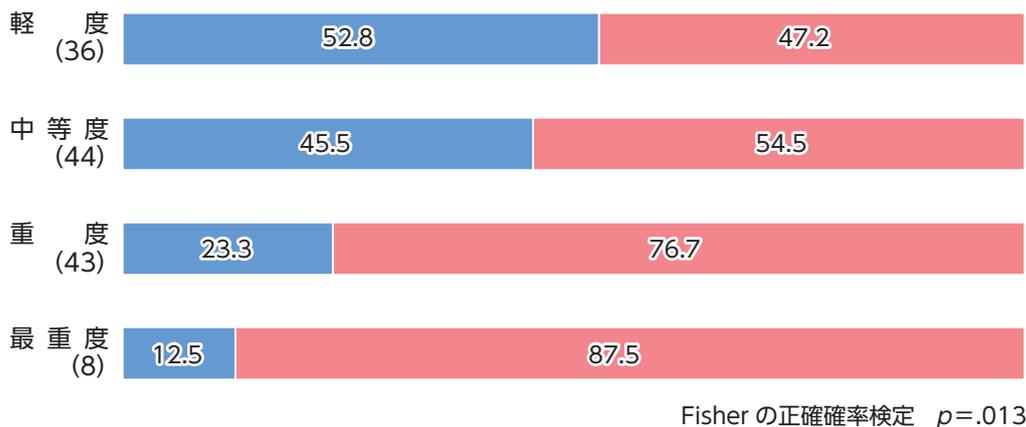
Fisherの正確確率検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、軽度の「精神的影響あり」及び重度の「精神的影響不明」の構成比が高い傾向が見られた。

3-4-1-10図 事件による精神的影響等（精神障害の種類・程度別）

① 精神障害の種類別



② 知的障害の程度別



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 ①は、複数の精神障害がある者を除く。
 3 ②は、知的障害以外の精神障害がある者も含む。
 4 「精神的影響あり」は「新たな精神障害（疑い含む）の発症」、「既存の精神障害（疑い含む）の悪化」及び「その他精神の不調や日常生活への支障の訴えあり」を合計した構成比である。
 5 ()内は、実人員である。

(11) 被害者本人の処罰感情

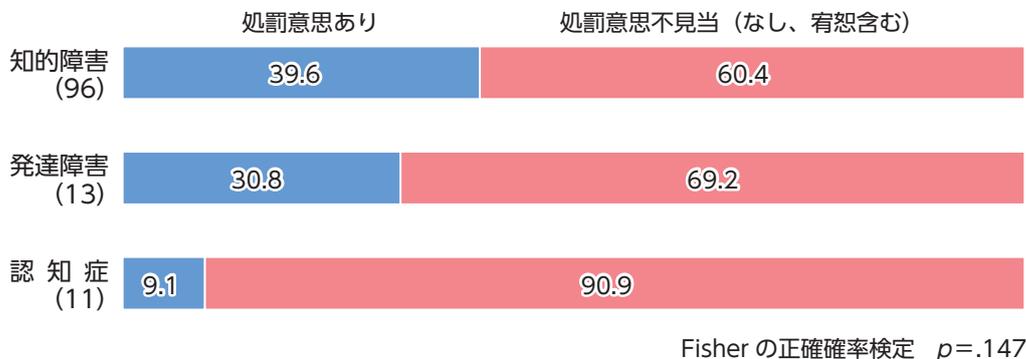
ここでは、調査対象被害者本人の処罰感情（本章第3節6項（8）参照）の調査項目を見る。本調査項目について、「処罰意思あり」、「処罰意思不見当（なし、宥恕含む）」の構成比を精神障害の種類別に見ると、**3-4-1-11 図①**のとおりである。知的障害、発達障害、認知症の「処罰意思あり」の構成比は、それぞれ39.6%、30.8%、9.1%であった。Fisherの正確確率検定の結果、有意な差は見られなかった。

被害者本人の処罰感情について、知的障害の程度別に見ると、**3-4-1-11 図②**のとおりである。軽度、中等度、重度、最重度の「処罰意思あり」の構成比は、それぞれ61.1%、43.2%、18.6%、12.5%であった。

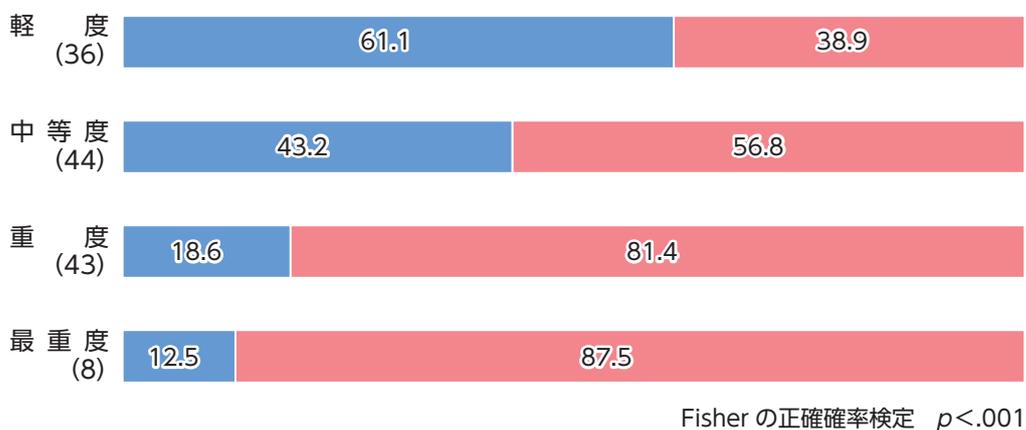
Fisherの正確確率検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、軽度の「処罰意思あり」の構成比が高く、重度の「処罰意思あり」の構成比が低い傾向が見られた。

3-4-1-11 図 被害者本人の処罰感情（精神障害の種類・程度別）

① 精神障害の種類別



② 知的障害の程度別



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 ①は、複数の精神障害がある者を除く。
 3 ②は、知的障害以外の精神障害がある者も含む。
 4 () 内は、実人員である。

(12) 司法面接的手法による取調べ

ここでは、調査対象被害者に対する司法面接的手法による取調べ（本章第3節6項（1）参照）の実施の有無を見る。本調査項目について、実施の有無が不詳の者を除いた上で、「司法面接的手法による取調べあり」（「犯行発覚当日又は翌日に実施」、「犯行発覚から1週間以内に実施」、「犯行発覚から1か月以内に実施」及び「犯行発覚から1か月以上後に実施」の合計）、「司法面接的手法による取調べなし」の2カテゴリーに統合し、その構成比を精神障害の種類別に見ると、**3-4-1-12図①**のとおりである。知的障害及び発達障害の「司法面接的手法による取調べあり」の構成比は、それぞれ48.4%、61.5%であり、認知症は実施されたケースがなかった。

χ^2 検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、認知症の「司法面接的手法による取調べなし」の構成比が高い傾向が見られた。

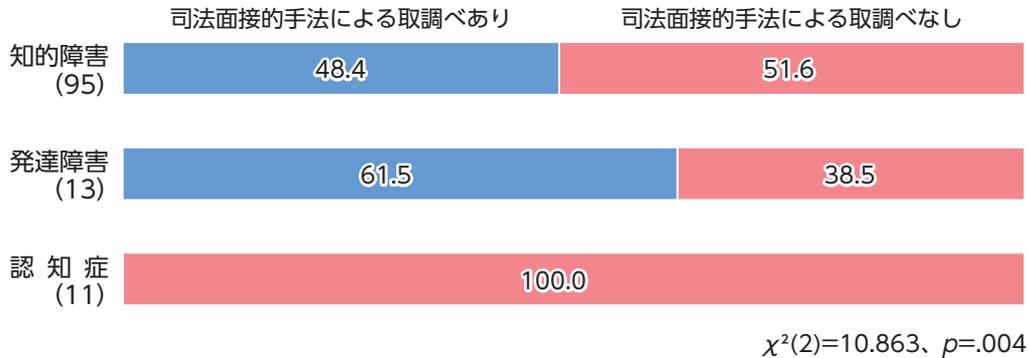
本調査項目について、知的障害の程度別に見ると、**3-4-1-12図②**のとおりである。軽度、中等度、重度、最重度の「司法面接的手法による取調べあり」の構成比は、それぞれ66.7%、61.4%、31.0%、12.5%であった。

Fisherの正確確率検定の結果、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、軽度の「司法面接的手法による取調べあり」、重度及び最重度の「司法面接的手法による取調べなし」の構成比が高い傾向が見られた。

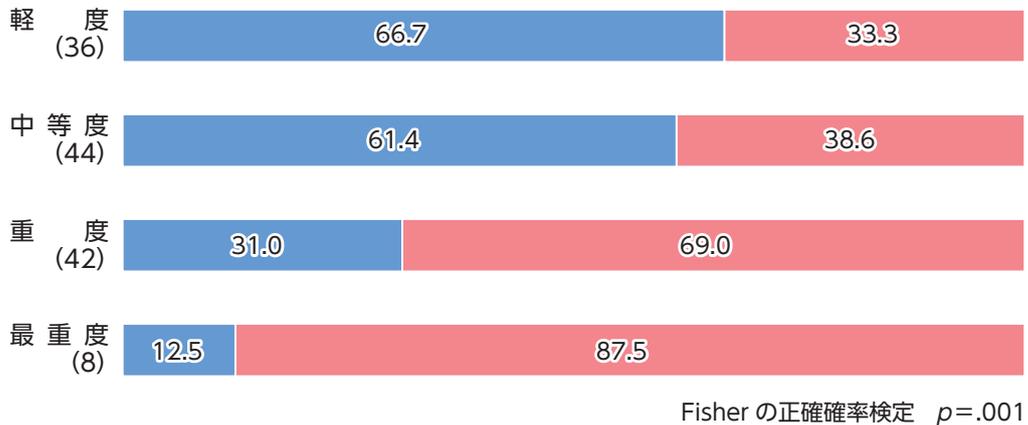
なお、精神障害を有する性犯罪事件の被害者に対する司法面接的手法による取調べは、令和3年4月1日から東京、大阪等の一部の検察庁において試行が開始され、4年7月1日から全ての検察庁において試行が拡大されているところ、今回の調査対象被害者については、これら試行開始・拡大以前の事件による者が多数含まれていること、精神障害を有している者については、そもそも精神障害の影響により供述困難なため取調べが実施されていないケースも多数あり、「司法面接的手法による取調べなし」の構成比を見るに当たっては、これらの点に留意が必要である（以下この節において同じ）。

3-4-1-12 図 司法面接的手法による取調べ（精神障害の種類・程度別）

① 精神障害の種類別



② 知的障害の程度別



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 ①は、複数の精神障害がある者を除く。
 3 ②は、知的障害以外の精神障害がある者も含む。
 4 司法面接的手法による取調べの実施が不詳の者を除く。
 5 「司法面接的手法による取調べあり」は、精神障害を有する性犯罪事件の被害者に対する司法面接的手法による取調べの試行開始（令和3年4月1日）及び試行拡大（4年7月1日）以前に同取調べが実施された場合を含む。
 6 「司法面接的手法による取調べあり」は、「犯行発覚当日又は翌日に実施」、「犯行発覚から1週間以内に実施」、「犯行発覚から1か月以内に実施」及び「犯行発覚から1か月以上後に実施」を合計した構成比である。
 7 ()内は、実人員である。

2 年齢別潜在化リスクに関する分析

本項では、年齢による潜在化リスクの分析を行うところ、被害の認識能力や被害への対応能力は、知識・社会経験が少ない年少者であるほど未発達であると考えられることから、精神障害あり群、精神障害なし群の20歳未満の者を細分化しつつ分析を行う。また、精神障害あり群及び精神障害なし群を合計した一群として年齢による潜在化リスクの分析を行った場合、精神障害の影響による潜在化リスクとの峻別ができないことから、精神障害あり群、精神障害なし群の二群について、それぞれ年

年齢別に潜在化リスクの分析を行う。

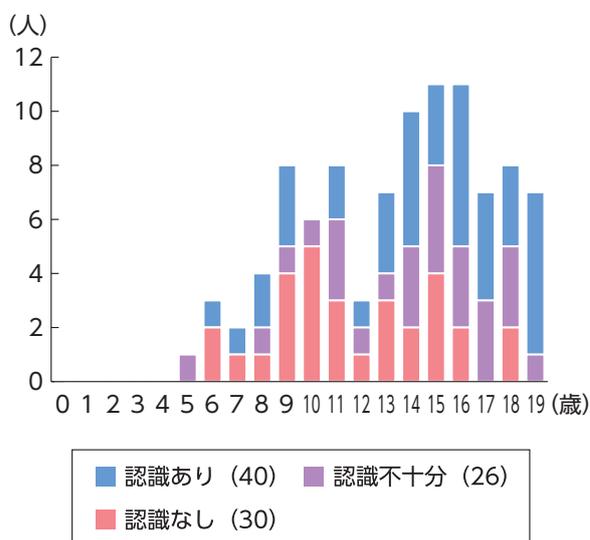
(1) 被害当時の被害認識

ここでは、調査対象者の被害当時の被害認識（本章第3節4項（1）参照）を年齢ごとに見る。精神障害あり群及び精神障害なし群における被害当時の被害認識について、「認識あり」、「認識不十分」及び「認識なし」の人数を年齢別（20歳未満の者に限る。以下この項において同じ。）を見ると、**3-4-2-1 図**のとおりである。精神障害なし群では、「認識なし」の最年長は13歳であり、15歳以上は全員「認識あり」であった一方、精神障害あり群は「認識なし」の最年長は18歳であった。

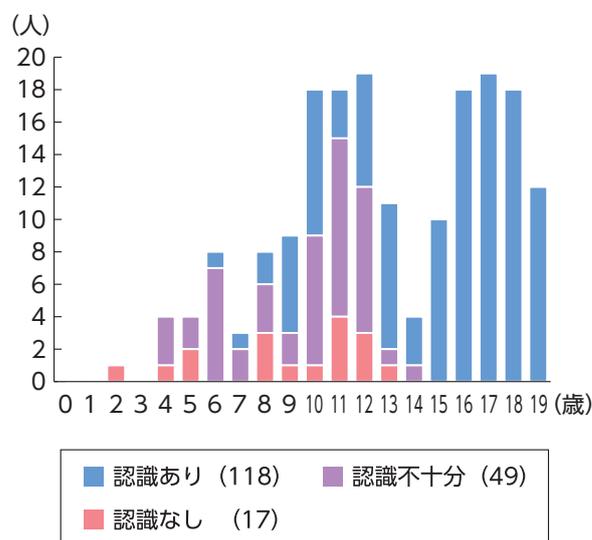
年齢と被害当時の被害認識との関連を見るため、被害認識の「認識なし」を0点、「認識あり」を1点として、被害者特性別に、年齢と被害認識とのPearsonの積率相関係数を算出した。その結果、精神障害あり群（ $r=.348$, $p=.003$ ）及び精神障害なし群（ $r=.519$, $p<.001$ ）のいずれも年齢と被害認識との間に正の有意な相関が見られた。したがって、精神障害あり群、精神障害なし群共に年齢が上がるほど被害認識が高まるが、精神障害なし群において特にその傾向が顕著であった。

3-4-2-1 図 被害当時の被害認識（年齢別）

① 精神障害あり



② 精神障害なし



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 20歳未満の者に限る。
 3 () 内は、実人員である。

(2) 同一被害者に対する判決書で認定された犯行件数

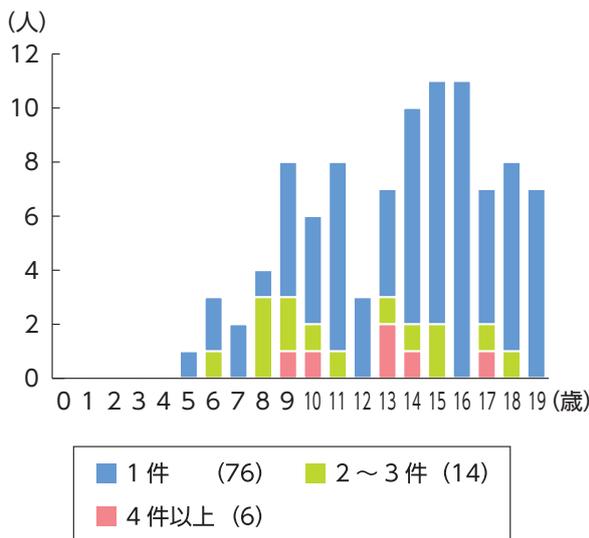
ここでは、調査対象事件について、当該加害者によるものとして同一被害者に対する判決書で認定された犯行件数（本章第3節4項（2）参照）を年齢別に見る。精神障害あり群及び精神障害なし群に関して同一被害者に対する判決書で認定された犯行件数について、その件数を年齢別に見ると、3-4-2-2図のとおりである。

年齢と同一被害者に対する判決書で認定された犯行件数との関連を見るため、被害者特性別に Pearson の積率相関係数を算出した。その結果、精神障害あり群（ $r=-.123$, $p=.232$ ）及び精神障害なし群（ $r=-.133$, $p=.072$ ）のいずれも年齢との有意な相関は見られなかった。

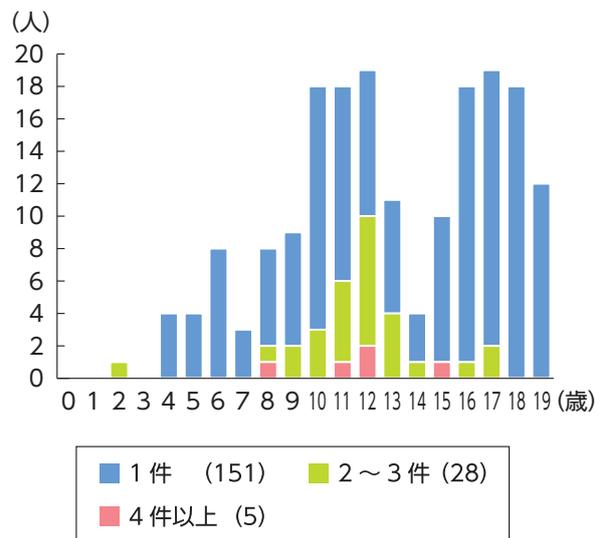
3-4-2-2図

同一被害者に対する判決書で認定された犯行件数（年齢別）

① 精神障害あり



② 精神障害なし



注 1 法務総合研究所の調査による。
2 20歳未満の者に限る。
3 () 内は、実人員である。

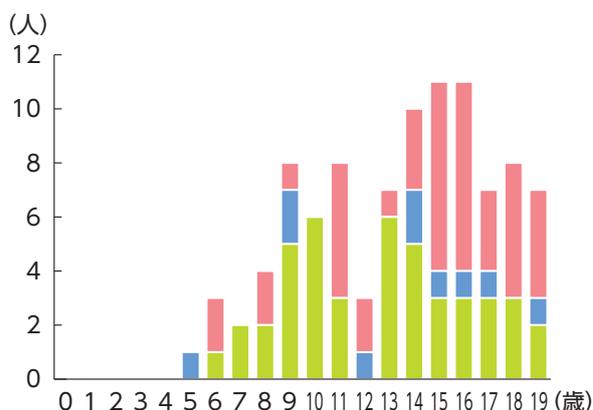
(3) 判決書で認定されていない犯行に関する供述

ここでは、調査対象事件について、当該加害者によるものとして判決書で認定されていない犯行に関する供述（本章第3節4項（3）参照）を年齢別に見る。判決書で認定されていない犯行に関する供述について、その件数を年齢別に見ると、3-4-2-3図のとおりである。精神障害なし群では、18歳以上において認定されていない犯行はなかったものの、精神障害あり群では、19歳においても7人中3人に認定されていない犯行があった。

年齢と判決書で認定されていない犯行の件数との関連を見るため、被害者特性別に、年齢と認定されていない犯行の件数とのSpearmanの順位相関係数を算出した。その結果、精神障害あり群 ($r_s = -.240, p = .019$) 及び精神障害なし群 ($r_s = -.160, p = .030$) のいずれも年齢との有意な負の相関が見られた。したがって、精神障害あり群、精神障害なし群共に年齢が上がるほど、判決書で認定されていない犯行の件数が少なくなることが示された。

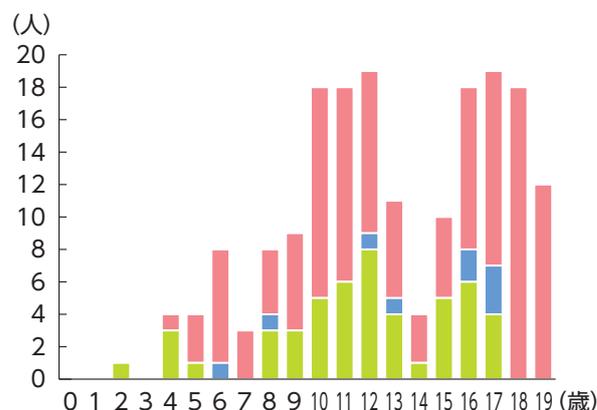
3-4-2-3図 判決書で認定されていない犯行に関する供述（年齢別）

① 精神障害あり



■ 供述なし	(42)
■ 供述あり (1~3件)	(10)
■ 供述あり (4件以上)	(44)

② 精神障害なし



■ 供述なし	(125)
■ 供述あり (1~3件)	(9)
■ 供述あり (4件以上)	(50)

注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 20歳未満の者に限る。
 3 「供述あり (4件以上)」は、「たくさんある」等と供述しており、確かな件数が不詳の場合を含む。
 4 () 内は、実人員である。

(4) 反復して被害を受けるまで被害申告できなかった理由

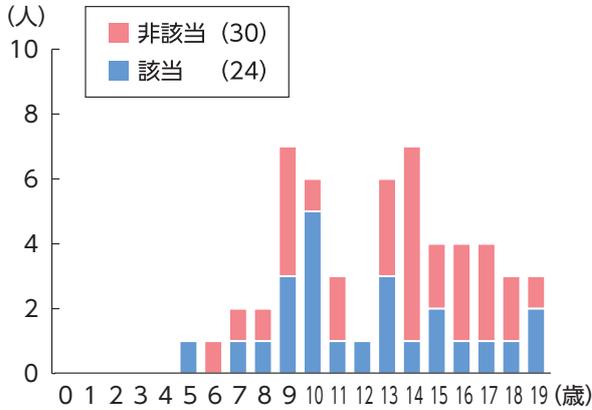
ここでは、判決書で認定されていない犯行に関する供述があった事案について、反復して被害を受けるまで被害申告できなかった理由（本章第3節4項（4）参照）の中で、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群において、「その他」を除いて該当率が高かった3項目（「被害に関する認識が欠如・不足していた」、「加害者から口止めされていた」及び「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」）の該当数（重複計上による。）を年齢別に見る。前記3項目の該当数を年齢別に見ると、**3-4-2-4図**のとおりである。「被害に関する認識が欠如・不足していた」について、精神障害なし群で該当したのは全員12歳以下である一方、精神障害あり群では19歳でも半数以上が該当していた。「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」に該当したのは、精神障害あり群及び精神障害なし群のいずれも最年少は8歳であった。

年齢と反復して被害を受けるまで被害申告できなかった理由との関連を見るため、被害者特性別に、年齢と「被害に関する認識が欠如・不足していた」、「加害者から口止めされていた」及び「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」それぞれについて、該当する場合を1点、該当しない場合を0点としてPearsonの積率相関係数を算出した。その結果、精神障害あり群では、「加害者や周囲の人間関係等から言えなかった」につき、年齢との有意な正の相関が見られ ($r=.325, p=.016$)、また、精神障害なし群では、「加害者や周囲の人間関係等から言えなかった」につき、年齢との有意な正の相関が ($r=.328, p=.011$)、「被害に関する認識が欠如・不足していた」につき、年齢との有意な負の相関が見られた ($r=-.495, p<.001$)。したがって、精神障害あり群、精神障害なし群共に年齢が上がるほど「加害者や周囲の人間関係等から言えなかった」という理由に該当する割合が高くなり、精神障害なし群では「被害に関する認識が欠如・不足していた」という理由に該当する割合が低くなることが示された。

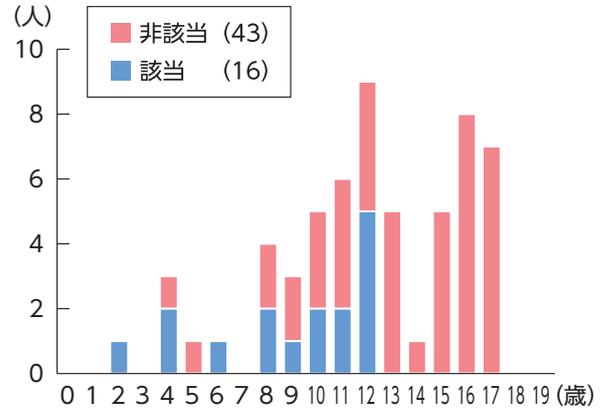
3-4-2-4図 反復して被害を受けるまで被害申告できなかった理由（年齢別）

① 被害に関する認識が欠如・不足していた

ア 精神障害あり

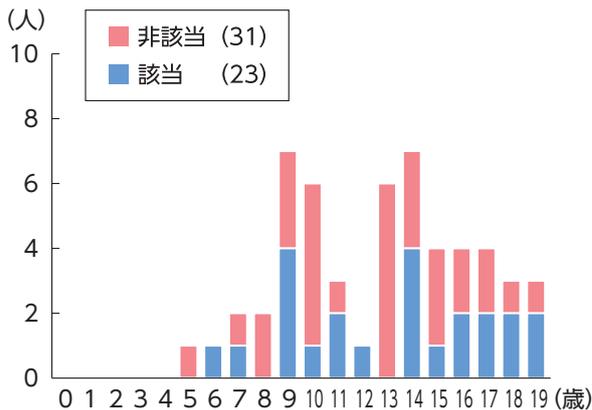


イ 精神障害なし

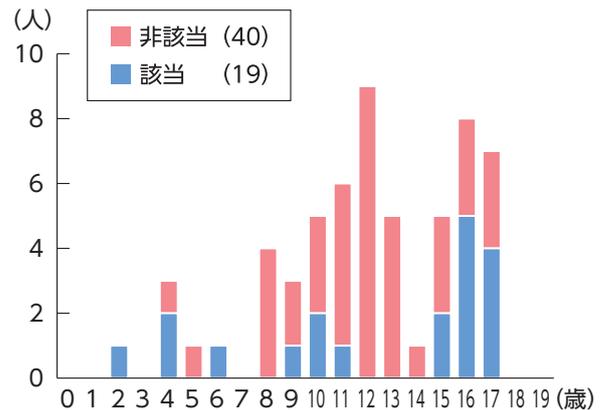


② 加害者から口止めされていた

ア 精神障害あり

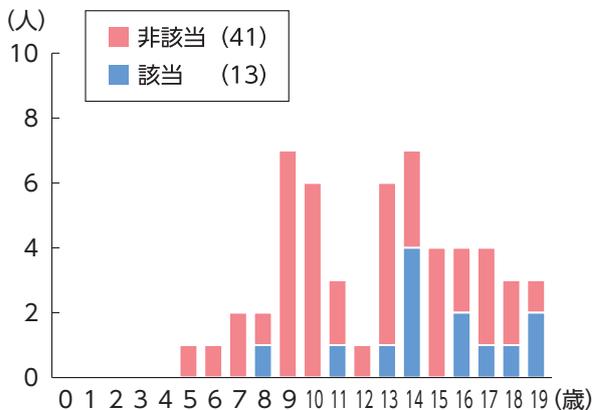


イ 精神障害なし

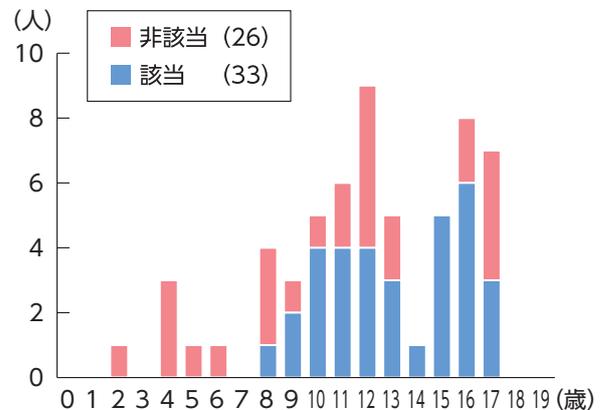


③ 加害者や周囲との人間関係等から言えなかった

ア 精神障害あり



イ 精神障害なし



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 20歳未満の者及び認定されていない犯行に関する供述について「あり」に該当した者に限る。
 3 () 内は、実人員である。

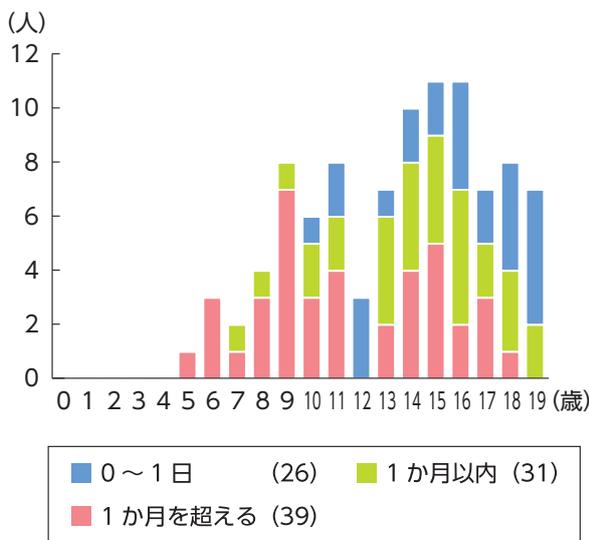
(5) 犯行日から捜査機関への犯行発覚までの期間

ここでは、調査対象事件について、犯行日から捜査機関への犯行発覚までの期間（本章第3節4項(5)参照）を年齢別に見る。本調査項目について、「0～1日」、「1か月以内」（「1週間以内」及び「1か月以内」の合計）、「1か月を超える」（「半年以内」、「1年以内」及び「1年以上」の合計）の3カテゴリーに統合した上で、その該当数を年齢別に見ると、3-4-2-5図のとおりである。

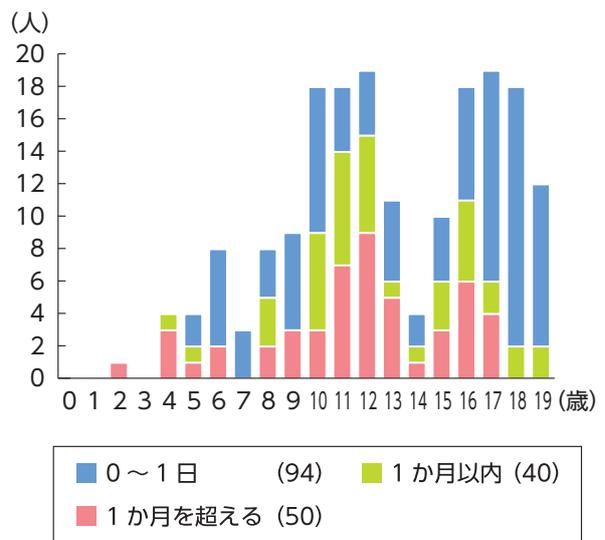
年齢と犯行日から捜査機関への犯行発覚までの期間との関連を見るため、被害者特性別にSpearmanの順位相関係数を算出した。その結果、精神障害あり群 ($r_s = -.451, p < .001$) 及び精神障害なし群 ($r_s = -.228, p = .002$) いずれも年齢との有意な負の相関が見られた。したがって、精神障害あり群、精神障害なし群共に年齢が低いほど犯行日から捜査機関への犯行発覚までの期間が長くなり、特に精神障害あり群においてその傾向が顕著であった。

3-4-2-5図 犯行日から捜査機関への犯行発覚までの期間（年齢別）

① 精神障害あり



② 精神障害なし



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 20歳未満の者に限る。
 3 () 内は、実人員である。

(6) 捜査機関への犯行発覚までに1か月以上を要した理由

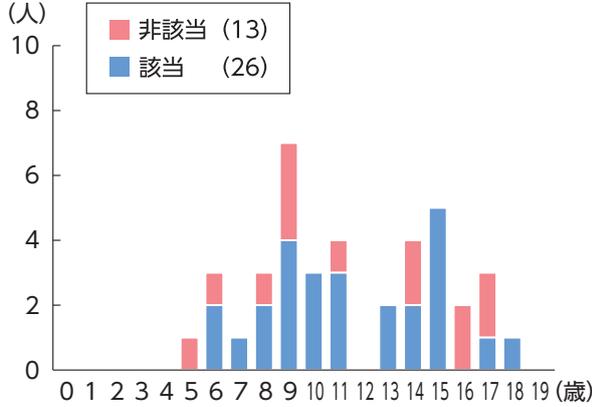
ここでは、犯行日から捜査機関への犯行発覚までの期間が1か月を超えた事案について、捜査機関への犯行発覚までに1か月以上を要した理由（本章第3節4項（6）参照）の中で、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群において、「その他」を除いて該当率が高かった3項目（「被害に関する認識が欠如・不足していた」、「加害者から口止めされていた」及び「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」）の該当数（重複計上による。）を年齢別に見る。前記3項目の該当数を年齢別に見ると、**3-4-2-6図**のとおりである。「被害に関する認識が欠如・不足していた」について、精神障害なし群で該当したのは全員13歳以下である一方、精神障害あり群では該当者の最年長は18歳であった。「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」について、精神障害なし群では該当者の最年少は10歳であった。

年齢と捜査機関への犯行発覚までに1か月以上を要した理由との関連を見るため、被害者特性別に、年齢と「被害に関する認識が欠如・不足していた」、「加害者から口止めされていた」、「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」それぞれについて、該当する場合を1点、該当しない場合を0点としてPearsonの積率相関係数を算出した。その結果、精神障害あり群では、有意な相関は見られず、精神障害なし群では、「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」につき、年齢との有意な正の相関が ($r=.566, p<.001$)、「被害に関する認識が欠如・不足していた」につき、年齢との有意な負の相関が見られた ($r=-.405, p=.003$)。したがって、精神障害なし群では年齢が上がるほど「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」に該当する割合が高くなり、「被害に関する認識が欠如・不足していた」に該当する割合が低くなることが示された。

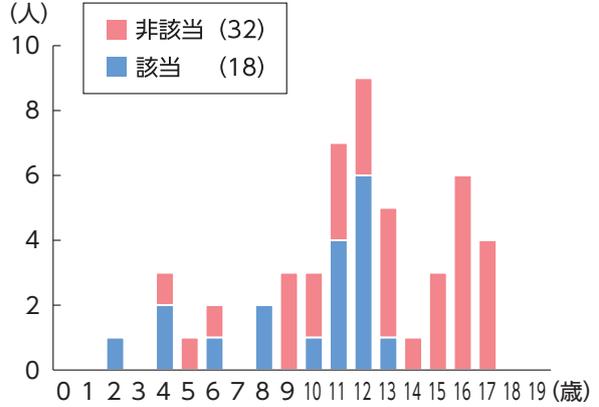
3-4-2-6図 捜査機関への犯行発覚までに1か月以上を要した理由（年齢別）

① 被害に関する認識が欠如・不足していた

ア 精神障害あり

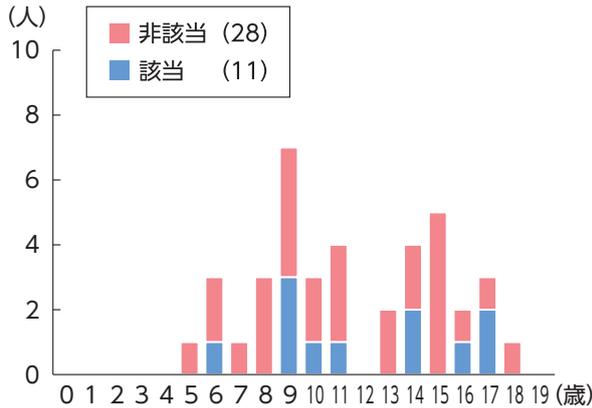


イ 精神障害なし

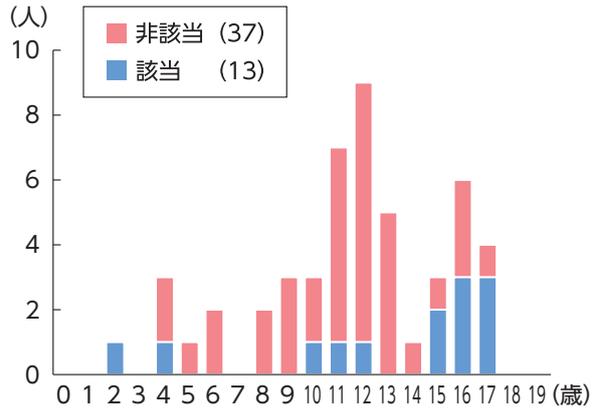


② 加害者から口止めされていた

ア 精神障害あり

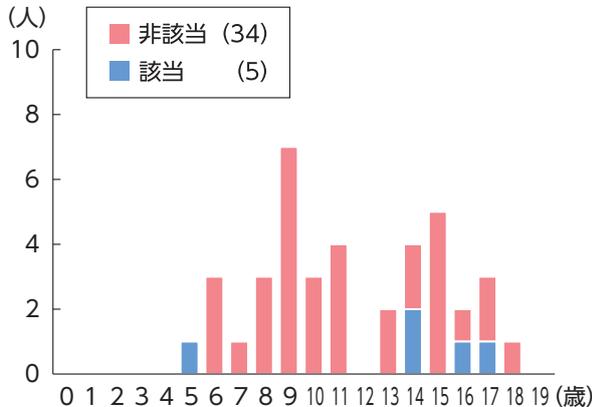


イ 精神障害なし

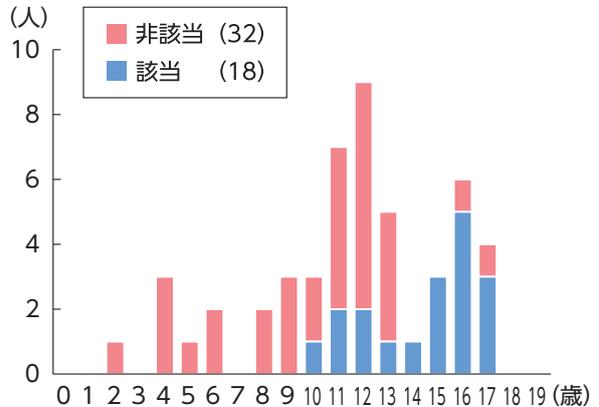


③ 加害者や周囲との人間関係等から言えなかった

ア 精神障害あり



イ 精神障害なし



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 20歳未満の者及び犯行日から捜査機関への犯行発覚までの期間について「半年以内」、「1年以内」又は「1年以上」の項目に該当した者に限る。
 3 () 内は、実人員である。

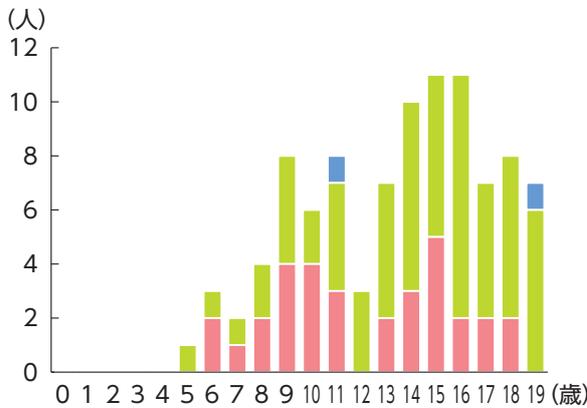
(7) 被害申告の有無

ここでは、調査対象被害者が最初に被害を伝えた相手（本章第3節5項（1）参照）の調査項目について、被害申告の有無を年齢別に見る。同調査結果を「被害申告あり（捜査機関）」、「被害申告あり（捜査機関以外）」及び「被害申告なし」の3カテゴリーに統合した上で、その該当数を年齢別に見ると、3-4-2-7図のとおりである。「被害申告なし」の最年長は、精神障害なし群では16歳、精神障害あり群では18歳であった。

年齢と被害申告の有無との関連を見るため、「被害申告なし」を0点、「被害申告あり（捜査機関以外）」及び「被害申告あり（捜査機関）」を1点として処理を行った上で、被害者特性別に、年齢と被害申告とのPearsonの積率相関係数を算出した。その結果、精神障害あり群（ $r=.253, p=.013$ ）及び精神障害なし群（ $r=.273, p<.001$ ）のいずれも、年齢との有意な正の相関が見られた。したがって、精神障害あり群、精神障害なし群共に年齢が上がるほど被害申告を行う割合が高くなり、特に精神障害なし群においてその傾向が顕著であった。

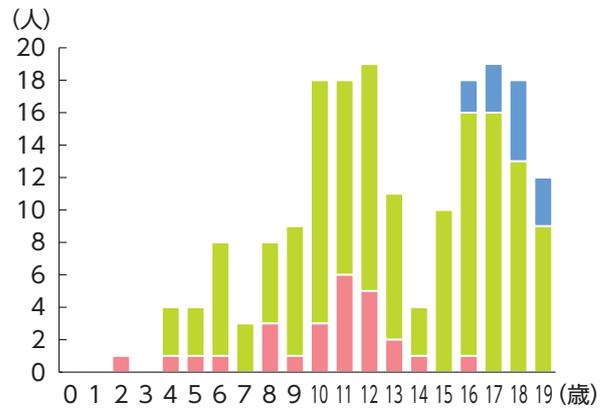
3-4-2-7図 被害申告の有無（年齢別）

① 精神障害あり



■ 被害申告あり（捜査機関）	(2)
■ 被害申告あり（捜査機関以外）」	(62)
■ 被害申告なし	(32)

② 精神障害なし



■ 被害申告あり（捜査機関）	(13)
■ 被害申告あり（捜査機関以外）」	(145)
■ 被害申告なし	(26)

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 () 内は、実人員である。

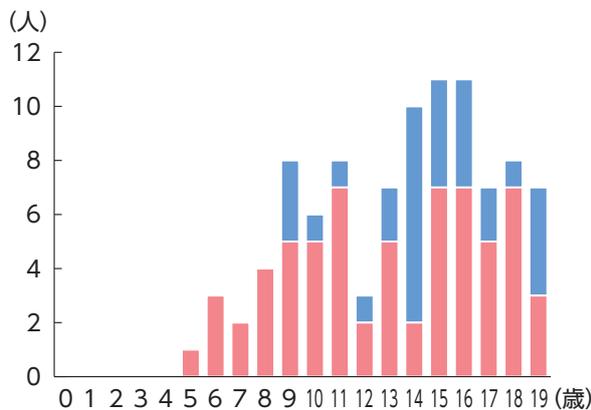
(8) 被害者本人の処罰感情

ここでは、調査対象被害者本人の処罰感情（本章第3節6項（8）参照）の調査項目を年齢別に見る。本調査項目について、「処罰意思あり」、「処罰意思不見当（なし、宥恕含む）」の該当数を年齢別に見ると、3-4-2-8図のとおりである。精神障害なし群では、13歳以上の全ての年齢で半数以上の者が「処罰意思あり」であった一方、精神障害あり群では「処罰意思あり」が半数を超えたのは、14歳においてのみであり、他の年齢では「処罰意思あり」が半数を下回った。

年齢と処罰感情との関連を見るため、被害者特性別に、「処罰意思あり」を1点、「処罰意思不見当（なし、宥恕含む）」を0点として、年齢と処罰感情とのPearsonの積率相関係数を算出した。その結果、精神障害あり群では、有意な相関は見られず（ $r=.197, p=.055$ ）、精神障害なし群では、有意な正の相関が見られた（ $r=.553, p<.001$ ）。したがって、精神障害なし群では年齢が上がるほど、加害者の処罰を望む旨を明確に意思表示している者の割合が増加することが示された。

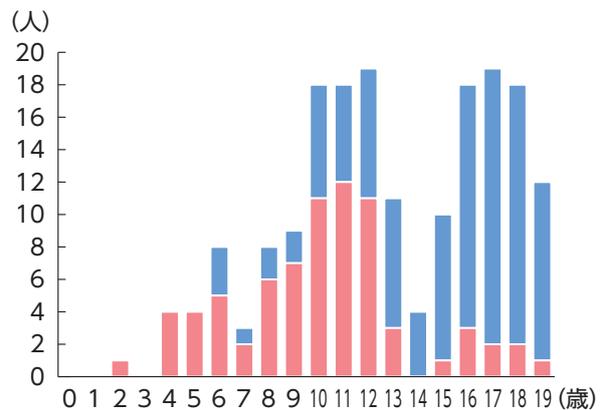
3-4-2-8図 被害者本人の処罰感情（年齢別）

① 精神障害あり



■ 処罰意思あり (31)
■ 処罰意思不見当（なし、宥恕含む） (65)

② 精神障害なし



■ 処罰意思あり (109)
■ 処罰意思不見当（なし、宥恕含む） (75)

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 20歳未満の者に限る。
3 () 内は、実人員である。

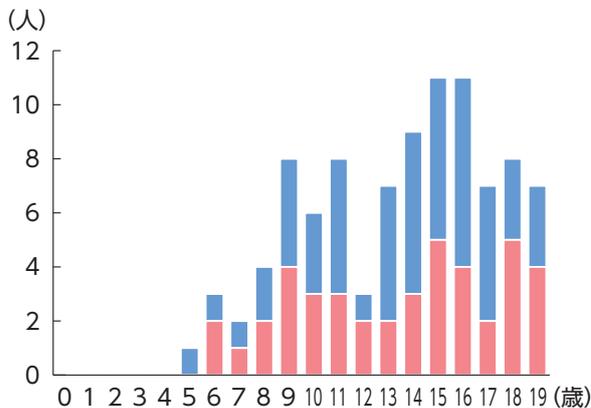
(9) 司法面接的手法による取調べ

ここでは、調査対象被害者に対する司法面接的手法による取調べ（本章第3節6項（1）参照）の実施の有無を年齢別に見る。本調査項目について、「司法面接的手法による取調べあり」及び「司法面接的手法による取調べなし」の該当数を年齢別に見ると、3-4-2-9図のとおりである。精神障害あり群では、いずれの年齢でも同手法による取調べが実施されており、「司法面接的手法による取調べあり」が全体の半数以上であった。また、精神障害なし群でも、4歳から16歳の取調べにおいて同手法による取調べが実施されており、「司法面接的手法による取調べあり」は全体の半数であった。

年齢と司法面接的手法による取調べの実施の有無との関連を見るため、被害者特性別に「司法面接的手法による取調べあり」を1点、「司法面接的手法による取調べなし」を0点として、年齢と同手法による取調べの実施の有無とのPearsonの積率相関係数を算出した。その結果、精神障害あり群では有意な相関は見られず ($r=.003$, $p=.980$)、精神障害なし群では、有意な負の相関が見られた ($r=-.508$, $p<.001$)。したがって、精神障害あり群では、年齢による司法面接的手法による取調べの実施の有無に関連はなかった一方、精神障害なし群では、年齢が低いほど司法面接的手法による取調べが実施される傾向が示された。

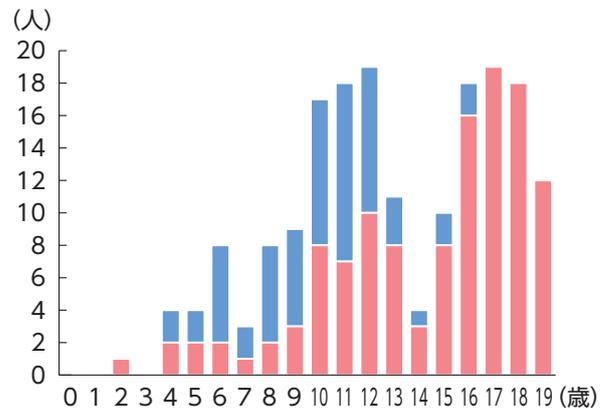
3-4-2-9図 司法面接的手法による取調べ（年齢別）

① 精神障害あり



■ 司法面接的手法による取調べあり (53)
■ 司法面接的手法による取調べなし (42)

② 精神障害なし



■ 司法面接的手法による取調べあり (61)
■ 司法面接的手法による取調べなし (122)

注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 司法面接的手法による取調べの実施が不詳の者を除く。
 3 「司法面接的手法による取調べあり」は、精神障害を有する性犯罪事件の被害者に対する司法面接的手法による取調べの試行開始（令和3年4月1日）及び試行拡大（4年7月1日）以前に同取調べが実施された場合を含む。
 4 「司法面接的手法による取調べあり」は、「犯行発覚当日又は翌日に実施」、「犯行発覚から1週間以内に実施」、「犯行発覚から1か月以内に実施」及び「犯行発覚から1か月以上後に実施」を合計した構成比である。
 5 ()内は、実人員である。

3 加害者との関係別潜在化リスクに関する分析

被害状況や被害申告に対する心理的負担は、加害者との関係によっても変化すると考えられる。そこで、本項では、被害者から見た加害者の立場（本章第3節3項（7）参照）による分類を「親族等」（「配偶者・交際相手」、「実父母」、「継（養）父」及び「その他親族」の合計）、「教師・雇用主・支援関係者等」（「教師等の教育関係者」、「雇用主・勤務先の上司等」及び「支援関係者」の合計）、「知人」及び「面識なし」の4カテゴリーに統合・再分類した上、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群について、加害者との関係別に潜在化リスクの分析を行う。

（1）基本的属性（加害者との関係別）

精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群について、性別、年齢、職業及び居住環境を加害者との関係別に見ると、**3-4-3-1表**のとおりである。

χ^2 検定又はFisherの正確確率検定を行った結果、精神障害あり群は、性別、年齢及び居住環境について、精神障害なし（16歳未満）群は、性別、職業及び居住環境について、いずれも有意な差が見られた。精神障害あり群について、調整済み残差を見ると、性別は、加害者が「教師・雇用主・支援関係者等」の場合の「男性」及び加害者が「面識なし」の場合の「女性」の構成比が高かった。年齢は、加害者が「親族等」の場合の「13歳以上16歳未満」、加害者が「教師・雇用主・支援関係者等」の場合の「13歳未満」及び加害者が「面識なし」の場合の「16歳以上」の構成比が高く、加害者が「教師・雇用主・支援関係者等」の場合の「16歳以上」及び加害者が「面識なし」の場合の「13歳未満」の構成比が低かった。居住環境は、加害者が「教師・雇用主・支援関係者等」の場合の「施設等に居住」、加害者が「知人」の場合の「単身居住」及び加害者が「面識なし」の場合の「家族・親族と同居」の構成比が高く、加害者が「教師・雇用主・支援関係者等」の場合の「単身居住」の構成比が低かった。精神障害なし（16歳未満）群について、調整済み残差を見ると、性別は、加害者が「親族等」の場合の「女性」及び加害者が「知人」の場合の「男性」の構成比が高かった。職業は、加害者が「知人」の場合の「学生」の構成比が高く、「無職」の構成比が低かった。居住環境は、加害者が「教師・雇用主・支援関係者等」の場合の「施設等に居住」の構成比が高く、「家族・親族と同居」の構成比が低かった。

3-4-3-1表 基本的属性（加害者との関係別）

① 精神障害あり

属性等	区分	総数	親族等	教師・雇用主・ 支援関係者等	知人	面識なし	統計値
総数		176 (100.0)	24 (100.0)	63 (100.0)	37 (100.0)	52 (100.0)	
性別	男 性	25 (14.2)	1 (4.2)	△ 15 (23.8)	7 (18.9)	▽ 2 (3.8)	$\chi^2(3)=12.006$ 、 $p=.007$
	女 性	151 (85.8)	23 (95.8)	▽ 48 (76.2)	30 (81.1)	△ 50 (96.2)	
年齢	13 歳 未 満	35 (19.9)	4 (16.7)	△ 19 (30.2)	10 (27.0)	▽ 2 (3.8)	$\chi^2(6)=22.134$ 、 $p=.001$
	13 歳以上 16 歳未 満	28 (15.9)	△ 8 (33.3)	10 (15.9)	4 (10.8)	6 (11.5)	
	16 歳 以 上	113 (64.2)	12 (50.0)	▽ 34 (54.0)	23 (62.2)	△ 44 (84.6)	
職業	有職 (就労支援事業所、その他 (自営業) を含む)	49 (27.8)	4 (16.7)	12 (19.0)	14 (37.8)	19 (36.5)	$\chi^2(6)=11.360$ 、 $p=.078$
	無 職	45 (25.6)	4 (16.7)	21 (33.3)	7 (18.9)	13 (25.0)	
	学 生	82 (46.6)	16 (66.7)	30 (47.6)	16 (43.2)	20 (38.5)	
居住環境	単 身 居 住	7 (4.0)	1 (4.2)	▽ -	△ 5 (13.5)	1 (2.0)	Fisher の正確確率検定 $p=.011$
	家 族 ・ 親 族 と 同 居	140 (80.0)	20 (83.3)	48 (76.2)	26 (70.3)	△ 46 (90.2)	
	施 設 等 に 居 住	28 (16.0)	3 (12.5)	△ 15 (23.8)	6 (16.2)	4 (7.8)	

② 精神障害なし (16 歳未満)

属性等	区分	総数	親族等	教師・雇用主・ 支援関係者等	知人	面識なし	統計値
総数		117 (100.0)	23 (100.0)	14 (100.0)	33 (100.0)	47 (100.0)	
性別	男 性	19 (16.2)	▽ -	4 (28.6)	△ 9 (27.3)	6 (12.8)	Fisher の正確確率検定 $p=.012$
	女 性	98 (83.8)	△ 23 (100.0)	10 (71.4)	▽ 24 (72.7)	41 (87.2)	
年齢	13 歳 未 満	92 (78.6)	14 (60.9)	11 (78.6)	28 (84.8)	39 (83.0)	Fisher の正確確率検定 $p=.161$
	13 歳以上 16 歳未 満	25 (21.4)	9 (39.1)	3 (21.4)	5 (15.2)	8 (17.0)	
職業	有職 (就労支援事業所、その他 (自営業) を含む)	-	-	-	-	-	Fisher の正確確率検定 $p=.046$
	無 職	11 (9.4)	2 (8.7)	3 (21.4)	▽ -	6 (12.8)	
	学 生	106 (90.6)	21 (91.3)	11 (78.6)	△ 33 (100.0)	41 (87.2)	
居住環境	単 身 居 住	-	-	-	-	-	Fisher の正確確率検定 $p=.013$
	家 族 ・ 親 族 と 同 居	115 (98.3)	23 (100.0)	▽ 12 (85.7)	33 (100.0)	47 (100.0)	
	施 設 等 に 居 住	2 (1.7)	-	△ 2 (14.3)	-	-	

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 「加害者との関係」は、被害者から見た加害者の立場である。

3 各属性が不詳の者を除く。

4 χ^2 検定又は Fisher の正確確率検定により有意差が認められ、調整済み残差が 1.96 以上を△で示し、- 1.96 以下を▽で示す。

5 () 内は、各属性の総数における構成比である。

(2) 最初の被害の場所

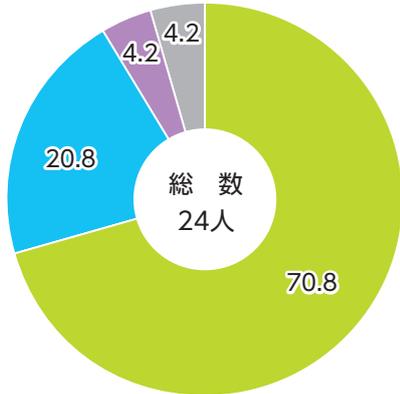
ここでは、調査対象事件について、最初の被害の場所（本章第3節2項（8）参照）を加害者との関係別に見る。精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群それぞれについて、加害者ごとに、最初の被害の場所の構成比を見ると、**3-4-3-2図**のとおりである。

加害者が「親族等」の場合、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群のいずれも「被害者方」が7割を超えて最も高く（それぞれ70.8%、73.9%）、次いで、「加害者方」（それぞれ20.8%、17.4%）であった。加害者が「教師・雇用主・支援関係者等」の場合、精神障害あり群については、「学校・就労先・療養所・デイケア施設等」が最も高く（65.1%）、次いで、「自動車や送迎バス等の公共交通機関以外の乗り物内」（12.7%）であり、精神障害なし（16歳未満）群については、「学校・就労先・療養所・デイケア施設等」が最も高く（78.6%）、「自動車や送迎バス等の公共交通機関以外の乗り物内」はいなかった。加害者が「知人」の場合、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群のいずれも「被害者方」及び「加害者方」が同程度に高く、合わせて約5割であった。加害者が「面識なし」の場合、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群のいずれも、「屋外」が最も高かったが（それぞれ55.8%、70.2%）、精神障害あり群では、次いで、「その他」（15.4%）、「電車等の公共交通機関内」（11.5%）の順、精神障害なし（16歳未満）群では、次いで、「その他商業施設」及び「その他」（いずれも12.8%）の順であった。

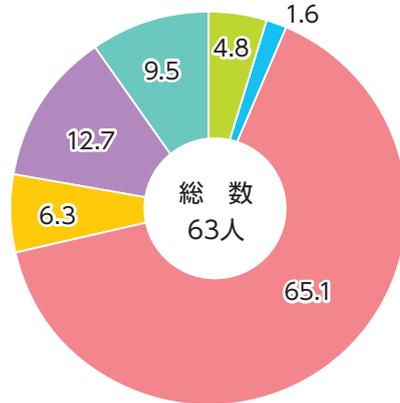
3-4-3-2 図 最初の被害の場所（加害者との関係別）

① 精神障害あり

ア 親族等



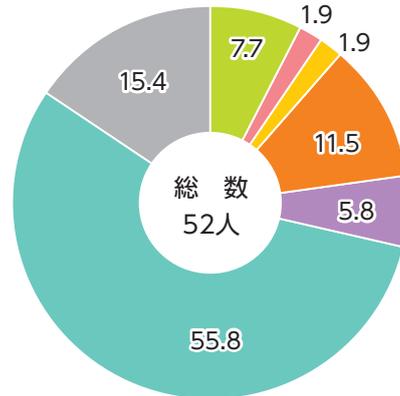
イ 教師・雇用主・支援関係者等



ウ 知人

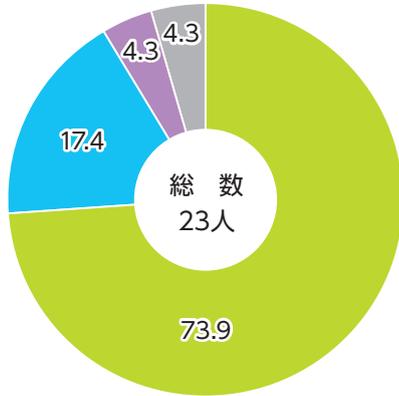


エ 面識なし

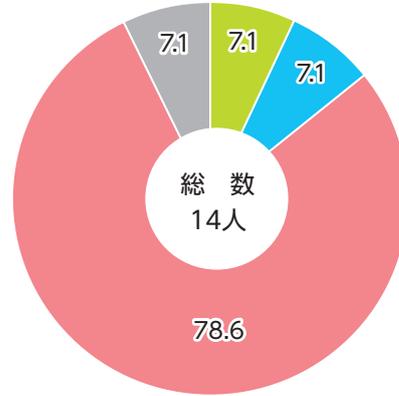


② 精神障害なし（16歳未満）

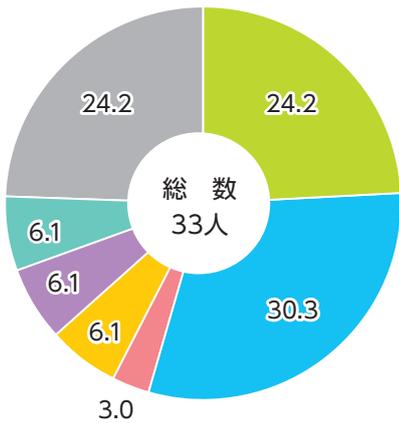
ア 親族等



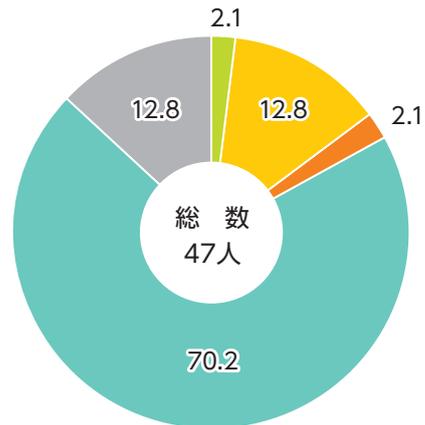
イ 教師・雇用主・支援関係者等



ウ 知人



エ 面識なし



■ 被害者方	■ 加害者方
■ 学校・就労先・療養所・デイケア施設等	■ その他商業施設
■ 電車等の公共交通機関内	■ 自動車や送迎バス等の公共交通機関以外の乗り物内
■ 屋外	■ その他

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 犯行が複数の場所にまたがる場合の「最初の被害の場所」は、実質的な被害開始場所である。
 3 「被害者方」と「加害者方」が同一の場合は、「被害者方」に計上している。
 4 「被害者方」は、1階住居の庭、ベランダ及びバルコニー等の被害者家族の専有部分に隣接する共有部分を含む。
 5 「電車等の公共交通機関内」は、駅構内や駅内のトイレを含む。
 6 「その他」は、建物内の共有スペース等である。

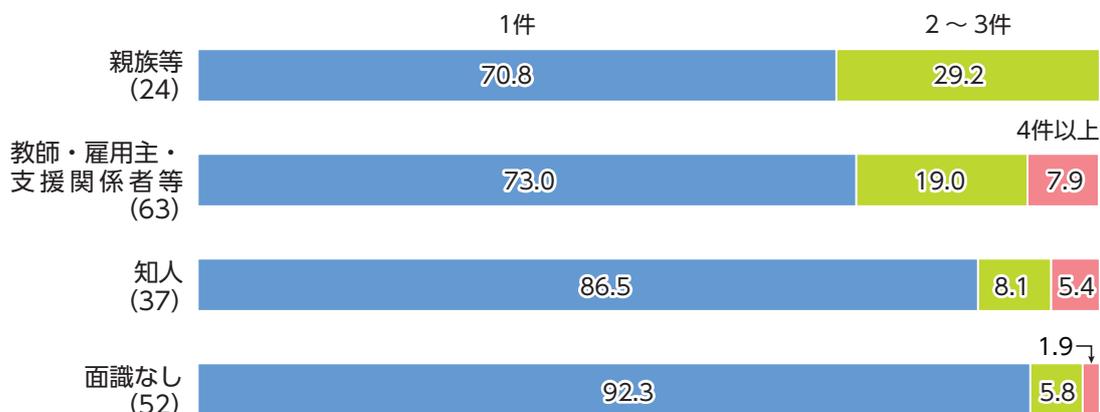
(3) 同一被害者に対する判決書で認定された犯行件数

ここでは、調査対象事件について、当該加害者によるものとして同一被害者に対する判決書で認定された犯行件数（本章第3節4項（2）参照）を加害者との関係別に見る。精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群に関して同一被害者に対する判決書で認定された犯行件数について、その構成比を加害者との関係別に見ると、**3-4-3-3図**のとおりである。精神障害あり群について見ると、加害者が「親族等」、「教師・雇用主・支援関係者等」、「知人」、「面識なし」のいずれの場合においても、「1件」の構成比が最も高く、それぞれ70.8%、73.0%、86.5%、92.3%であった。精神障害なし（16歳未満）群について見ると、加害者が「親族等」、「教師・雇用主・支援関係者等」、「知人」、「面識なし」のいずれの場合においても、「1件」の構成比が最も高く、それぞれ73.9%、64.3%、48.5%、95.7%であった。

Fisherの正確確率検定の結果、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群それぞれにおいて、有意な差が見られた。精神障害あり群について、調整済み残差を見ると、「親族等」の「2～3件」及び「面識なし」の「1件」の構成比が高く、「教師・雇用主・支援関係者等」の「1件」及び「面識なし」の「2～3件」の構成比が低い傾向が見られた。精神障害なし（16歳未満）群について、調整済み残差を見ると、「知人」の「2～3件」及び「面識なし」の「1件」の構成比が高く、「知人」の「1件」及び「面識なし」の「2～3件」の構成比が低い傾向が見られた。

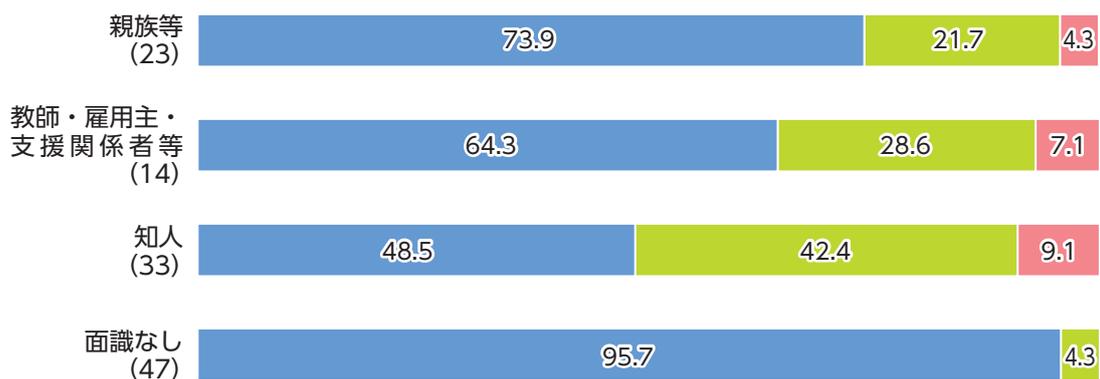
3-4-3-3図 同一被害者に対する判決書で認定された犯行件数（加害者との関係別）

① 精神障害あり



Fisher の正確確率検定 $p = .031$

② 精神障害なし（16歳未満）



Fisher の正確確率検定 $p < .001$

注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 () 内は、実人員である。

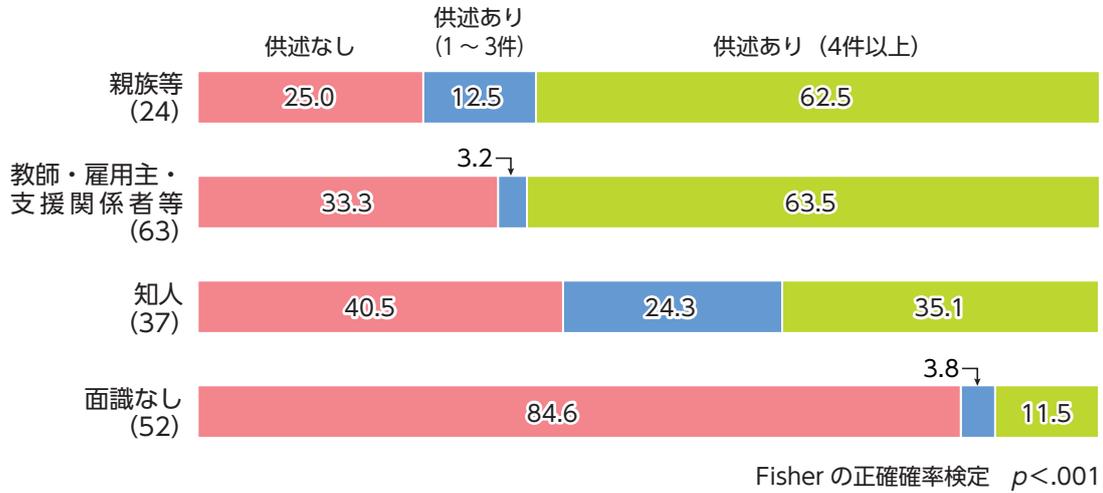
(4) 判決書で認定されていない犯行に関する供述

ここでは、調査対象事件について、当該加害者によるものとして判決書で認定されていない犯行に関する供述（本章第3節4項（3）参照）を加害者との関係別に見る。判決書で認定されていない犯行に関する供述の有無とその件数について、その構成比を加害者との関係別に見ると、**3-4-3-4図**のとおりである。精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群のいずれにおいても、加害者が「親族等」の場合、判決書で認定されていない犯行に関する供述をした者が7割を超え、加害者が「教師・雇用主・支援関係者等」の場合、判決書で認定されていない犯行に関する供述をした者が6割を超えていた。

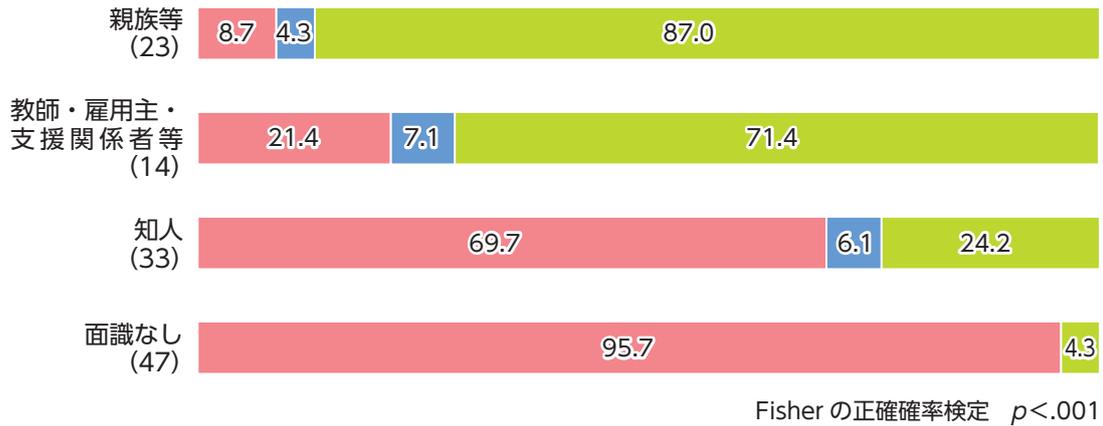
Fisherの正確確率検定を行った結果、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群それぞれにおいて、有意な差が見られた。精神障害あり群について、調整済み残差を見ると、「親族等」及び「教師・雇用主・支援関係者等」の「供述あり（4件以上）」、「知人」の「供述あり（1～3件）」、「面識なし」の「供述なし」の構成比が高く、「親族等」の「供述なし」、「教師・雇用主・支援関係者等」の「供述なし」及び「供述あり（1～3件）」、「面識なし」の「供述あり（4件以上）」の構成比が低い傾向が見られた。精神障害なし（16歳未満）群について、調整済み残差を見ると、「親族等」及び「教師・雇用主・支援関係者等」の「供述あり（4件以上）」、「面識なし」の「供述なし」の構成比が高く、「親族等」及び「教師・雇用主・支援関係者等」の「供述なし」、「面識なし」の「供述あり（4件以上）」の構成比が低い傾向が見られた。

3-4-3-4図 判決書で認定されていない犯行に関する供述（加害者との関係別）

① 精神障害あり



② 精神障害なし（16歳未満）



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「供述あり（4件以上）」は、「たくさんある」等と供述しており、確かな件数が不詳である場合を含む。
 3 () 内は、実人員である。

(5) 反復して被害を受けるまで被害申告できなかった理由

ここでは、判決書で認定されていない犯行に関する供述があった事案について、反復して被害を受けるまで被害申告できなかった理由（本章第3節4項（4）参照）の中で、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群において、「その他」を除いて該当率が高かった3項目（「被害に関する認識が欠如・不足していた」、「加害者から口止めされていた」及び「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」）の該当率（重複計上による。）を加害者との関係別に見る。前記3項目の該当率を加害者との関係別に見ると、3-4-3-5図のとおりである。加害者が「親族等」の場合、精神障害あり群

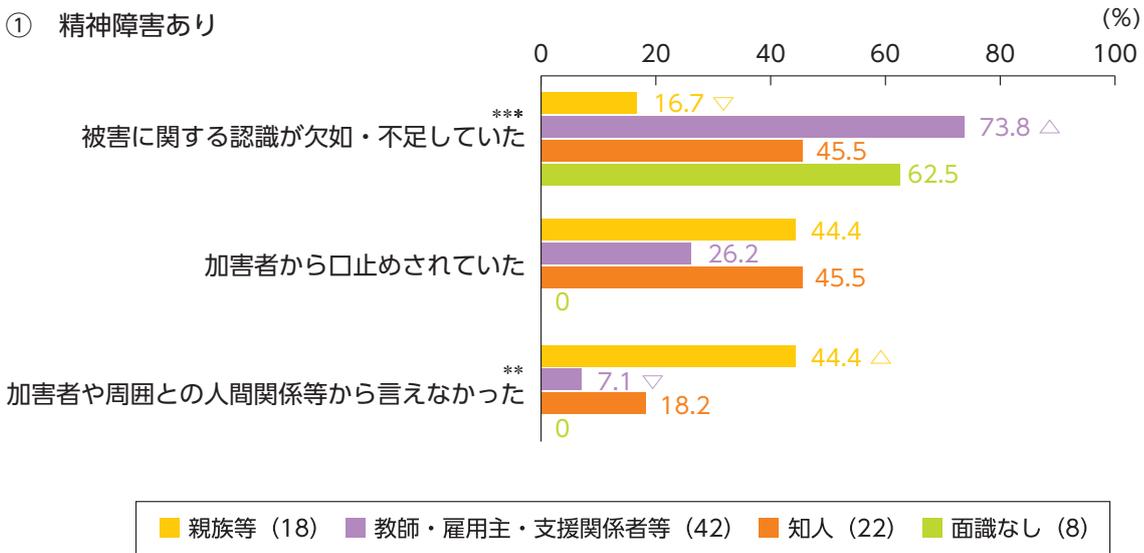
では、「加害者から口止めされていた」及び「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」が同程度に高く（いずれも44.4%）、精神障害なし（16歳未満）群では、「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」が最も高かった（76.2%）。加害者が「教師・雇用主・支援関係者等」の場合、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群のいずれも、「被害に関する認識が欠如・不足していた」（それぞれ73.8%、72.7%）が最も高かった。加害者が「知人」の場合、精神障害あり群では、「被害に関する認識が欠如・不足していた」及び「加害者から口止めされていた」が、精神障害なし（16歳未満）群では、「被害に関する認識が欠如・不足していた」及び「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」が、それぞれ約5割であった。加害者が「面識なし」の場合、精神障害あり群では、「被害に関する認識が欠如・不足していた」が6割を超えていた一方、精神障害なし（16歳未満）群では、前記3項目に該当した者はいなかった。

χ^2 検定又はFisherの正確確率検定を行った結果、精神障害あり群は、「被害に関する認識が欠如・不足していた」及び「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」において、精神障害なし（16歳未満）群は、「被害に関する認識が欠如・不足していた」、「加害者から口止めされていた」及び「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」において、それぞれ有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、精神障害あり群の「被害に関する認識が欠如・不足していた」では、加害者が「教師・雇用主・支援関係者等」の該当率が高く、「親族等」の該当率が低い傾向が見られ、「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」では、加害者が「親族等」の該当率が高く、「教師・雇用主・支援関係者等」の該当率が低い傾向が見られた。また、精神障害なし（16歳未満）群の「被害に関する認識が欠如・不足していた」及び「加害者から口止めされていた」では、加害者が「教師・雇用主・支援関係者等」の該当率が高く、「親族等」の該当率が低い傾向が見られ、「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」では、加害者が「親族等」の該当率が高く、「教師・雇用主・支援関係者等」の該当率が低い傾向が見られた。

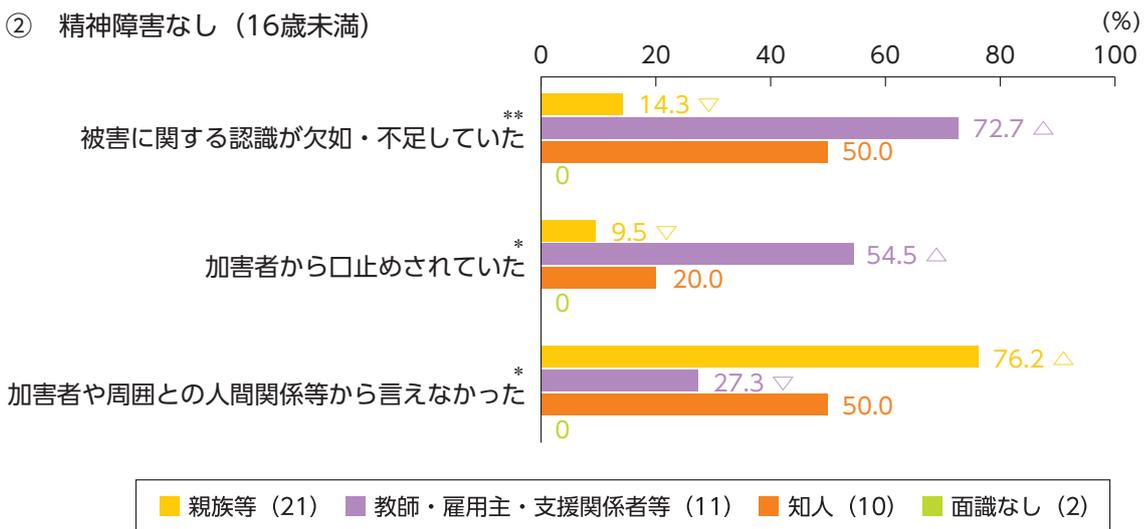
「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」について、加害者が実父や母親の内縁の夫等である場合、被害申告することで母親と加害者との関係が悪くなることを心配したり母親の気持ちを気遣ったりする事例や、母親と自分との関係が悪化することを懸念する事例が散見された。また、加害者が教師・雇用主・支援関係者等である場合、被害申告することで叱られたり、所属する組織を辞めさせられたりすることを懸念する事例があった。

3-4-3-5図 反復して被害を受けるまで被害申告できなかった理由(加害者との関係別)

① 精神障害あり



② 精神障害なし (16歳未満)



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 認定されていない犯行に関する供述について「あり」に該当した者に限る。
 3 各項目に該当した者(重複計上による。)の比率である。
 4 ***は $p < .001$ 、**は $p < .01$ 、*は $p < .05$ を示す。 p 値は χ^2 検定による漸近有意確率(度数が少ない場合は、Fisherの正確有意確率)である。
 5 χ^2 検定により有意差が認められ、調整済み残差が1.96以上を△で示し、-1.96以下を▽で示す。
 6 ()内は、実人員である。

(6) 犯行日から捜査機関への犯行発覚までの期間

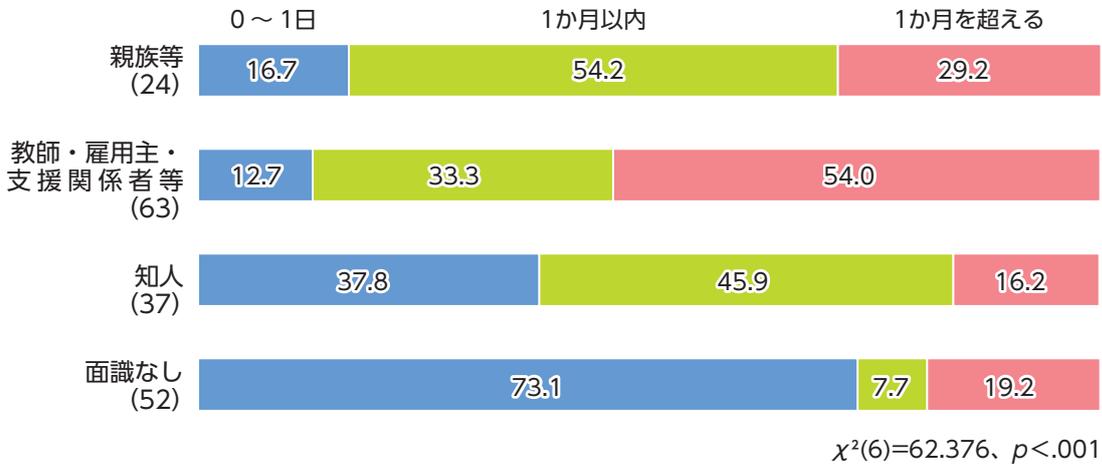
ここでは、犯行日から捜査機関への犯行発覚までの期間（本章第3節4項（5）参照）を加害者との関係別に見る。本調査項目について、「0～1日」、「1か月以内」（「1週間以内」及び「1か月以内」の合計）、「1か月を超える」（「半年以内」、「1年以内」及び「1年以上」の合計）の3カテゴリーに統合した上で、その構成比を加害者との関係別に見ると、**3-4-3-6図**のとおりである。加害者が「親族等」の場合、精神障害あり群では「1か月以内」（54.2%）、精神障害なし（16歳未満）群では「1か月を超える」（52.2%）が最も高かった。加害者が「教師・雇用主・支援関係者等」の場合、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群のいずれにおいても、「1か月を超える」が最も高く（それぞれ54.0%、50.0%）、加害者が「知人」の場合、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群のいずれにおいても、「1か月以内」が最も高かった（それぞれ45.9%、42.4%）。「面識なし」の場合、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群のいずれにおいても、「0～1日」が最も高かった（それぞれ73.1%、74.5%）。

χ^2 検定を行った結果、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群のいずれにおいても、有意な差が見られた。精神障害あり群について、調整済み残差を見ると、「親族等」及び「知人」の「1か月以内」、「教師・雇用主・支援関係者等」の「1か月を超える」、「面識なし」の「0～1日」の構成比が高く、「親族等」及び「教師・雇用主・支援関係者等」の「0～1日」、「知人」の「1か月を超える」、「面識なし」の「1か月以内」及び「1か月を超える」の構成比が低い傾向が見られた。精神障害なし（16歳未満）群について、調整済み残差を見ると、「親族等」の「1か月以内」及び「1か月を超える」、「知人」の「1か月以内」、「面識なし」の「0～1日」の構成比が高く、「親族等」及び「知人」の「0～1日」、「面識なし」の「1か月以内」及び「1か月を超える」の構成比が低い傾向が見られた。

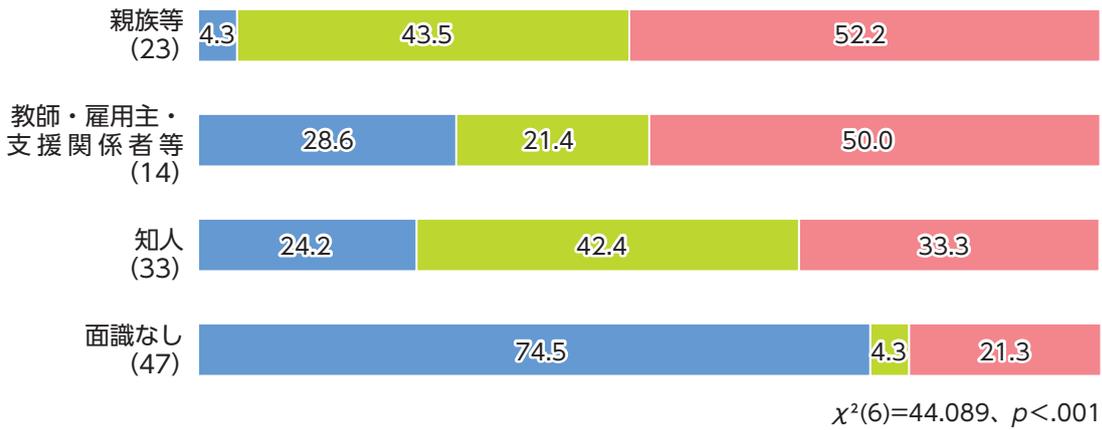
3-4-3-6図

犯行日から捜査機関への犯行発覚までの期間（加害者との関係別）

① 精神障害あり



② 精神障害なし（16歳未満）



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 () 内は、実人員である。

(7) 捜査機関への犯行発覚まで1か月以上を要した理由

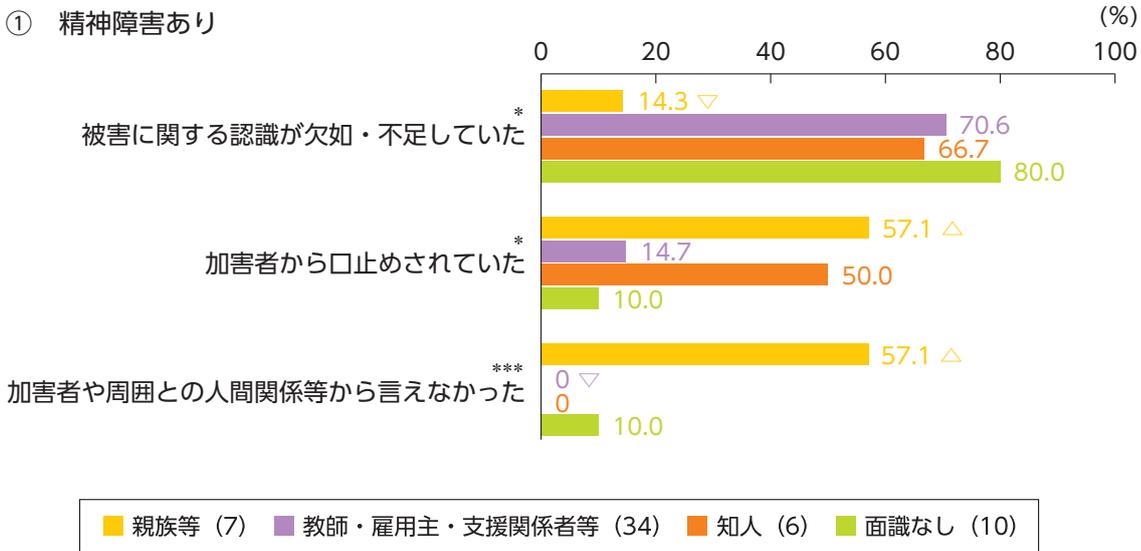
ここでは、犯行日から捜査機関への犯行発覚までの期間が1か月を超えた事案について、捜査機関への犯行発覚まで1か月以上を要した理由（本章第3節4項（6）参照）の中で、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群において、「その他」を除いて該当率が高かった3項目（「被害に関する認識が欠如・不足していた」、「加害者から口止めされていた」及び「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」）の該当率（重複計上による。）を加害者との関係別に見る。前記3項目の該当率を加害者との関係別に見ると、**3-4-3-7図**のとおりである。加害者が「親族」の場合、精神障害あり群では、「加害者から口止めされていた」及び「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」が同程度に高く（いずれも57.1%）、精神障害なし（16歳未満）群では、「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」が最も高かった（50.0%）。加害者が「教師・雇用主・支援関係者等」の場合、精神障害あり群では、「被害に関する認識が欠如・不足していたが」が最も高く（70.6%）、精神障害なし（16歳未満）群では、「加害者から口止めされていた」が最も高かった（71.4%）。加害者が「知人」の場合、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群のいずれにおいても、「被害に関する認識が欠如・不足していた」が最も高かった（それぞれ66.7%、45.5%）。加害者が「面識なし」の場合、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群のいずれにおいても、「被害に関する認識が欠如・不足していた」が最も高かった（それぞれ80.0%、50.0%）。

Fisherの正確確率検定を行った結果、精神障害あり群は、「被害に関する認識が欠如・不足していた」、「加害者から口止めされていた」及び「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」において、精神障害なし（16歳未満）群は、「加害者から口止めされていた」及び「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」において、それぞれ有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、精神障害あり群の「被害に関する認識が欠如・不足していた」では、「親族等」の該当率が低い傾向、「加害者から口止めされていた」では、「親族等」の該当率が高い傾向、「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」では、「親族等」の該当率が高く、「教師・雇用主・支援関係者等」の該当率が低い傾向が見られた。精神障害なし（16歳未満）群の「加害者から口止めされていた」では、「教師・雇用主・支援関係者等」の該当率が高い傾向、「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」では、「親族等」の該当率が高く、「面識なし」の該当率が低い傾向が見られた。

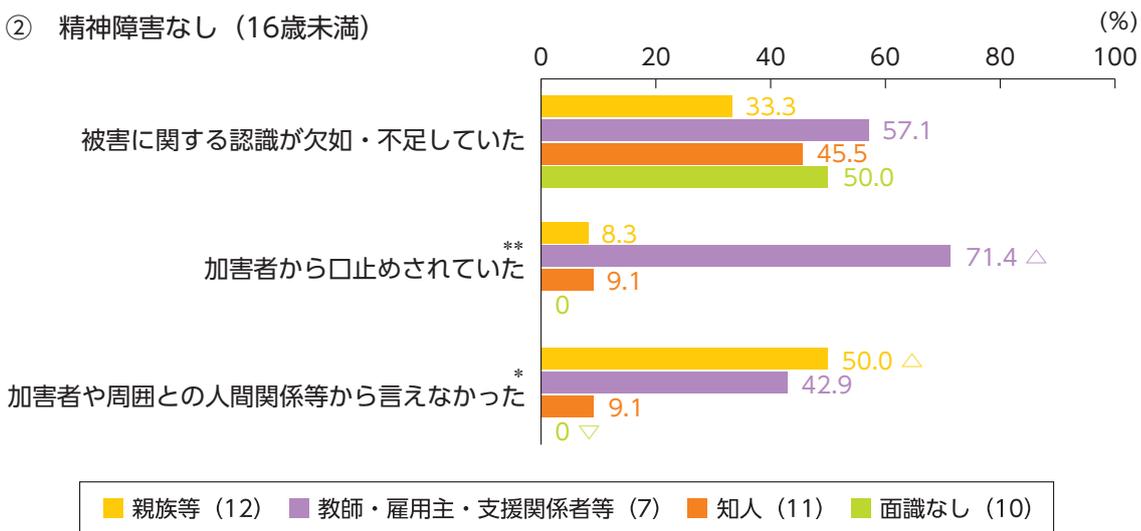
3-4-3-7図

捜査機関への犯行発覚まで1か月以上を要した理由（加害者との関係別）

① 精神障害あり



② 精神障害なし（16歳未満）



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 犯行日から捜査機関への犯行発覚までの期間が「半年以内」、「1年以内」又は「1年以上」の項目に該当した者に限る。
 3 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 4 ***は $p < .001$ 、**は $p < .01$ 、*は $p < .05$ を示す。 p 値はFisherの正確有意確率である。
 5 Fisherの正確確率検定により有意差が認められ、調整済み残差が1.96以上を△で示し、-1.96以下を▽で示す。
 6 () 内は、実人員である。

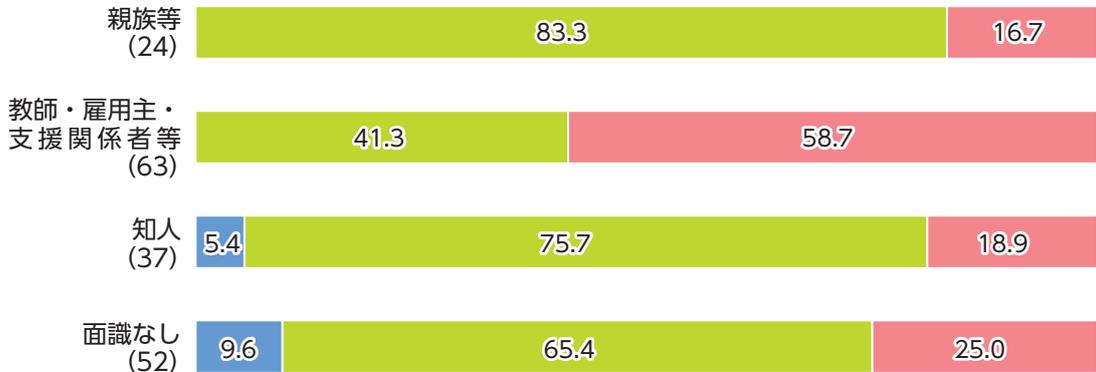
(8) 被害申告の有無

ここでは、調査対象被害者が最初に被害を伝えた相手（本章第3節5項（1）参照）の調査項目について、被害申告の有無を加害者との関係別に見る。同調査結果を「被害申告あり（捜査機関）」、「被害申告あり（捜査機関以外）」及び「被害申告なし」の3カテゴリーに統合した上で、その構成比を加害者との関係別に見ると、**3-4-3-8図**のとおりである。精神障害あり群は、加害者が「親族等」又は「教師・雇用主・支援関係者等」の場合、被害者が捜査機関に対し被害を申告したケースはなく、精神障害なし（16歳未満）群は、いずれの加害者との関係においても、被害者が捜査機関に対し被害を申告したケースはなかった。また、精神障害あり群は、加害者が「教師・雇用主・支援関係者等」の場合のみ、「被害申告なし」（58.7%）が「被害申告あり（捜査機関以外）」（41.3%）を上回ったが、その他の加害者との関係では、「被害申告あり（捜査機関以外）」の構成比が最も高く、60～80%台に上った。精神障害なし（16歳未満）群は、全ての加害者との関係において、「被害申告あり（捜査機関以外）」の構成比が最も高く、約7～8割に上った。

Fisherの正確確率検定を行った結果、精神障害あり群において有意な差が見られたが、精神障害なし（16歳未満）群は、有意な差は見られなかった。精神障害あり群について、調整済み残差を見ると、「親族等」及び「知人」の「被害申告あり（捜査機関以外）」、「教師・雇用主・支援関係者等」の「被害申告なし」、「面識なし」の「被害申告あり（捜査機関）」の構成比が高く、「親族等」及び「知人」の「被害申告なし」、「教師・雇用主・支援関係者等」の「被害申告あり（捜査機関）」及び「被害申告あり（捜査機関以外）」の構成比が低い傾向が見られた。

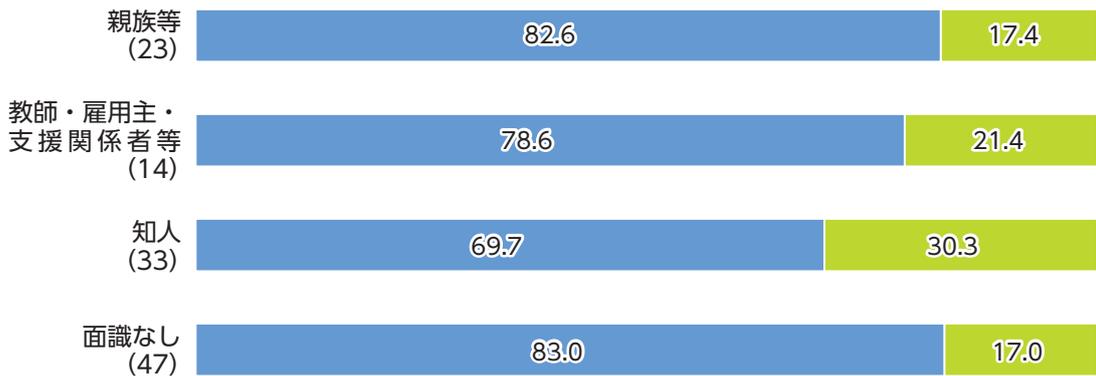
3-4-3-8図 被害申告の有無（加害者との関係別）

① 精神障害あり



Fisher の正確確率検定 $p < .001$

② 精神障害なし（16歳未満）



Fisher の正確確率検定 $p = .527$



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 () 内は、実人員である。

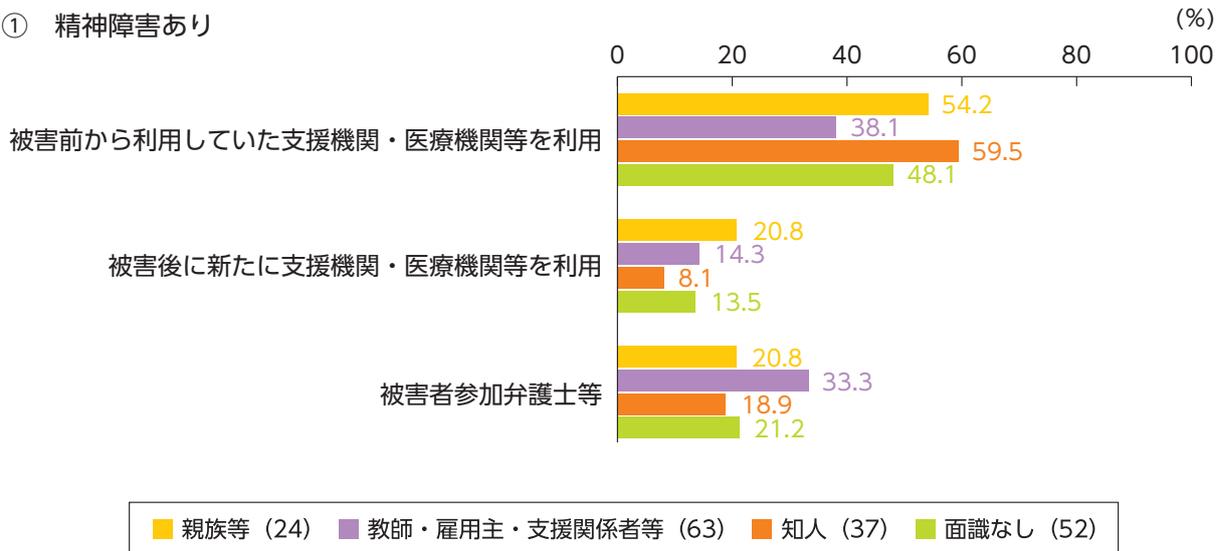
(9) 被害後に利用した社会資源等

ここでは、調査対象事件について、被害後に利用した社会資源等（本章第3節6項（5）参照）を加害者との関係別に見る。加害者との関係別に、各項目の該当率（重複計上による。）を見ると、**3-4-3-9図**のとおりである。精神障害あり群は、いずれの加害者との関係においても、「被害前から利用していた支援機関・医療機関等を利用」が最も高く、加害者が「親族等」及び「知人」の場合では、5割を超えた。精神障害なし（16歳未満）群は、加害者が「親族等」の場合、「被害後に新たに

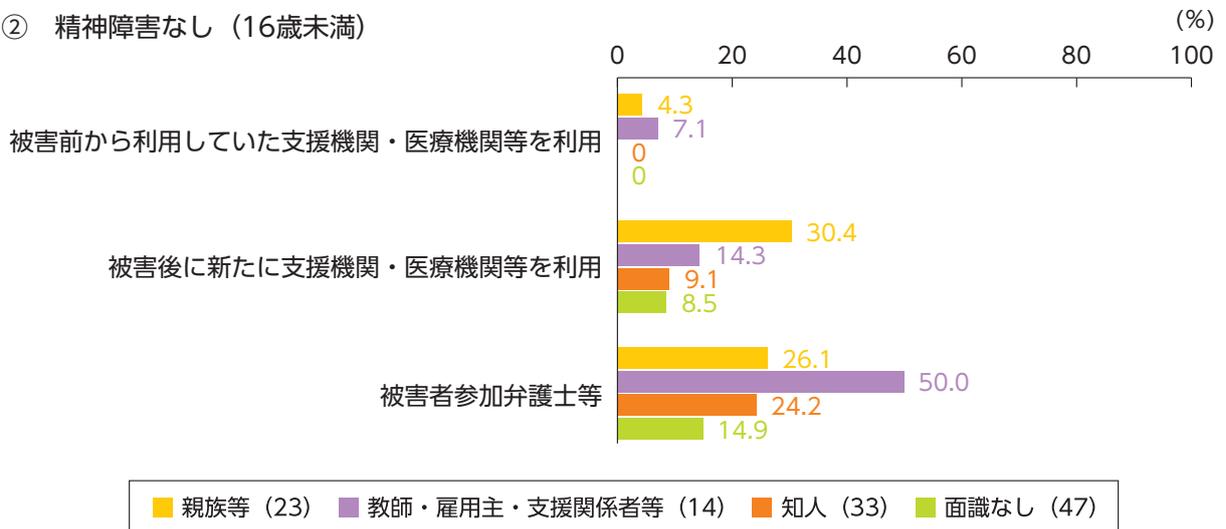
支援機関・医療機関等を利用」が最も高く（30.4%）、加害者が「教師・雇用主・支援関係者等」、「知人」、「面識なし」の場合、「被害者参加弁護士等」が最も高かった（それぞれ、50.0%、24.2%、14.9%）。 χ^2 検定又はFisherの正確確率検定を行った結果、有意な差は見られなかった。

3-4-3-9 被害後に利用した社会資源等（加害者との関係別）

① 精神障害あり



② 精神障害なし（16歳未満）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 3 ***は $p<.001$ 、**は $p<.01$ 、*は $p<.05$ を示す。 p 値は χ^2 検定による漸近有意確率（度数が少ない場合は、Fisherの正確有意確率）である。
 4 ()内は、実人員である。

(10) 司法面接的手法による取調べ（加害者との関係別）

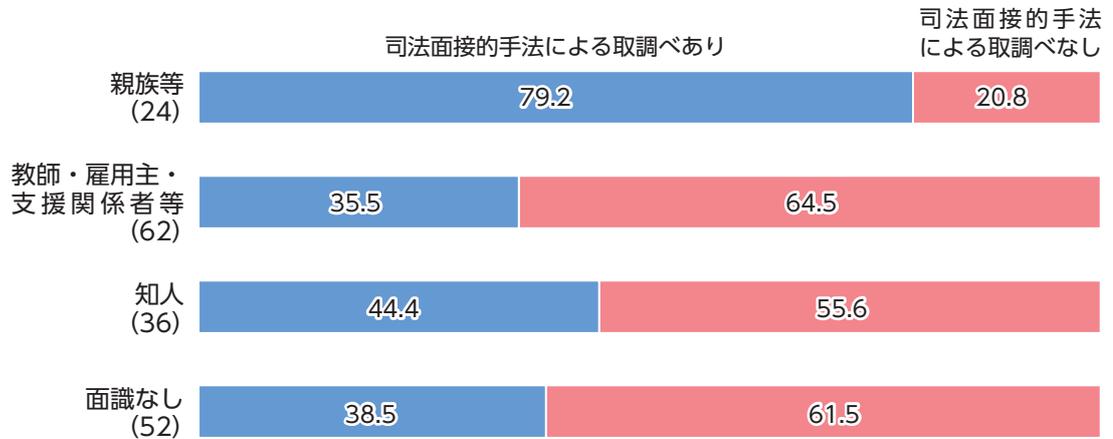
ここでは、調査対象被害者に対する司法面接的手法による取調べ（本章第3節6項（1）参照）の実施の有無を加害者との関係別に見る。本調査項目について、実施の有無が不詳の者を除いた上で、「司法面接的手法による取調べあり」（「捜査機関への犯行発覚当日又は翌日に実施」、「捜査機関への犯行発覚から1週間以内に実施」、「捜査機関への犯行発覚から1か月以内に実施」及び「捜査機関への犯行発覚から1か月以上後に実施」の合計）、「司法面接的手法による取調べなし」の2カテゴリーに統合し、その構成比を加害者との関係別に見ると、**3-4-3-10図**のとおりである。精神障害あり群では、加害者が「親族等」の場合、「司法面接的手法による取調べあり」の構成比は約8割であり、加害者が「教師・雇用主・支援関係者等」、「知人」及び「面識なし」である場合、「司法面接的手法による取調べあり」の構成比は約4割であった。精神障害なし（16歳未満）群では、加害者が「親族等」の場合、「司法面接的手法による取調べあり」の構成比は約7割であり、加害者が「教師・雇用主・支援関係者等」及び「知人」の場合、「司法面接的手法による取調べあり」の構成比は約4割であり、加害者が「面識なし」の場合、「司法面接的手法による取調べあり」の構成比は5割程度であった。

χ^2 検定を行った結果、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群のいずれにおいても、有意な差が見られた。調整済み残差を見ると、精神障害あり群では、「親族等」の「司法面接的手法による取調べあり」の構成比が高い傾向が見られた。精神障害なし（16歳未満）群では、「親族等」の「司法面接的手法による取調べあり」及び「知人」の「司法面接的手法による取調べなし」の構成比が高い傾向が見られた。

3-4-3-10 図

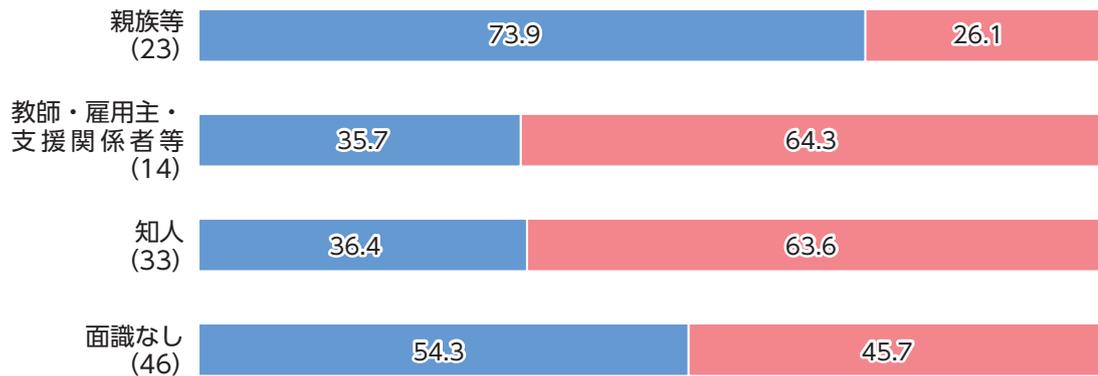
司法面接的手法による取調べ（加害者との関係別）

① 精神障害あり



$\chi^2(3)=14.499$ 、 $p=.002$

② 精神障害なし（16歳未満）



$\chi^2(3)=9.174$ 、 $p=.027$

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 司法面接的手法による取調べの実施が不詳の者を除く。
 3 「司法面接的手法による取調べあり」は、精神障害を有する性犯罪事件の被害者に対する司法面接的手法による取調べの試行開始（令和3年4月1日）及び試行拡大（4年7月1日）以前に同取調べが実施された場合を含む。
 4 「司法面接的手法による取調べあり」は、「捜査機関への犯行発覚当日又は翌日に実施」、「捜査機関への犯行発覚から1週間以内に実施」、「捜査機関への犯行発覚から1か月以内に実施」及び「捜査機関への犯行発覚から1か月以上後に実施」を合計した構成比である。
 5 ()内は、実人員である。

第5節 総合考察

本節では、前節までの特別調査の結果から明らかとなった精神障害を有する者等の性犯罪被害の傾向・特徴について概観し、それらを踏まえて考察を行う。

なお、考察に当たっては、精神障害あり群と精神障害なし群とで調査対象期間や調査対象罪名が異なること、精神障害の種類によっては調査対象者の数が少ないことなど、研究手法上の制約があることに留意する必要がある。

1 被害者の属性別に見た性犯罪被害の傾向・特徴

(1) 基本的属性

被害者の四つの属性すべてにおいて、女性の割合が高かったが、精神障害を有する者・有しない者のいずれも、16歳以上と比べて16歳未満の方が、男性の割合が高い傾向が見られた。また、精神障害を有する者（16歳以上）では、他の属性と比べて、無職者や、施設等に居住している者の割合が高いなどの特徴が見られた。

精神障害を有する者について、精神障害の種類等を調査した結果では、7割以上が知的障害に該当していたほか、6割以上が施設又は支援学校等へ通所・通学し、日常的に家族や住居から離れる時間がある状況がうかがえた。

(2) 調査対象事件の特徴等

精神障害あり群、精神障害なし（16歳未満）群及び精神障害なし（16歳以上）群のいずれも、最初に受けた被害の態様としては、「強制わいせつ等」が7割を超えていた。態様が「強制わいせつ等」であるものについて、科刑状況を見ると、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群に対する事件の加害者は、精神障害なし（16歳以上）群に対する事件の加害者と比べて、5年を超える実刑の割合が高く、全部執行猶予の割合が低いなど、重い科刑になる傾向がうかがえた。

次に、余罪関係では、精神障害なし群に対する事件の加害者は、他の被害者に対する強制性交等や強制わいせつ等の余罪がある場合が2割前後あった一方、精神障害あり群に対する事件の加害者については、同余罪がある場合は1割未満で少ないという特徴が見られた。発覚に至っていない余罪がある可能性は念頭に置いておく必要はあるが、精神障害あり群に対する事件の加害者の場合、犯行機会や被害者の特性に係る特定の条件に該当する被害者だけに狙いを定めて犯行に及んでいる可能性も考えられる。

最初の被害の場所については、精神障害なし群では、屋外が最も多かったのに対して、精神障害あり群では、学校・就労先・療養所・デイケア施設等が最も多かったほか、他の被害者群と比べて、自動車や送迎バス等の公共交通機関以外の乗り物内が被害場所となる割合が高いなどの特徴が見られた。

また、最初の被害の場所が屋外である場合について、その犯行時間帯を見ると、精神障害あり群では夕方の時間帯、精神障害なし（16歳未満）群では日中から夕方にかけての時間帯、精神障害なし（16歳以上）群では深夜の時間帯に多い傾向が見られた。自宅に居住している者が大半であることを考慮すると、各々の通所・通学・通勤等の時間帯との関連が考えられる。なお、精神障害なし（16歳以上）群で、屋外での被害が深夜の時間帯に多いことについては、人通りが少なく、暗くて加害者の顔が判別しづらい状況等が狙われている可能性が推察される一方で、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群では、屋外での被害が日中等でも比較的多く生じていることから、加害者は、被害者から抵抗されたり、顔を覚えて通報されたりするリスクを過小評価して犯行に及んでいる可能性が示唆された。

（3）加害者の属性等

精神障害あり群、精神障害なし（16歳未満）群及び精神障害なし（16歳以上）群に対する事件の加害者のいずれも、ほぼ全員が男性であり、同種前歴を有している者は1～2割程度にとどまるという傾向において一致していた。一方、加害者の年齢層には顕著な差が認められ、精神障害なしに対する事件の加害者には、20～30歳台等の比較的若い年齢層が多い一方、精神障害あり群に対する事件の加害者は、65歳以上の高齢者層が多いという傾向がうかがえた。

また、被害者から見た加害者の立場について、精神障害なし群に対する事件では、面識がない者が加害者であることが多い一方、精神障害あり群に対する事件の加害者は、面識がない者を上回って支援関係者が最も多いという特徴が見られた。なお、精神障害あり群に対する事件の加害者が面識なしであるケースについては、支援学校付近や通勤・通学路において、被害者の動静や行動範囲から被害者が精神障害を有する者であることを覚知した上で、待ち伏せして犯行に及ぶ事案が散見されたところであり、通勤・通学路が狙われやすい可能性が示唆された。

（4）被害の認識及び潜在化に関する事情等

被害当時の被害認識について、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群は、精神障害なし（16歳以上）群と比べ、加害者から行われた行為の意味内容を理解できていなかったり、同行為が犯罪行為の被害であると明確に認識できていなかったりする傾向があり、このように被害認識が十

分でないことは、被害申告までに時間を要した理由や犯行発覚までに長期間を要した理由とも関連していることが示唆された。なお、これらの調査結果を見るに当たっては、加害者側のコントロールにより、被害を認識できないように仕向けられている可能性についても留意する必要がある、今回の調査において、被害者自身に落ち度があった旨の被害者供述が複数見られたことも、加害者側のコントロールがあったことをうかがわせるものである。

また、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群では、精神障害なし（16歳以上）群と比べて、犯行発覚までの期間が長期間に及ぶ傾向が見られ、中には1年を超える場合も約1～2割見られたことに加え、同一被害者に対する判決書で認定された犯行が複数件に及ぶケースや、認定に至らなかったものの、複数件の判決書で認定されていない犯行に関する供述があるケースも比較的多く見られ、被害が発覚するまでの間に複数回犯行が重ねられている状況もうかがえた。

(5) 被害申告・犯行発覚の経緯及び状況等

前記(4)のとおり、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群では、精神障害なし（16歳以上）群と比べて、犯行発覚までの期間が長期間に及ぶ傾向が見られたところ、これは、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群については、被害申告がそもそもなかったり、最初に被害を伝える相手が親族や支援者・学校関係者等の身近な者であることが多く、最初から捜査機関へ被害を伝える者が少ないことが関連していると考えられる。また、精神障害あり群においては、被害を伝えられた親族等が、まずは内部的な聞き取り等を実施したり、捜査機関以外の医療機関・支援機関への連絡等を優先したりしがちである傾向が見られること、関係者の話や証拠を収集しないと被害者の訴えが真実であるとの確証が持ち得ないと捉えられやすいことなども、被害の発覚の遅れにつながっている可能性が示唆された。実際、犯行発覚までの期間について被害を伝えられた側の直後の対応状況との関連で見た分析では、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群において、内部的な聞き取り等を実施している場合に犯行発覚までの期間が長くなる傾向が見られた。

他方、精神障害あり群及び精神障害なし（16歳未満）群については、はっきりとした被害認識に基づかないまでも、被害者が口にした単語や不快感、またはその身振り手振りに周囲が違和感を覚え、話を聞いていくうちに被害が発覚しているケースも多く見られ、被害者の言動の異変を周囲が察知することの重要性が示唆された。

(6) 被害者保護に関する措置及び被害後の状況等

精神障害あり群については、障害等によりそもそも供述困難である場合も多数あることを踏まえる

と、比較的高い割合で司法面接的手法による取調べが実施されている状況が明らかになったほか、精神障害あり群、精神障害なし群のいずれにおいても、証人出廷した際には、遮へい及びビデオリンク等を中心とした措置が大半のケースで採られている状況等が明らかになった。

一方、被害者が被害を受けた後に利用した社会資源や、事件による精神的影響及び被害者に対する慰謝の状況等については、刑事手続きの中で判明している限りにおいては、不明であったり、慰謝料等の支払がなしとなっていたりするケースが多い傾向が見受けられ、刑事手続後も含めた長いスパンで、被害者への支援や慰謝の在り方等を考えていく必要性があることが示唆された。

2 被害の潜在化リスクに関する分析結果から見た性犯罪被害の傾向・特徴

(1) 精神障害の種類・程度別潜在化リスクに関する分析

精神障害の種類・程度別に、それぞれ被害の潜在化リスクに差が見られるかを検討したところ、被害当時の被害認識において、特徴的な傾向が見られた。発達障害又は軽度の知的障害を有する被害者においては、加害者から犯罪行為の被害を受けたことを認識できている場合が多く、認知症、重度又は最重度の知的障害を有する被害者においては、加害者から行われた行為自体を認識できていない場合や、その行為の意味内容をほとんど理解できていない場合（加害者側のコントロールにより、認識できないように仕向けられている場合も含まれている可能性がある。）が多い傾向がうかがえた。加えて、認知症並びに重度及び最重度の知的障害については、反復して被害を受けるまで被害申告できなかった理由においても、被害に関する認識がないことや不十分であることが理由となっているケースが多く、さらに、被害申告がないケースも多い傾向が見られた。これらの調査結果から、認知症、重度又は最重度の知的障害を有する被害者は、特に被害が潜在化しやすい可能性が示唆された。

また、同一被害者に対する判決書で認定された犯行件数は1件が多いものの、判決書で認定されていない犯行に関する供述では、知的障害及び認知症でそれぞれ5割弱（46人、5人）、発達障害では約9割（12人）において、判決書で認定されていない犯行に関する供述があった。さらに、そのうちの多くが面識のある加害者から被害を受けていたことから、身近なところで同一加害者から複数回の性被害に遭っている可能性が示唆された。

(2) 年齢別潜在化リスクに関する分析

年齢別に、被害の潜在化リスクに差が見られるかを検討したところ、精神障害あり群及び精神障害なし群のいずれにおいても、年齢との間に相関が見られた。被害当時の被害認識において、精神障害なし群は、15歳以上になると全員が加害者から犯罪行為の被害を受けたことを認識できており、明

確な年齢による差が見られた。一方、精神障害あり群は、いずれの年齢でも、加害者から行われた行為の意味内容を理解できていなかったり、同行為が不快感を伴うものと認識しつつも犯罪行為による被害であるとは明確に認識できていなかったりする者が一定数おり、特定の年齢との関係性は必ずしも明確ではないという特徴が見られた。

また、精神障害あり群においては、認識が十分でないことが、反復して被害を受けるまで被害申告できなかった理由や犯行発覚まで1か月以上を要した理由となっている者が18歳、19歳においても一定数いたほか、判決書で認定されていない犯行に関する供述についても、19歳の7人中3人が供述があったことなどの傾向も見られた。

これらのことから、精神障害なし群は、一定の年齢以下で被害の潜在化リスクが高くなると考えられる一方、精神障害あり群は、年齢による差はある程度あるものの、一定の年齢を超えても被害の潜在化リスクが高い者がいることがうかがわれた。

(3) 加害者との関係別潜在化リスクに関する分析

加害者との関係別に、被害の潜在化リスクに関する分析を行ったところ、加害者との関係が影響していると思われる被害の特徴が明らかとなった。判決書で認定されていない犯行に関する供述では、加害者が親族や教師・雇用主・支援関係者等である場合において、精神障害あり群及び精神障害なし(16歳未満)群のいずれにおいても、件数が多い傾向が見られ、日常的に接する身近な者が加害者である場合において、複数回の性被害に遭う傾向が高く、被害が潜在化しやすい可能性が示唆された。

また、反復して被害を受けるまで被害申告できなかった理由では、精神障害あり群及び精神障害なし(16歳未満)群のいずれも、加害者が親族等である場合には、「加害者や周囲との人間関係等から言えなかった」を理由とする割合が、他の加害者との関係の場合よりも高く、加害者が教師・雇用主・支援関係者等である場合には、「被害に関する認識が欠如・不足していた」を理由とする割合が、他の加害者との関係の場合及び他の理由よりも高い傾向が見られるなどの特徴的な違いがうかがえた。親族等が加害者である場合には、自らの被害申告によって加害者や周囲との人間関係等が変化・崩壊することを恐れて被害申告をためらう傾向にあること、また、加害者が教師・雇用主・支援関係者等である場合には、加害者側が被害者の認識能力や対応能力が十分ではないこと(加害者側のコントロールにより、そうした状況に仕向けられている場合も含まれている可能性がある。)を認識した上で、そこに付けこんで犯行に及ぶ傾向があることが、それぞれ主として被害の潜在化につながっている可能性が示唆された。